慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	慶長刊大学中庸章句の研究
Sub Title	Study of the Keicho imprint of daigaku Chuyo Shoku
Author	高橋, 智(Takahashi, Satoshi)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1997
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.32 (1997.) ,p.95- 216
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000032-0095

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶長刊大学中庸章句の研究

高橋　智

はしがき

本研究報告は、第二十八輯「古活字版趙注孟子校記」、第三十・三十一輯の「慶長刊論語集解の研究」に相続くもので、慶長時代頃の、古注学と朱子学とが混然と一体になった「四書」の出版受容の実態を、それ以前、室町時代頃を中心とした博士家等による受容のあり方を踏まえた上で、現存する伝本の調査から把握しようと試みたものである。従って、遠くは阿部隆一元文庫長による、本論集第一輯の巻頭論文「本邦中世に於ける大学中庸の講誦伝流について―学庸の古鈔本並に邦人撰述注釈書より見たる―」の補編を成すものでもある。昭和三五年、慶応義塾に研究所として、斯道文庫が麻生氏所有以来、再発足して掲げられた研究課題は、室町以前の日本漢学資料、即ち邦人撰述漢籍注釈書類並に漢籍古写本の総合的研究を中心として、膨大な量の、中世以前の資料を、原典フィルム両面に亘って収集整理することにあった。二年後、阿部教授はその精力的な収集活動をもとに、文献を中心に据えた文化史研究のあり方と方向を前掲論文に於いて示唆された。爾来、孝経・帝範・三略と研究が進捗するうちにも、飽なき古典籍への希求は幅広い漢文資料の渉猟、調査へと向かい、遂に昭和四五年、台北に楊氏観海堂旧蔵本を訪れる機を得、果ては日本中国を含めた漢籍総目録の企図へと業は膨らんでいった。しかしながら、今遺されてある本文庫所蔵の資料、また阿部教授のノートの類を綴る時に痛感するのは、一貫して前掲論文に託された精神であって、数多ある教授の業績を照らし見ても、聳え立つことこれに

如くものはないと思われるのである。それはまた、同時に本文庫出発の原点であり、研究の根本精神でもあると言える。一字一句に丁寧に訓点を施して漢文を読みこんでいった中世以来の学者たちの熱意は、そのままに教授の熱意であったと感じてならぬのである。こうした意図の下に、及ばずながらその姿勢を継承して大道に則しようと、本研究に取りくんだわけである。論語に「士ハ以テ弘毅ナラズンバアル可ラス、任重フシテ道遠シ、仁以テ己カ任トス、亦重カラズヤ、死シテ後ニ已ム、亦遠カラズヤ」(泰伯7)という認識を学問に於いて、誠に深く持さねばならぬという思いがするのである。

「大学」「中庸」についての伝来の概要はまた、前掲論文を参照していただき、ここでは先ず慶長刊本の版種の総覧から説き進んでゆくこととする。国立故宮博物院(台北)、大東急記念文庫、東洋文庫、武田科学振興財団杏雨書屋、京都大学附属図書館等、資料の掲載から調査までを快く御許可下された諸機関に対しては深く感謝の意を表する次第である。

目次

第一編　版本編　頁

第一章　版種総覧……九八

第二章　古活字版……一一四

第一節　下村生蔵刊本……一一四

第二節　今関正運刊本……一一五

第三節　無刊記本……一二〇

第三章　整版……一二一

(一)「四書」伝存本……一二二

(二)「大学・中庸」伝存本……一二三

(三)「大学」のみ伝存本……一二四

(四)「中庸」のみ伝存本……一二四

第二編　校勘編……一二六

第三編　訓読編

第一章　書入れの状況……一三四

第二章　翻刻……一四一

図版目次

第一図　今関版甲種「大学章句」……九九

第二図　同　同　「中庸章句」……一〇〇

第三図　「中庸章句」末の「補音釈」・今関正運刊記（今関版甲種）……一〇一

第四図　今関版丙種「中庸章句」……一〇三

第五図　無刊記乙種「中庸章句」……一〇五

第六図　無刊記丙種「大学章句」……一〇七

第七図　下村生蔵刊「大学章句」……一〇八

第八図　同　「中庸章句」……一〇九

第九図　整版　「中庸章句」……一一三

第十図　「周易」慶長一四年写本……一四〇

第一編　版本編

第一章　版種総覧

大学・中庸の慶長刊本は、それほど伝本が多いというわけではない。林羅山の、道春点「四書」が出版されて以後の夥しい伝本の数に比べれば、なおいまだ中世以来の写本による講読の規模につらなるものと称し得る。従って、限られた現存本から、当時の出版模様を解明してゆくことが非常に困難な一書と言うことができるのである。まして、恐らくは、学・庸として、否また論・孟と加えての出版企図にありながらも、各書に解体されて伝存する状況であればなお、出版企図の再構築が難事に属することは容易に理解されるところである。

こうした環境のなかで斯道文庫蔵本の「大学」・「中庸」各一冊、高木文庫旧蔵本（図版一・二参照）は、大きな解明の突破口を提供してくれるものである。原装と目され、「大学」・「中庸」が同一グループの活字で植字されてしかも同時に、即ち印刷後間もなく製本されたものであろうと推察されるからである。そしてその「中庸」の末に「関東上総住今関正運刊」（図版三）とあることから、両書は今関正運の刊刻に係ることが判明し、たとえ「大学」のみが残存していても、本版に同版であれば今関版に分類することができるわけである。こうして今関版と証明できるものに、東京大学総合図書館の「大学」、そしてお茶の水図書館成簣堂文庫の「大学」がある。内閣文庫の「大学」「中庸」（274・66）もこの版種に属するものである。この伝本は、蔵印・書入れ者を同じくする二書で、他に慶長刊本の「論語」「孟子」も同一所持のものが伝わっているものである（後述）。原装ではないが、書入れが出版時期に近いものと思われることから二書一具に揃えたものと想像され、高木文庫旧蔵本とともに今関版の二書合刻を立証する資料である。

これらの伝本をまとめて、今、ここで今関正運刊本甲種と称することとする。川瀬一馬博士「古活字版之研究」においては、今関正運刊本第二種に分類されるものである。

なお、本種の活字の特徴は、印面から察すれば、「孟子」の慶長刊本A種（本文庫論集第二十八輯一五二頁参照）によく似

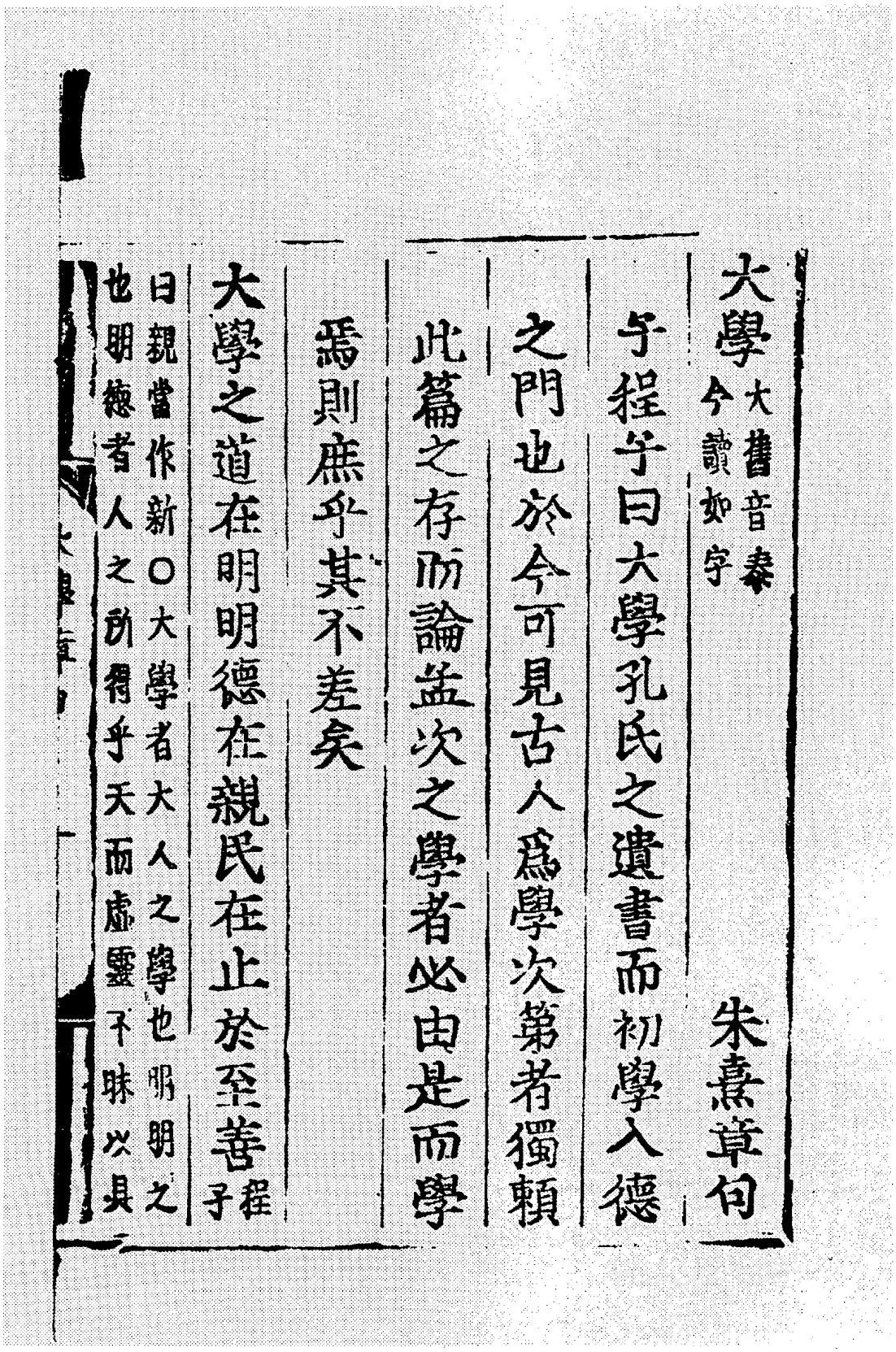

大學 大書音泰 今讀如字　　朱熹章句

子程子曰大學孔氏之遺書而初學入德之門也於今可見古人爲學次第者獨賴此篇之存而論孟次之學者必由是而學焉則庶乎其不差矣

大學之道在明明德在親民在止於至善 程子曰親當作新○大學者大人之學也明明之也明德者人之所得乎天而虛靈不昧以具

第1図　斯道文庫蔵「大学章句」今関版甲種

中庸 中者不偏不倚無過不及之名庸平常也　朱熹章句

子程子曰不偏之謂中不易之謂庸中者天下之正道庸者天下之定理此篇乃孔門傳授心法子思恐其久而差也故筆之於書以授孟子其書始言一理中散爲萬事末復合爲一理放之則彌六合卷之則退藏於密其味無窮皆實學也善讀者玩

第２図　斯道文庫蔵「中庸章句」今関版甲種

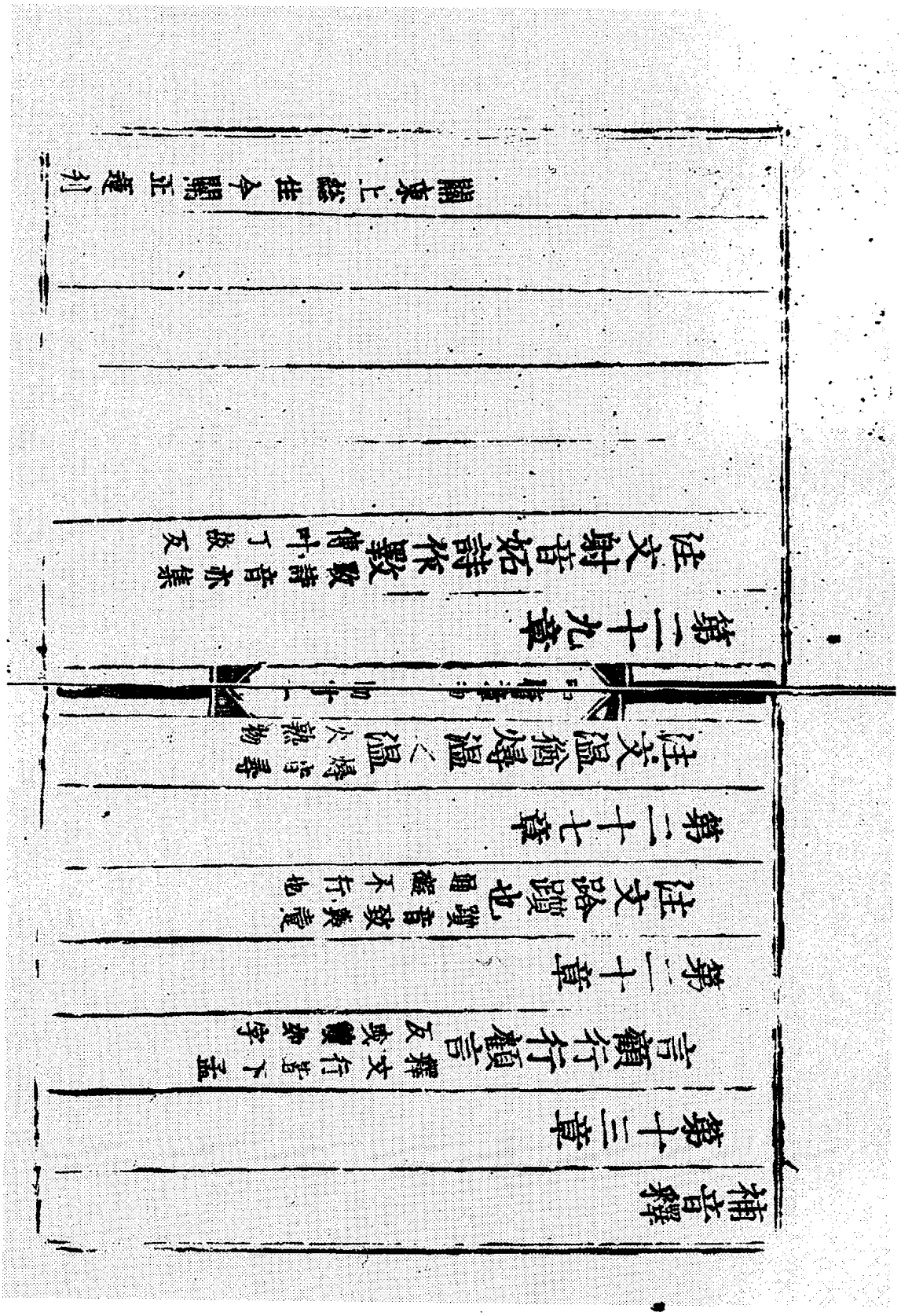

第3図　「中庸」末の「補音釈」並に今関正運の刊記　斯道文庫蔵
今関版甲種

ている。「論語」の慶長刊本にこの活字を捜すならば、乱版（みだればん）の活字部分がこれにあたる（論集三十輯図四―(2)・二三〇頁参照）。乱版の整版部分は要法寺版（整版甲種）にあたり、「正運刊」の刊記を持つものである。こうしてみると、今関正運の「四書」刊行の活動も、なお一層くっきりと浮びあがってくるようである。

次に、この活字群を用いて組み直した別版が伝存する。所謂、異植字版に相当するもので、「中庸」のみが存在して「大学」は発見されていない。「中庸」の本文第一葉「子程子曰」の「子」字の特徴を比較すれば、甲種かその異植字版かを容易に見分けることができる。ただ同じ活字群と言っても、写真では識別が困難で、大東急記念文庫蔵本「中庸」（22・39・52）を斯道文庫蔵甲種本と比較してはじめて理解される事実である。

これらを総じていま、今関正運刊乙種と名づけることとする。他に、「弘文荘古活字版目録」（昭和四七年）に著録される一本と、「法雲山華蔵寺獅子園書庫善本書目解題」（小沢賢二著・昭和五九年・同寺）に著録される一本がこれにあたる。「古活字版之研究」の今関正運刊本第三種に分類されるものである。

甲種と乙種が、同じグループの活字を用いていて、同類のものと見なされる一方、更にもう一種、これら甲・乙とは明らかに活字の様子に差異が感じられ、しかも同じく「関東上総住今関正運刊」の刊記を有する一群の伝本が存在している。これもなかなか写真では識別しにくく、大東急記念文庫に於いて「大学」（22・39・56）と同文庫の乙種「中庸」（22・39・52）とを左右に置いて見くらべる時、極めて瞭然と判明するものである。

現存するものに、この大東急記念文庫「大学」と、これと恐らくは同時頃刊行の僚本「中庸」（武田科学振興財団杏雨書屋蔵）、同じく東洋文庫蔵「中庸」（三・A・a・16）（図版四参照）、また小汀（おばま）文庫旧蔵の「大学」（「古活字版之研究」図版六三一番）がある。大東急記念文庫と杏雨書屋の「学・庸」が僚本であるというのは、ともに清原家の伝来本で、清原在賢（文化一―文久四・一八〇四―一八六四）所持本であったことから、そう考えられるのであって、斯道文庫蔵「学・庸」（今関版甲種）が僚本であるのと同じ意味を持つものと思われるのである。

「古活字版之研究」ではこれを今関正運刊第一種本としているものである。今、ここではこれを今関正運刊丙種本と呼ぶこととする。甲・乙種との違いは、前述の如く活字の様相の違いが最も大きなものであるが、「中庸」第四一丁裏第七行目の今

中庸 中者不偏不倚無過不及之名庸平常也　朱熹章句

子程子曰不偏之謂中不易之謂庸中者天下之正道庸者天下之定理此篇乃孔門傳授心法子思恐其久而差也故筆之於書以授孟子其書始言一理中散爲萬事末復合爲一理放之則彌六合卷之則退藏於密其味無窮皆實學也善讀者玩

第二十九章

注文射音妬詩作斁斁詩音亦集傳叶丁故反

關東上總住今關正運刊

関正運の刊記が、一行の左側によっているので、甲・乙の右側によっているのと容易に識別ができる。

この丙種で、最も注目しなければならない事実は、活字のグループが、慶長一四年刊「論語集解」と同じであるということである。この事実は、勿論これまでに指摘されたことはなかったが、各活字の各画の止め方に一呼吸あって、各字がやや固く感じられる特徴は、本論集三十輯・三十一輯にて考証した「論語」慶長刊本の研究の際に、筆者の目に焼き着いて離れないものであって、確信できるものである。ただし、「孟子」にはこの活字を用いたものの存在が認められないのである。

本論集三十輯にて既に立証した通り、慶長一四年刊「論語」は、所謂「要法寺版」という整版本にもとづいて植字されたものであった。而も、その要法寺版には「正運刊」という刊記が刻されている。その「正運」が、今関正運と考えられるならば、慶長一四年頃に同じ新造の活字を用いて、「論語」「大学」「中庸」を植版することは、ごく自然に考えられることではないだろうか。今関正運の「四書」刊刻の活動も全体としてよく理解されるように思われるのである。慶長一四年刊本の「論語」の刊記に見える「友傳」等も、こうして今関正運と密接な関係にあったであろうこともまた、推測されるところである。無論、「論語」の刊年をもって「大学」「中庸」の刊年にあてはめることは、必ずしも妥当とは限らないが、今は便宜上からこの今関正運刊丙種を、慶長一四年頃刊本と称することとする。

次に、従来、この今関正運刊本の類に置かれていたが、これを別種の活字群の出版物と把握しなければならない一本が存在する。それは大東急記念文庫蔵本の「大学」（22・39・55）（「古活字版之研究」増補版図六二九番）である。本版の活字の特徴は、字の入り方、抜け方に鋭いものが感じられ、一見して慶長八年以前刊「論語集解」（本論集三十輯一二九頁、また図版一―(4)等を参照）のそれと同じものであることが理解されるのである。この活字を用いた「中庸」「孟子」は発見されていないが、或は存在し伝を失ったものかと想像されるのであって、いまだその刊行者等の情報は得られず、「論語」と同様に無刊記本として扱い、今、無刊記本甲種と定めて、なおまた今関版丙種と同じようなわけで、慶長八年以前刊本と名づけて「論語」との連絡に便をはかりたいと考えている。

更にもう一本、弘文荘によって「新出本」と宣伝されて現在斯道文庫に所蔵される「中庸」（図版五参照）は、右の無刊記

中庸章句　朱熹

中者不偏不倚無過不及之名庸平常也

子程子曰不偏之謂中不易之謂庸中者天下之正道庸者天下之定理此篇乃孔門傳授心法子思恐其久而差也故筆之於書以授孟子其書始言一理中散為萬事末復合為一理放之則彌六合卷之則退藏於密其味無窮皆實學也善讀者玩

第5図　斯道文庫蔵「中庸章句」無刊記乙種

本や今関版全体とも異なる活字の特徴をもち、かつまた版式においても上下の象鼻が他本に比して短いという異色の存在である。慶長刊本には総じて末尾に付される「中庸」の「補音釈」が本版には欠している。これもまた、その出版の情報が無いことから無刊記本乙種という分類に定めておくこととする。

こうした無刊記本も、「大学」のみ「中庸」のみの存在では何とも分別の仕様がないのであって、今後の出現にゆだねなければならないが、無刊記の「大学」にもう一種活字の異なる一本が現存し、これは無刊記本丙種と名づけなければならないものである。活字の字様は、今関版のものに似ているが、或は幾種かの活字のグループが混入している可能性もある。「弑」「試」等の活字が不明瞭な刻字となっているのは今関版の使用活字を彷彿させる。京都大学附属図書館谷村文庫の一本（1・66・タ・1・貴）（図版六参照）がこれである。外側の匡郭が太く鮮明で、こうした版面はややもすると時代が降るかのように思われるふしがあるが、必ずしもそうとはいわれないと思う。版式の特徴に双花口魚尾がある。

以上が、活字版で、今関正運が刊刻に関るものと刊行事情の未詳なるものとの大約の分別である。そしてその次に分類項を挙げ得るものとして、慶長年間頃に大いに活躍した下村生蔵による活字印刷本がある。「孟子」にあっては東洋文庫等に所蔵されるB種活字版（本論集第二十八輯一五二頁・又図Ⅳ等を参照）、「論語」では無刊記本の三（本論集第三十輯一三二頁・又図一―(8)等参照）が、用いている活字が全く同種のもので、下村生蔵刊「四書」と総称することが可能な一類である。もっとも、こうした一連の特色ある活字を用いた出版物の刊行者を下村生蔵であると定め得る資料が、この「中庸章句」の末尾にある刊記であってみれば（同輯　図一―(9)参照）、僅かに伝存する二本（東洋文庫、慶応義塾図書館）（図版八参照）の価値は、大なること言うまでもない。「大学章句」は、楊守敬が持ち帰った一本が台北故宮博物院（図版七参照）に蔵されるのが現存確認されるもので、「弘文荘古活字版図録」に著録される一本は現所在不明である。この弘文荘本には末尾に「下村生蔵刊」の刊記が附され（台北本は欠している）ているのも貴重であるが、この一本は竹中重門（半兵衛重治の子）の旧蔵で、書入れの筆蹟から勘案しても慶応義塾図書館蔵「中庸」（やはり重門旧蔵）の書入れと同一筆蹟であり、ほぼ時を同じくして「学・庸」が開版されて伝来を同じくし来ったものであることを物語る、極

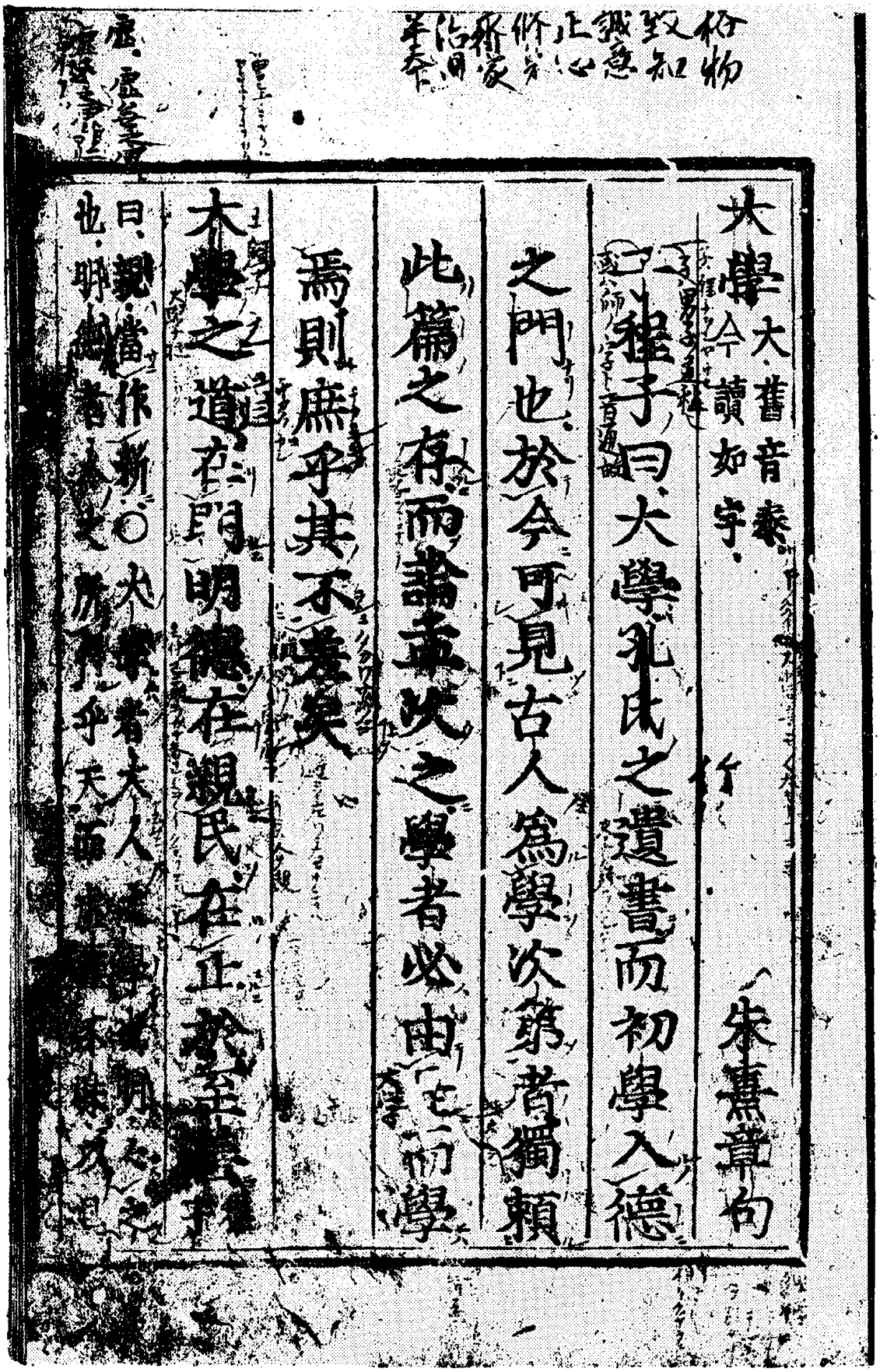

大學 大舊音泰今讀如字

朱熹章句

程子曰大學孔氏之遺書而初學入德之門也於今可見古人爲學次第者獨賴此篇之存而諸書次之學者必由乎此則庶乎其不差矣

大學之道在明明德在親民在止於至善

第6図　京都大学付属図書館蔵谷村文庫「大学章句」無刊記丙種

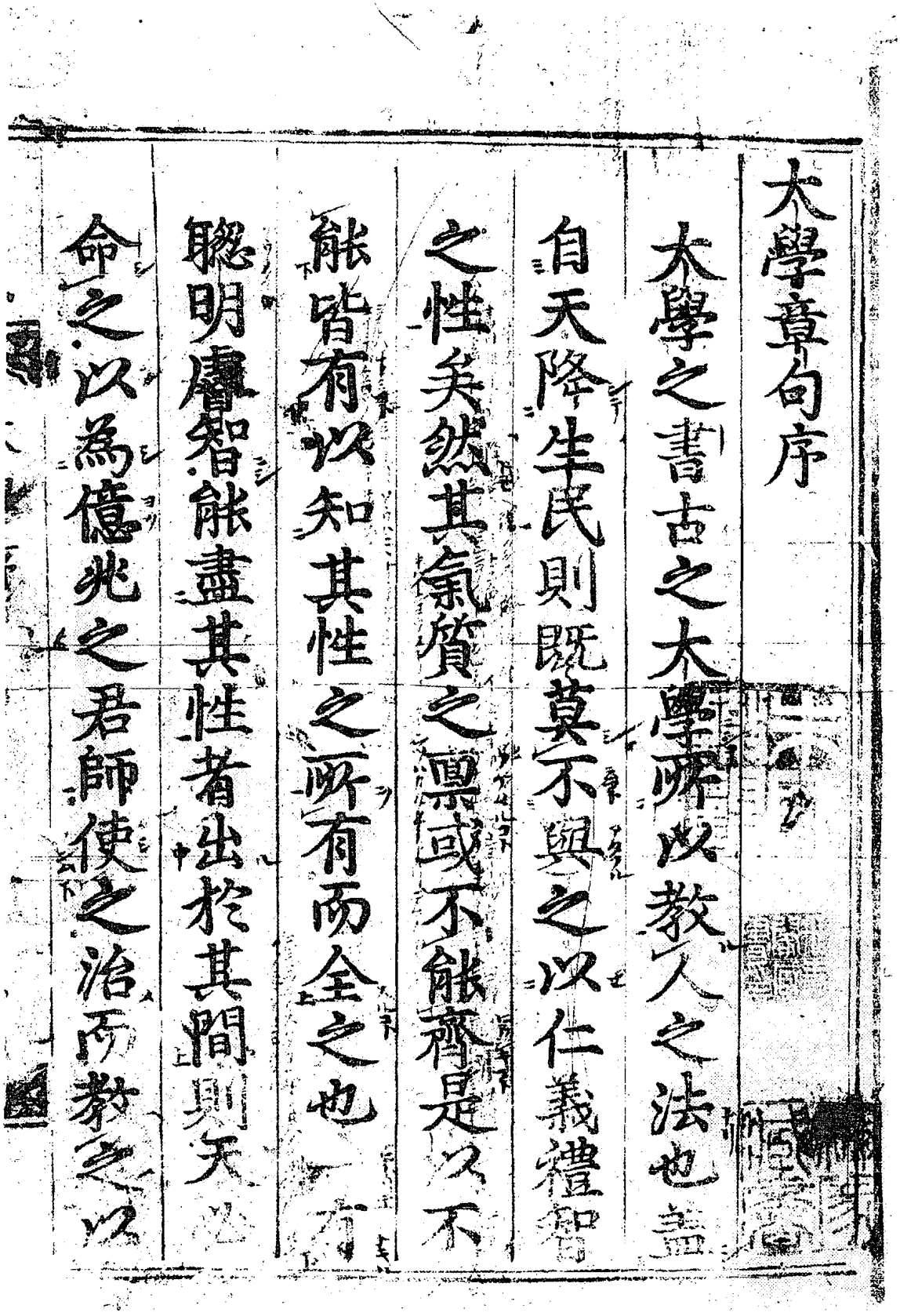

大學章句序

大學之書古之大學所以教人之法也蓋自天降生民則既莫不與之以仁義禮智之性矣然其氣質之稟或不能齊是又不能皆有以知其性之所有而全之也有聰明睿智能盡其性者出於其間則天必命之以為億兆之君師使之治而教之以

第７図　国立故宮博物院（台北）蔵「大学章句」下村版

中庸中者不偏不倚無過不及之名庸平常也　朱熹章句

子程子曰不偏之謂中不易之謂庸中者天下之正道庸者天下之定理此篇乃孔門傳授心法子思恐其久而差也故筆之於書以授孟子其書始言一理中散為萬事末復合為一理放之則彌六合卷之則退藏於密其味無窮皆實學也善讀者玩

第８図　慶応義塾図書館蔵「中庸章句」下村版

めて有意義な伝本であると言えよう。これらは、「孟子」「論語」と同様に、下村生蔵刊本としていままた分類することとする。

以上古活字印本の分類を図示すれば左の如くである。

A、下村生蔵刊本

B、今関正運刊本　甲種

乙種（甲と異植字）

丙種（慶長一四年頃）

C、無刊記本　甲種（慶長八年以前）

乙種（短象鼻）

丙種（双花口魚尾）

しかも、現存「四書」の状況をこの分類によって図示するならば、

A、下村本　「大学」「中庸」「論語」「孟子」

B、今関本（甲・乙）「大学」「中庸」「孟子」

（丙）「大学」「中庸」「論語」

C、無刊記（甲）「大学」「論語」

（乙）「中庸」

（丙）「大学」

と整理されるであろう。今後の発見によっては更に新たな事実が明らかになることであろうが、通覧して感じられるのは、「学・庸」は「論・孟」に比して伝本が少ないことであり、「論語」（古注）は当時いまだ写本の時代であったことから、写本の伝本も多いのに比して、「学・庸」は写本の流伝も多いとは言えず、読書人の拠ったテキストは慶長の頃、大陸より輸入される「四書大全」系のものや「四書集註」等の占める位置が大きかったであろうことを想像せしめるのである。むしろ、「孟子」（古注）の版種・伝本が多いのは注目に値する事実であろうと思う。

こうした活字本の流布に相俟って受容された整版本は、「古活字版趙注孟子校記」（第二十八輯）ではこれを扱わず、「慶長刊論語集解の研究」（第三十・三十一輯）でこれを扱う必要があることは既に述べた通りである。古活字本と表裏一体の性格を有するものであることが立証されたわけであるが、その成り立ちはむしろ単純とさえ言えるものであった。「孟子」はA種Cの活字版を覆刻したものと目されるし、「論語」は慶長八年以前刊活字版を忠実に覆刻した甲・乙両種が現存するのみであった。ところが、「学・庸」についてこれを比査するならば、祖本に据えるべき活字版がみあたらず、勿論、古活字版も種々な

異植字版が存在したであろうことも想像される筈で、みあたらないことに疑念を持つまでもなかろうが、単純な成り立ちとするわけにもゆかないのである。版心の双花口魚尾、象鼻の短い大黒口等は、活字版の版心には全く見られない特異なものである。字様は今関版に似ているとも言えるが、この頃の活字の特徴は皆競っているので何とも言えない。従って、筆者は、この頃の整版本が覆古活字版であるという概念には、必ずしも拘泥する必要がないのではないかという一例のような気もしている次第である。「中庸」の末尾に今関正運の刊記があるのも、覆古活字版という概念を推し進めれば、出版人は正運とは限らないわけで、その概念を避ければ本版も今関版ということになる。ともあれ、版式上からも「学・庸」の整版本は一時の刊刻になることは事実であろうが、「論語」と「孟子」の整版本が同一時の刊刻になるか否かは、これを決める根拠がない。ただ、「論・孟」ともに祖本をたどれば、今関正運が関っていたものに帰することはどうやら事実のようである。

こうした前提にあって注目されるのが、この整版本「学・庸・論・孟」（あるいは「学・論・孟・庸」）が揃って一帙となっている伝本の存在である。天理大学附属天理図書館・東京大学総合図書館・尊経閣文庫の三本がいま知られる所である。とりわけ、天理図書館蔵本は、「学・論・孟・庸」の順に配冊されて、「庸」末に刊記があることとあわせて、今関版の「四書」とされているものである。東京大学、尊経閣文庫、それぞれの目録もまた今関版「四書」として扱っている。もっとも「四書」の概念は朱熹の章句集注本を指すのが普通であるから、「論・孟」が古注本であることを考慮してか、東京大学の漢籍目録では「四書之属」には含まれず、「大学之属」に入れている。本論集第三十一輯二四六頁に述べた通り、天理図書館蔵本を子細に観察すると、「四書」を同時に印に付したものであろうと想像され、第三十輯一八四頁で尊経閣文庫蔵本について解説した際に「取り合わせたもの」で合印されたものではなかろうと記述したのは訂正する必要がある。要するに、四つの書それぞれが単行で行なわれたが合印したものも存在したということに帰するのであろうが、ただし、「大学」「中庸」はこれと表裏をなす活字版が存在せず、「論語」「孟子」は祖本となる活字版が明確に同定できるが、両書が同時に覆刻されたという確証はない、という事実を踏まえなければならない。従って、「今関版」という表現も、版種を識別する呼称として大いに意味あることと考

えられるが、出版事情を物語る意味として把握するのには、なお慎重にならねばならないと思われるのである。

更に、今回、「学・庸」の慶長刊本を調査して、ようやく「論・孟」との連絡がつけられて注目していることのひとつに、内閣文庫に蔵される同一人所持の「大・中・論・孟」が、当然目録上は各類に分かれて著録されるわけであるが、書入れられた訓点が全く同筆で「四書」を通じている事実がある。蔵印に「桐」（川瀬一馬博士によれば醍醐水本院という）なる墨印が捺されていることからも伝来が一具であることが明白であるが、その書入れ訓点は実に江戸初期、まさに「開版後間もない頃」と察せられ、忠実な清家点を伝え、その「孟子」の書入れは同文庫蔵同版活字本に書入れられた釈梵舜（吉田兼右の男）のそれにほぼ類似するものである（論集第二十八輯一五九～一六一頁参照）。ところで、梵舜はその奥書に言う如く、慶長一七年にこの新刊の古活字版（A種C・即ち今関正運刊刻の異植字版）に清家点を移点したのである。そして、「桐」なる印を有する一本も、同時期の同じ流れを汲む書入れを遺していると考えられ、この「桐」印を持つ「大・中・論・孟」四つの書の所持書入れ者は、同時期に四つの書を調達していたわけであって、近世初頭、「四書」を調達するのは、こうした、「大学」（今関版甲種）「中庸」（同）「論語」（要法寺版・整版甲種・正運刊）「孟子」（今関版異植字版・A種C）の各版であったという一例を示している。従って、今存在している整版の「四書」は、「論・孟」がこの要法寺版・A種Cの覆刻であることから推しても、「桐」印を持つ「四書」の書入れ者の調達の時よりも、もう少し時代を降るものであったことが考えられる。そしてまた、こうした実例は、「四書」の一括購入という要求も、当時既に多々生じていたであろうことも物語る事実として注目に値する。

かくして、博士家の家学を奉じて、宋学的な「四書」の観念と、伝統の古注による受容とが混然として、次なる「四書集注」の時代をひかえた、特異な「四書」の講読が、強靱なエネルギーをもって行われたのであって、このことの意義は、日本の儒学受容史の上で大いに特筆されるべきものである。なお、整版において、「大学」「中庸」単独で伝わるものに、神宮文庫蔵「大学」、都立中央図書館蔵（中山久四郎旧蔵）・東洋文庫蔵（清原宣光旧蔵）「中庸」（図版九参照）、国会図書館蔵（高木文庫旧蔵）・京都大学附属図書館蔵（谷村文庫）「学・庸」が知られている。

それでは実際の伝本を次に子細に見てみることとする。

中庸 中者不偏不倚無過不及之名庸平常也　朱熹章句

子程子曰不偏之謂中不易之謂庸中者天下之正道庸者天下之定理此篇乃孔門傳授心法子思恐其久而差也故筆之於書以授孟子其書始言一理中散爲萬事末復合爲一理放之則彌六合卷之則退藏於密其味無窮皆實學也善讀者玩

第二十九章

注文射音妬詩作斁斁詩音亦集傳叶丁故反

關東上　総住今關正運刊

第二章　古活字版

第一節　下村生蔵刊本

この刊本の特徴については、既に本論集第三十輯一三二頁に詳述した通りである。「論語」三本、「孟子」八本の現存に対して、「大学」「中庸」は各二本の伝存が知られるのみで、うち、「学・庸」と一具にて伝来したのに竹中重門旧蔵のものがある。

版式は、双辺有界七行一七字、小字双行、匡郭内大学（二一・七×一五・七糎）中庸（二一・七×一五・九糎）。版心は双花口魚尾で白口、中縫に「大学（中庸）章句　丁付」とある。丁付は大学が序四・本文一九、中庸が序五・本文四一までである。活字の大きさは、大字が縦約一・二横約一・四糎、小字が縦約一・一横約〇・六糎。尾題は「大学（中庸）章句畢」で、「中庸」の末に「補音釈」を一丁附載する。また中庸補音釈の裏葉第七行左下に「下村生蔵刊」の刊記を有している。

一、竹中重門旧蔵本　1番（訓読編書入表の番号）

「大学章句」は弘文荘の古活字版目録に所載で、「中庸章句」は慶応義塾図書館所蔵（110×／115／1）、それぞれ一冊。「大学」が同目録によれば「淡茶色表紙原装、二五・九×一九・三糎」ということだから、「中庸」の淡茶色表紙（二五・七×一九・三糎）と同じ装訂なのであろう。もっとも慶大本も「月明荘」印を有し、弘文荘を経たものであった。ともに序首に「竹裏館文庫」印を捺している。この印主竹中重門は、天正一年（一五七三）生、寛永八年（一六三一）卒。半兵衛重治（一五四四―一五七九）の一子、豊臣秀吉・徳川家康に従って軍功を挙げ、林羅山に学び、また詩文を好み、「豊鑑（とよかがみ）」の作者として知られている。まさに慶長元和を生きぬいた戦国の武将であった。（「竹中半兵衛」池内昭一著・新人物往来社・昭和六三年等参照）

この頃の武将には学問好きが少なくないように思われるが、この「大学・中庸」の全巻に書入れられた朱の句点・墨の返点送りがな縦点附訓また校合は、弘文荘目録にも言う如く、重門の手になるものと考えられ、当時の学風をよく示している。

二、清原秀賢・秀雄旧蔵本　2番

東洋文庫所蔵（三・A・a・17）の「中庸」であるが、これは旧蔵者からして後述の無刊記・慶長八年以前刊本（大東急記念文庫蔵〈22・39・55〉）の「大学」と、もと一具のものであったようである。清原家の旧蔵漢籍は、慶長刊本が多く、読習に便あった事、又そもそも家本を用いて上梓されたものもあったゆえに、両者の関係は密接であるから、同書名の異版が幾種も清家に伝わることは不思議ではないが、こうして「大学」「中庸」を別の版種をもってとり揃えていた例として、あるいは下村版といっても「大学」「中庸」必ずしも、出版を含めて一体という分けでもないことを想起せしめる一例である。

焦茶色表紙（二六・一×一九・六糎）。中央に「中庸」と、後表紙左下に「秀雄」とそれぞれ同筆にて墨書する。見返に「周禘祫廟制」を図示している（本文書入れ同筆）。全巻を通して朱のヲコト点、墨による返点・送仮名・縦点・附訓を書入れている。江戸初期と考えられる。末尾に「清原秀雄」と署名があり、別筆で「元謂」とも署名がある。また、近代の付箋を貼り込んであって、「秀雄―即秀相―卿初名之／由見家系了」と記している。論集三十輯の図一―(9)にこの部分の書影があるので参照されたい。尚、本文の書入れの筆蹟がこの「元謂」の筆と同一である可能性が高いと思われる。首に「天師明経儒」「船橋蔵書」「清原／秀賢」（これは末にも）印があり、末に「雲邨文庫」と捺す。船橋家は、国賢―秀賢―秀相が慶長の頃に学脈に連なった人々である。

三、楊守敬観海堂旧蔵本　3番

台北故宮博物院現存の「大学章句」一冊。阿部隆一博士「中国訪書志」に解説がある。書入れは、ヲコト点・返点・送仮名・縦点・附訓が甚だ詳細である。マイクロフィルムより観察するに、「開版後間もない」江戸初期のものと判断される。「禰家／蔵書」が古いわが国の印記で、「飛青／閣蔵／書印」（楊氏）、また「朱氏／轍観」の、陰刻二顆が見える。

第二節　今関正運刊本

(一)　甲種

双辺有界七行一七字注小字双行（二一・二×一五・二糎）行幅二・二糎、大字約縦一・一×横一・二糎、小字約縦〇・八×

横〇・六糎。版心双黒魚尾粗黒口、中縫「大学章句　丁付」等と。「大学」は序四丁本文一九丁、「中庸」は序五丁本文四一丁（含補音釈一丁）である。高木文庫旧蔵本を子細に観察すると、匡郭も活字もかなり使用に耐えてきているという感じがする。尾題「大学（中庸）章句畢」、「中庸」四一丁裏七行目右に「関東上総住今関正運刊」と刊記がある。（論集三十輯図四―(3)二三一頁を参照）

一、高木文庫旧蔵本

香色表紙（二八・〇×二〇・七糎）（原装か）の見返に、「此学庸二冊者九條公爵家旧蔵本也／昭和四年十二月　甲麓荘主人」と高木利太の墨書がある。「高木文庫古活字版目録」（昭和八年）に著録される。「古活字版之研究」第二種本に挙げられている（図六四番六五番）。書入れはない。蔵印も「高木家蔵」のみである。

二、「桐」墨印旧蔵本　4番

内閣文庫所蔵で、慶長刊本の「孟子」（別四八・二）・「論語」（275・100）と一具に揃えたものである。「大学章句」「中庸章句」各一冊（274・66）。各冊首に「浅草文庫」「日本／政府／図書」、「大学」首にのみ「大学校／図書／之印」、各冊表紙と本文末尾に「昌平坂／学問所」の墨印を捺し、毎冊の首に「桐」墨印がある。薄緑色空押卍つなぎ花模様表紙（二七・二×一九・六糎）。「慶長活版／大学章句　全」「中庸章句　全」と外題を書す。書入れは、本文にのみ朱のヲコト点（経伝）、また本文注の全巻に墨の返点・送仮名・縦点・附訓・声点・音注がある。「古活字版之研究」によれば、墨印は醍醐水本院のものであるという。

三、東京大学総合図書館蔵本　5番

「大学章句」一冊のみ（A00・4505）。香色表紙（二七・三×二〇・〇糎）。書入れは朱のヲコト点（経伝）、墨の返点・送仮名・縦点・附訓が全巻に附され、江戸初期頃の清家点の移点と思われる。

四、林　読耕斎旧蔵本

お茶の水図書館成簀堂文庫蔵の「大学章句」一冊（231・3・3）。焦茶空押卍つなぎ表紙（二八・七×一九・五糎）。書入れ

なく、首に「読耕斎／之家蔵」「徳富氏」「蘇峰」「天下之公／宝須愛護」「貴重書」「善本」等、末に「楽夫／天命復／奚疑」の徳富氏印記がある。読耕斎は羅山の四男で幕儒、寛永一年～万治四年（三八歳）。旧蔵書は各所に分在するが、これも正保四年に羅山より分与されたもののうちであろうか。

㈡　乙種（甲と同様活字）

版式は甲種と全く同じで、匡郭（二〇・八×一五・一糎）、行幅二・一糎、版心も同じであるが、幅が甲（一・二糎）、乙（一・四糎）とやや差異がある。第四一丁裏七行目右側に「関東上総住今関正運刊」と刊記がある。「古活字版之研究」第三種本。現在は「中庸」のみが伝わり、「大学」は発見されていない。

一、大東急記念文庫蔵本　6番

「中庸章句」一冊（22・39・52）（「古活字版之研究」増補図録第六三〇番に掲載されている）。後補紅茶色表紙（二七・七×一八・六糎）。帙ラベルに「古梓堂文庫153」と。書入れは、本文のみに返点・送仮名・附訓を墨で、朱の縦点とともに加える。江戸初期の一手によるもので訓は清家点である。甲種の高木文庫旧蔵本と比較するに、異植字版であるが、第二九丁表三行「宜也」を「宜人」に誤り、同じ丁の裏四行「彊」を「疆」に、第三四丁表五行「侯」を「俟」にそれぞれ誤植しているのが目につく。

二、弘文荘古活字版目録所載本

「中庸章句」一冊。栗皮原装という。書影から書入れは本文中に無さそうである。

三、法雲山華蔵寺獅子園書庫善本書目所載本

「中庸章句」一冊

四、小汀（おばま）文庫蔵本

「中庸章句」。「古活字版之研究」増補に著録されている。

㈢　丙種　慶長一四年頃刊本

「古活字版之研究」第一種本に属するもの。慶長一四年刊「論語集解」と同種活字で本文四一丁裏七行目左側に「関東上総住今関正運刊」と刊記がある。版式は行字数を他と同じくし、匡郭（二一・〇×一五・一糎）、行幅二・二糎。版心も甲・乙に同じだが、版心の幅が一・六糎とやや広く、慶長一四年刊「論語」の版心と寸法が一致する。「大学」の第一九丁裏七行目左下に「正雲刊」とあるが、後人の偽造であるといわれる。

一、清原在賢旧蔵本　7番

大東急記念文庫に「大学章句」（22・39・56）一冊が、武田科学振興財団杏雨書屋に「中庸章句」一冊が分蔵されている。「大学」は焦茶空押表紙（二八・三×二〇・七糎）。題簽「大学章句」と墨書、表紙右下に「東」と朱書。内側に元表紙か遊紙かが一葉あり、「大学」と墨書、「天師明経儒」「船橋蔵書」と朱書する。首に「清原／在賢」（陰刻）印がある。書入れは複雑で、時代順に分類すれば、一、全巻墨筆の返点・送仮名・縦点・附訓、「開版後間もない頃」と思われ、杏雨書屋「中庸」にも一貫している。二、一の点を訂しているもので在賢待講時のものであろう。三、二の頃と思われるが、二とは別筆で「序」のみに加えられる訓点。四、二・三の頃と思われる朱点（ヲコト点・句点・合点・縦点等）で、二手は確実である。以上要約すれば、江戸初期の訓点課本に江戸後期（在賢は文化一年～文久四年）の書入れが加えられているものである。一四丁裏に「待第十　注只言（シャハ）／是也人ー君以（テ）賢／孝（ヲ）　置之（ヲ）於位（ニ）」等と欄外に見えるのが侍講時在賢のメモである。また、第一九丁裏にこれらの書入れとは又別筆で次の如く墨書する。

以家秘点授息男大博士康賢朝臣読了／侍読従二位前博士清原康賢

花押

は在賢の男で天保一二～明治一二。

杏雨書屋現蔵の「中庸」は、薄茶色の原表紙（二八・三×二〇・八糎）を有し、「中庸」（墨）また「東」（朱）と書写する。扉はもと遊紙か或はこちらが原表紙かも知れないが、「中庸」と墨書している。これは舟橋秀賢の筆であろうか。末尾に「関東上総住今関正運刊」とある。紙質といい大きさといい、印面といい、慶長一四年刊「論語」を見る思いがし、ほぼ同時の印行と考えて大過ないと感じられる。「清原／在賢」の陰刻印が捺され、欄外に識される次の墨書によって、在賢卿の講授の足跡がうかがい知れる。

天保十五年十一月廿六日執中之謂也迨奉授
同年同月廿九日序文悉奉授
同年十二月一日十一章悉奉授
同年同月四日十九章悉奉授
同年同月七日右第二十四章悉奉授
昨六日近乎勇迨奉授之処　主上御会ニ付予□□□□
今日更自哀公問政奉授之事
同年同月九日二十九章悉奉授
同年同月十三日中庸悉奉授

書入れは、墨筆の返点・送りがな・縦点・附訓・音点・校合が一手で加えられ、江戸初期のものと思われる。ややうす墨の後筆もみうけられるものの、朱点もほぼ江戸初期の同時期とみなされ、忠実な清家点を伝えたものと言えよう。この墨書書入れも、斯道文庫蔵慶長一四年刊「論語」の書入れと風格頗る類するものを感得するのである。内藤湖南の蔵印三種を存し、「恭仁山荘善本書目」に解説・図がある。

主な本文の校異は校勘編に記すが、単純な誤植を列記すると、序一丁裏「覚」を「学」に、序二丁裏「召」を「名」に、本文四丁裏「庸」を「肅」に、五丁裏「揚」を「楊」、十七丁裏「咸」を「成」、二十二丁表「羣」を「羣」、二十四丁裏「七」を「上」、二十八丁表「之」を「以」、二十九丁表「徵」を「微」、三十九丁裏「輜」を「軽」にそれぞれ誤っている。

二、小汀（おばま）文庫蔵本

「大学章句」一冊で「古活字版之研究」増補図録六三一番に掲載されている。江戸初期と思われる訓点書入れを存しているようで、貴重な伝本であるが、小汀利得氏所蔵以来の状況はわからない。川瀬一馬博士によれば、これも「竹裏館文庫」（竹中重門）旧蔵という。

三、東洋文庫蔵本　8番

木村正辞（「木正／辞／章」陰刻）旧蔵の「中庸章句」一冊（三・A・a・16）。「古活字版之研究」図第六六番・六七番に掲載されている。新補茶色表紙（二六・四×一九・二糎）。紙質は杏雨本等よりやや劣り、巻末に、「以宇治文庫本批點私附之了」と墨書奥書があり、本文注文に書入れてある朱ヲコト点・墨の返点・送りがな・縦点・附訓・声点は皆この奥書と同筆と思われ、江戸時代初期から前期にかけてのものと推し測られる。

朱筆はまた序のみに返点・附訓等を加え、点の系統は清家点に近い。注意すべきは、墨筆は、あらかじめ施されたうす墨の訓を上からなぞっている形跡がうかがわれることで、あるいは奥書の移点者以前に別筆の移点者があったのかも知れない。慶長頃の刊本に書入れられる筆跡には、このように幾つかの手が混入している場合が少なくないが、いずれも近しい筆跡であることが特徴と言えよう。「深舎」「宗供／丕印」の陰刻印記がある。

第三節　無刊記本

(一)　甲種　慶長八年以前刊本

大東急記念文庫蔵本「大学章句」一冊（22・39・55）（9番）のみの伝存で（「古活字版之研究」増補図録六二九番に掲載されている）、首に「天師明経儒」「船橋蔵書」印記、また首・末に「清原／秀賢」印を有することから、第一節に述べた下村生蔵刊本「中庸」の、二、清原秀賢・秀雄旧蔵本と一具のものであったと考えられる。焦茶色表紙（二七・九×二〇・五糎）。版式は双辺有界七行一七字で内匡二一・五×一五・一糎、各行幅二・〇糎、版心粗黒口双魚尾中縫「大学序　丁付」等とある。活字の字様が慶長八年以前刊「論語集解」と同種のものであることは前述した。後表紙見返に本文書入れとは別筆にて次の如きメモが墨書されている。

秀雄一　中院講之于時従二位行権中納言通村卿発起也　長雄

丸／聴聞之　左中将嗣良朝臣左少将親顕朝臣／時従時興朝臣蔵人右中并光長中書少卿泰重／侍従隆朝（祭主）侍従基（伊益）定神祇神伯侍従雅陳（大徳寺□）

本文への書入れは、朱の合点・ヲコト点（これらは時代くだるか）、墨筆の返点・送仮名・縦点・附訓が江戸初期のもの、更に江戸後期にくだると思われる欄外書入れが太字・小字の二手存在する。これらの書入れは、序の部分だけであるが、同じく大東急記念文庫蔵今関版丙種（22・39・56）への書入れと内容が符合しているのは興味深い。

(二)　乙種　短象鼻本

斯道文庫所蔵の「中庸章句」一冊（091-ト-131）（10番）のみの伝本。弘文荘古活字版目録所載。縹色空押卍つなぎ蔓紋表

紙（二七・二×一九・三糎）。裏打補修を全巻に施している。双辺有界七行一七字。匡郭内二一・〇×一四・六糎。界幅二・一糎。双黒魚尾で中縫に「中庸章句　丁付」等とあり、粗黒口の象鼻が約二・六糎で、例えば今関版甲種高木文庫旧蔵本の四・三糎にくらべると非常に短いという特徴がある。「序」五丁、本文四〇丁で「補音釈」一葉がない。全冊を通して一筆の墨書で本文にのみ訓点（返点・送仮名・縦点・附訓）を施している。序の首にだけは朱のヲコト点がある。江戸時代の初期から前期頃のものと思われる。活字の特徴は、今関版や下村版とも異なりやや柔らかみを帯びて粗なるものの、字様や大いさ・磨滅の不統一等から推して弘文荘目録に述べられている如く、幾種かの活字（新造も含め）を混用しているように感じられる。「福井／蔵書」印記あり。

㈢　丙種　双花口魚尾本

京都大学附属図書館谷村文庫（1・66・タ・1・貴）（11番）の「大学章句」一冊。後補焦茶表紙（二七・一×一八・六糎）は全丁裏打補修を施した際のものと思われる。双辺有界七行一七字。匡郭内二一・二×一四・六糎。粗黒口双花口魚尾。書入れは墨筆の返点・送りがな・縦点・附訓、朱点と藍色のカナ注が存する。墨訓は江戸初期から前期のもので、他にうす墨でそれを訂している別筆もみられる。このうす墨は朱藍筆とともにやや時代を降ったものである。欄外には幾つかの手によって補注が加えられているが、なかに江戸初期の墨訓と同筆で「ゾ式」の解釈がみられ、また「大全」を多く引用する手も存している。本文植字の誤字は比較的多く、殆ど意味のないミスに、六丁裏「徳」を「得」に、裏「止」を「正」に、七丁裏「特」を「持」、九丁表「何」を「使」、十二丁表「好」を「悪」、裏「興」を「與」、十四丁表「短」を「矩」、裏「克」を「充」、十五丁裏「玉」を「王」、十七丁表「泰」を「秦」に、十九丁表「読」を「続」に誤るような例がみられる。

第三章　整　版

版式は双辺有界七行一七字で小字双行。内匡は「大学」二一・三×一五・〇糎、「中庸」は二一・三×一四・九糎。版心は双

花口魚尾で粗黒口の象鼻が「大・中」ともに約二糎と短いのが「論・孟」との違いである。尾題、「中庸」の「補音釈」等今関版の活字版と同じで、「中庸」四一丁裏七行右に「関東上総住今関正運刊」と刊記がある。各字の特徴は「大・中」一定していて、この二書は版式からも同一時の刊刻に係ることは疑いを入れない所である。各字の字並びが不整な個所も見え、活字版の特徴を反影した覆刻とも考えられるが、この頃の整版本に常見することであるから、祖たる活字版が存在しないと、一概に覆刻と断定するのは憚られる。

(一)「四書」伝存本

一、尊経閣文庫蔵本

「大学」「中庸」各一冊、「論語」二冊「孟子」五冊。薄縹色表紙（二六・八×一八・九糎）、新補のもので、全丁裏打を施した際に加えられたものであろう。書入れなく、各冊首に「尊経／閣章」「前田氏／尊経閣／図書記」印を捺す。

二、天理図書館蔵本　12番

冊数尊経閣本と同じ。栗皮色表紙（二七・五×一九・八糎）、九冊ともに同じ表紙で上下裁断を加う。印記等なく、書入れは「四書」を通じて一筆、清原宣賢の点を忠実に移点したもので、元奥書等詳細は「天理図書館稀書目録」第二に詳しく載せられている。おおむね永正八年・九年頃の点本に拠っている。「中庸」奥書の前に清家講義の記録（移録）があり「同目録」に載っていないのでここに記しておく。

宣賢一大内被官飯田将監発起　講九ケ度四十一十三始廿九終　一南禅寺林首座発起大永五　一享禄三於能州畠山左衛門佐義総口　一於禁中天文十二月八日終九ケ度　一於親王御方講天文一四十一始廿八終　一於越前国一乗谷講天文十五正廿七始之三十一始之五月十九終九ケ度　一於越前一乗谷安養寺講天文十七

枝賢一弘治二月於摂州芥川城松永弾正忠久秀発起

いずれにしても、博士家講読の蹟を知るに欠かせない伝本である。本論集第三十一輯二四六頁を参照。函架番号（123・イ・1）

三、天海大僧正旧蔵本　13番

東京大学総合図書館（A00・5806）に所蔵される青洲文庫伝来本。九冊（大・中各一冊、論二、孟五冊）。江戸初期の丹表紙（二六・七×一八・二糎）を加えるが、「孟子」一・四冊は

薄朱色表紙でこの二冊は書入れ等から見ても後の補配に係る。「孟子」の第一～第四冊は後表紙が香色のもので、うち第一・四の補配冊の後表紙には「学古亭之珍／足利本孟子仁」「足利本孟子智」と墨書する。この墨書も古い外題である。足利本とは慶長刊本のことである（論集第三十輯一一三頁参照）。この「孟子」補配冊以外のものの前表紙に「天海蔵」の墨印が捺されている。よって、天海以後のとり合わせであろう。この天海蔵本には「四書論語一之五」等と或は大僧正の手であろうか書外題が各冊にあり、もと完本であったと想像される。後人の附箋に「大内版／四書／天海／僧正／蔵本」とあるが、大内版ではない。天海大僧正は寛永二〇（一六四三）年の示寂であるから、本冊の訓点書入れも含めた成立年時が自と限定されてこよう。

書入れは、「孟子」一・四冊（即ち序・巻一・二・九・十・十一）の補配冊で新しい朱のヲコト点が序・一・二首に加えられて、余は全くないのを除いて、天海旧蔵のものには朱ヲコト点・墨の返点・送仮名・縦点・附訓・声点を施してあり、「開版後間もない頃」の筆で、清家点とほぼ同じ訓を示している。版面は全体的に後印に属するように思われる。各冊首に「青洲文庫」印（渡辺青洲）がある。

(二) 「大学・中庸」伝存本

一、高木文庫旧蔵本　14番

「大学章句」「中庸章句」を各一巻一冊に合冊する。国会図書館蔵（WA・7・48）。栗皮表紙（二六・五×一九・〇糎）で、浅黄色の帙に「高木氏目二六五番」と横山重のペン書あるは、同館蔵「論語」（整版乙種・論集三十輯一八一頁参照）と同じ。「高木家蔵」印あり。書入れは「学・庸」を通じて江戸前期頃と思われる一筆。朱の句点と墨の返点・送仮名・縦点・附訓。清家点本とその訓を比較するに、ずい分と差異が目立っている。

二、京都大学谷村文庫蔵本　15番

同じく「学・庸」を一冊に合わせる。茶色表紙は二六・六×一八・二糎。初印の部類に属すると思われるが、書入れが「学・庸」でそれぞれ別手で通巻しているので、とり合わせたものかも知れない。いずれも経文のみに返点・送りがな・縦点・附訓が施されている（墨筆）。「中庸」の第二十四丁は補写で、その加点者と同筆である。朱筆の書入れは時代の降るものである。

墨筆は「学・庸」ともに江戸初期の手とみるべきで、清家点系の点を伝えている。「大学」末に「福」墨印、首にも不明印一顆を存す。

(三)「大学」のみ伝存本

一、神宮文庫蔵本　16番

函番11-416-貴。全丁裏打されている。初刷に近い。「宮崎／文庫」印がある。書入れは開版直後であろう朱のヲコト点・墨筆の各訓点・元奥書が一手で加えられる。欄外に補注を加えているのは別手であるが、さ程訓点と時をへだてないものであろう。元奥書に見えるように清家点の忠実な移点である。

本云　此本加一見朱黒(ママ)両点無相違頗可謂証本矣　文亀第三／卯月初十

清三位入道常益

桑門隠徒判

本云

以故入道証明之点本被遂其功訖寔為後葉亀鏡而已

給事中宣賢判

本云

借請清給事宣賢本令書写同点之今日給功畢／永正二年五月十九日左大史小槻宿禰判

以清家累代之証本写之不可有一画之相違者也／于時永禄元　八月　日

由庵

行王(?)(印)

とある。永禄元年（一五五八）の奥書を有する古写本から清家点を移点したもので、「由庵」までが元奥書か。この元奥書は本文の墨訓（含朱ヲコト点）と、墨痕から同筆と思しく、末尾の「行王(?)」二字は或は別筆の署名にも思える。この署名の印文と巻首にある二顆印はともに不明。

(四)「中庸」のみ伝存本

一、清原宣光旧蔵本　17番

東洋文庫所蔵（三・C・25）の「中庸」一冊。江戸初期の薄茶色表紙（二六・八×一九糎）を備え、やはり江戸初期と思われる墨筆の訓点を加えている博士家の課本。後筆と思われる朱

墨の手も散見される。その古い訓点（返点・送仮名・縦点・附訓・声点・補注）は勿論清家の点を伝えたものであり、欄外等には講義に用いた仮名注が記されている（墨訓同筆）。一例を示せば、「中庸ハ未発ノ中ト特ニ中スルト不偏不倚ノ四字ヲ□用ニ言テ名タリ□／中和ノ中ハ専ラ未発ヲ主トシテ言フ　中庸ノ中ハ二義ヲ含テ心ニ在ノ中　事物ニ在ノヲ云／庸ハ依本文怪異ノ事ヲ為サス　平常ハ是　人ノ常ニ用〔ル〕所　怪異〔ハ〕人　當見〔セ〕サル所」という具合である。「明経」「宣光／之印」「鈴鹿氏」「吉田神社／社司中臣□啓／翰臣之章」「読杜／草堂」「雲邨文庫」の印記がある。

二、服部甫庵旧蔵本　18番

都立中央図書館特別文庫（特・中・6333）所蔵の「中庸」一冊。函番の「中」は中山久四郎旧蔵書で、中山氏の識語によれば、「服部政世号甫庵／後号煉霞文化元年生／明治二十五年没寿八十九下野人／浅田宗伯門人也／上記文政丁亥即十年也」という人。浅田宗伯は幕末の医家で文献学にも長じた大家。末尾に甫庵の自跋があり次の如く記す。

本書者家先之遺書也小野天年云道春所校四書有方支蘭／無従支蘭是本道春以前之活版也可珍蔵云文政丁亥二月就／奈須玄□君所校汲古閣板句読焉　服部政世記

「甫／庵」（陰刻）「政世」印

「甫庵／蔵書」「中山文庫」「中山氏／蔵書／之記」印を有す。書入れは藍墨の返点・送仮名・句点・附訓・欄外メモがおそらく甫庵のものであろう。また、甫庵以前に加えられたとみられる朱の返点・送仮名・声点・附訓・縦点がある。訓法は大概清家点以来の読みに則していると言って良いが、細部の仮名使いや送仮名に違いが見られる。いずれも江戸中期以降の手になると推し測る。訓法の一例に、第十四章の「君子素其位」、清家点では「素」を「ムカフテ」と読むが江戸時代は「素シテ」と読むのが普通で、本冊も又そのように読んでいる。道春点では「素シテ」「ムカテ」両説（享保常憲院本）であった。

第二編　校勘編

慶長刊本の「大学」「中庸」が宋版系に据り、博士家伝来の古鈔本の系統に属している事実は、阿部隆一博士がつとに論じられた所である（前述）。従って、元・明の「輯釈」「大全」系と宋版系の相違は、清呉志忠「四書章句集註附攷」に詳細であるので、ここでは、宋淳祐刊本（孫氏小墨妙亭覆刻）・呉志忠刊本と慶長各版本との異同を示し、又清家鈔本も参照にして本版の性格を確認してみたい。

「大学」古鈔本の「宣賢手写本」は、京都大学附属図書館（清家文庫）蔵永正一一年（一五一四）清原宣賢手写加点本一冊を指し、「中庸」の「鎌倉写本」は、東洋文庫蔵伝正治二年（一二〇〇）奥書〔鎌倉〕写本二軸、同じく「中庸」の「弘和二年本」は、京都大学附属図書館（清家文庫）蔵弘和二年（一三八二）奥書〔室町初〕写本一冊を、「宣賢奥書写本」はやはり京大図書館蔵の永正八年清原宣賢加点奥書〔近世初〕写本一冊を指している。いずれも阿部隆一博士に本論集第一輯掲載の解題が存する。どれも「学・庸」の数少ない古写本の白眉であって、慶長刊本の源流に位置するものである。底本は清嘉慶年間に呉志忠が真意堂に校刊した仿宋刊本である。昭和二・三年頃に文求堂が影印したが台北藝文印書館の影印本や安政二年（一八五五）に佐藤一斎が加点覆刻したものも同様に用いることができる。また、宋版系の代表と謳うべき「淳祐本」とは、淳祐六年（一二四六）の刊行識語を有する八行一五字の宋刊本を清の康熙年間に覆刻した内府刊本の、民国時孫氏小墨妙亭による更なる覆刻本のことである。しかし、傅増湘によればこの覆刻本の祖本たる宋版は「宋刊元修本、（省略）序後有補刊識語、末行填淳祐丙午偽紀年、故宮蔵書」（「蔵園訂補呂亭知見伝本書目」巻三）であって、本版の淳祐の年号は信ずるべきものではないが、今は真の淳祐刊本（北京図書館蔵瞿氏旧蔵本）を参攷にし得ないので、本テキストをもって準拠することにしたのである。

大学章句

経一章　注

皆當至於至善之地

慶長刊本・宣賢手写本作止於至善。呉志忠も言う如く、近本や「四書纂疏」本等が「止」に作る。「四書大全」も「止」である。

同　注

治平声後放。此

慶長刊本放作倣。

同　注

斉家以下則挙此而措。之耳

慶長刊本（下村本・無刊記本甲種）如此。慶長刊（今関本無刊記本丙種）、淳祐本、宣賢手写本措作錯。慶長刊本の版種で違いが見られるのは注目するべきで、「大全」は「措」に作る。

伝二章

周雖旧邦命惟。新

慶長刊本（今関本）如此。慶長刊本（下村本・無刊記本甲・丙種）惟作維。「大全」は「維」に作る。

伝三章　注

此両節咏歎淫泆。其味深長

慶長刊本如此。淳祐本泆作液。

伝五章　注

蓋人心之霊莫不有。知

慶長刊本如此。宣賢手写本無有字。

伝六章　注

謙。快也足也

慶長刊本・淳祐本・宣賢手写本謙作慊。「大全」は「謙」に作る。

同　注

不可徒苟且以殉。外而為人也

慶長刊本・淳祐本・宣賢手写本殉作徇。「大全」は「徇」（又「狥」〈俗字〉）に作る。以下「中庸」も同じ。

同　注

厭然消。沮閉蔵之貌

慶長刊本・宣賢手写本消作銷。

中庸章句

序

所以提挈綱維開示蘊。奥

慶長刊本如此。淳祐本・鎌倉写本作緼。

庶乎行遠升高之一助

慶長刊本如此。宣賢手写本無之字。

第七章　注

期月匝一月也

慶長刊本如此。鎌倉写本匝作迺。

第十一章　注

行有不逮當強而不強者也

慶長刊下村本逮誤遠。弘和二年本亦誤遠。

第十二章　注

読者其致思焉

慶長刊本（無刊記乙種・下村本）如此。慶長刊本（今関本）宣賢奥書写本其作宜。「大全」はやはり「其」である。

第二十章　注

體謂設以身処其地而察其心也

鎌倉写本無設字。慶長刊本如此。

同　注

然必親師取友然後脩身之道進

慶長刊本・淳祐本・鎌倉写本皆無取字。「大全」如此。高木文庫旧蔵整版本の書入れは「取」字を補って訓読する。

既に「大全」系のテキストを重んじる風のあらわれである。

同　注

所謂建其有極是也

慶長刊本如此。宣賢奥書写本建上有皇字（本无）。「大全」は「皇建」に作る。江戸時代の夥しい版本皆「皇建」である。

同　注

蓋以身體之而知其所頼乎上者如此也

慶長刊本如此。鎌倉写本頼作願。

同　注

謂反求諸身而所存所発

慶長刊本如此。鎌倉写本諸作誠。

主な校異は以上の如くであるが、慶長刊本の大勢が呉志忠校本又宋淳祐本に合致していることは理解できる。但し、今関本と下村本では、はっきりと異同が分れ、「大全」の文に一致するのが下村本の系統であることも興味深い事実と言えよう。慶長の頃、各種テキストが混在する時代とあって、宋版系、写本系、新刊本系等相互に影響し合うことは当然の事情と言えようが、未だ大宗たる博士家の伝本を柱とする風は衰えず、ややもすれ

ば新渡来の元明刊本の読習が春の息吹を感ずるが如く校定に顕出する姿が、こうしてうかがえるのではなかろうか。

更に、こうした系統上の異同とは別に、単純な誤植や誤字・字体の相違の類は各種のテキストに見られるもので、勿論「論語」に例を見る如くそれがテキストの整理上意味を持つ場合もあるが、本書にあってはその限りではない。但、こうしたテキストの成立事情を知る上で見逃すことができない要素も無しとしないことから、ここに正誤をまとめておくこととする。

大学章句序

教之以窮理正心修己

下村本修作脩、以下倣之。「修」「脩」は問題がないが、下村本はほぼ「脩」字、今関本は両様で「修」が多い。

晦盲否塞反覆沈痼

今関本晦誤晦。

経一章　注

治平声後放此

慶長刊本放作倣。以下倣之。

同　　注

文理接続血脈貫通

慶長各本脈作脉。

伝三章　注

緡詩作緜

慶長各本緜作綿。

同　　注

於戯音烏呼

下村本烏誤鳥。

伝六章　注

徳之潤身者然也

慶長整版本・古活無刊記丙種然誤終。

伝九章

一人貪戾一国作乱

今関本整版本貪誤貧。

中庸章句

第一章　注

原其所自無一不本於天

慶長刊無刊記乙本無一字。

第四章　注

道者天理之當然

無刊記乙本當誤常。

同　　注

道之所以常不明也

下村本今関丙種本常誤當。常と當の誤植はよく見うけられ、下村本の竹中重門旧蔵本清原秀雄旧蔵本ともに「常ィ」と校訂語を識している。

第六章　注

人孰不楽告以善哉

無刊記乙本告誤吉。

第七章　注

不能守皆不得為知也

無刊記乙本下不字知字互誤植。「不得為知也」という排字ゆえに「不・知」左右に誤植することも活字版特有の誤り。

第十章　注

抑語辞而汝也

無刊記乙本無語字。

同　　注

衽席也金戈兵之属

今関本整版本戈誤才。

第十一章

子曰素隠行怪後世有述焉

慶長各本怪作恠。整版本素誤索。

第十二章　注

蓋可知可能者道中之一事

無刊記乙本之誤也。「之」「也」の誤刻も常見のもの。

同　　注

明化育流行上下昭著莫非此理之用

下村本此誤比、今関本丙種誤北。

第十三章　注

庸平常也

無刊記乙本平誤乎。これも常見の誤り。

第十四章　注

皆侯之中射之的也

下村本侯誤候。以下「侯」字下村本「候」に誤るものあり、重載せず。

第十九章　注

宗廟之次左○為昭右為穆
今関本丙種左誤在。
第二十章
去讒遠色○賤貨而貴德
無刊記乙本色誤邑。
同　注
而其文尤詳成功一○也
無刊記乙本無一字。
第二十四章　注
無一毫○私偽留於心目之間
無刊記乙本毫誤亳。以下第二十七・三十二章にも。
第二十五章　注
而皆得其也○
無刊記乙本整版本也誤人。
第二十六章　注
無為而成以無疆○而言也
慶長刊本疆誤彊。
同　注
天地○之道可一言而尽
整版本無刊記乙本地誤他。
同
詩云維天之命於穆不已○
無刊記乙本整版本已誤也。
第二十八章　注
栽古灾字○
慶長刊本字誤反。
第二十九章　注
知天知人知其理也○
無刊記乙本整版本也誤人。
第三十章　注
祖述者遠宗○其道
整版本宗誤完。
第三十一章　注
施去声隊音○墜
整版本音誤旨
第三十二章　注
綸者比其類○而合之也
整版本無刊記乙本今関丙種本類誤顕。

同　　注

千変万化皆由此出

整版本千誤十。

第三十三章　注

言莫見乎隠莫顕乎微也

整版本見誤先。無刊記乙本は不清であるが「見」とも「先」ともみてとれる。

同　　注

猶有可比者是亦未尽其妙

整版本無刊記乙本比誤北。

以上がその概要である。活字版特有の誤植や相似の字同志の誤植等、さして見るべきものも無いが、「論語」や「孟子」にあっては殆んど誤植の見うけられないすぐれた下村本にも幾つかの欠点が見える。但、少々目立って気になる異同が、無刊記乙本と整版本の誤字の一致なのである。無論、全箇所に就いて同一という分けではないが、「也」「人」「已」等が混同してしまう例はまだましであるが、「地」を「他」、「類」を「顕」、等と同じように誤っている姿は、そのまま見すごしてしまうには余りにも偶然すぎるように思われるのである。更に両者の版式（版心象鼻の様子）の相似等の要素も思い浮べると、或いは整版本の祖本をこの無刊記乙本に求めることができるであろうか、とも感じられるのである。「論語」に於けるこうした関係を考じた際に述べた如く、字様が全く一致していなければ覆刻と呼ぶ事はできないが、活字版に部分的な修を加えた葉（よう）がある場合も考慮に入れる必要があるゆえに、一概に現存本のみで判断することは危険であろうけれども、この場合、無刊記乙本と整版本との字様の違いは、多々見られるがまた、よく似た特徴の字並びなどを共通にする箇所も少なくはないのである。いずれにせよ、無刊記乙本に「大学」が現存しないこともあって、充分な研究には資料が乏しいとするべきであって、こうした、覆古活字版とも考えられる現象を、先に述べたような、「大学」「中庸」整版本は必ずしも覆古活字版と考える必要もないのではないか、という一つの仮説とともに、ありのままここに、問題を提起して後考を俟ちたいと考える。

さて、次に「中庸」末尾に附されている「補音釈」（図版三参照）について述べておこう。この「補音釈」は単なる音注であるが、しかも第十三章の「言顧行行顧言」の「行」字、第二

十章注「跲躓也」の「躓」字、第二十七章注「燖温」の「燖」、第二十九章注「射音妬詩作斁」の「斁」字についての計四条のみのものである。古注に引かれた「経典釈文」の音注や、「斁」では「毛詩正義」に引かれる「経典釈文」の注と朱熹「詩集伝」に於ける注とを添え加えたものであって、後人によって編まれたものであり、朱熹の章句とは直接関わらぬものである。従って唐本、例えば淳祐本や呉志忠本等いずれにも見えない附録であって、本慶長刊本に附載されるのは、博士家伝来の古写本にそのまま依ったものであるからに他ならない。正治二年奥書鎌倉写本、弘和二年奥書室町写本の二本にこの「補音釈」が附されていて、慶長刊本に於けるものと全く同一のものであることがそれを物語っている。しかしながら、その古写本が如何なる由来によって附したものであるのかは依然たどるべき資料を欠いている。(注) ただ、慶長刊本も無刊記乙本にはこの「補音釈」がなく、元来無かったものか後に欠葉となったものかは明らかではない。

こうした音釈は、宋元間の坊刻本に通見される類の傍音・傍釈にも似ているが、已に鎌倉の鈔本（正治二年は一二〇〇年で朱熹の没年・この奥書に信憑性がない事は阿部博士の論考―本論集第一輯―を参照）に、しかも尾題の前に（慶長刊本は尾題の後別葉にある）添えられていることは、古くから依るべきものがあったに相違ないことを思わせ、宋元の坊本より摘録したと言った様なものであると一概にも言えぬふしがある。いずれにせよ、これ以上確とした論考は今のところできないが、「大学章句」は勿論、「論語」「孟子」の朱熹注本についても、こうした附録は見うけられないのである。

(注) 静嘉堂文庫所蔵の「四書集注」（皕宋楼旧蔵本・函架番号一―四〇）は、従来宋刊本とされて来たが、長澤規矩也博士はこれを元刊覆宋或は明刊覆元とされ、阿部博士は〔明初〕刊覆元覆宋とされた。いずれにせよ元明間の覆刻本で、その淵源は宋刊本に辿るものと判断されるのであるが、本版には巻末等に「音考」なる音釈が附され、傍線・傍圏等とともに読者の便を案じた懇切なテキストとなっている。その音考の、「中庸」における部分の「補音釈」と一致するものが三条あってここに列挙すると次の如くである。（圏点は筆者）

言顧行行顧言

行旧下孟反今依章句読如字

跲躓也
蹟陟利友與疐通説文礙不行也韓進学解跋前躓稜
温猶燖温之温
燖音尋火熟物也春秋伝若可燖也亦可寒也

こうした例を見れば、宋版の坊刻本系に附された音注から、博士家が講読の際に備忘的に遺したものが伝抄によって伝わって、いくつかの古写本に残留し、慶長刊本もそれを由緒あるものとして受け継いだのかも知れない、と考えることもできる。

第三編　訓　読　編

第一章　書入訓読の状況

書入れ訓読を研究する目的と方法については既に前回「論語集解の研究」上に述べたとおりである。いずれにしても戦国時代の武将や、寺院で研鑽を積む学僧、更に依然として学問の先端に君臨する博士家を中心とした学者たちが、どのような意気ごみで読みこんでいったのかを感じ取ることが最も大きな課題である。書入れの実態は、論語集解の場合と同じく、中心となるのは清原家の訓点である。ほとんどの伝本が精密に祖本からの点を移し取ったと思われるもので、その読法には細部の小異が見うけられる程度の変化が感得されるものの、後に主流となる道春点系の読法とは、明確に一線を画するものである。そこで明瞭な附訓を施している伝本に就いてそれを忠実に翻刻し、慶長時代頃の読み方を示し、それ以前の読みと以後の読みとの

連絡橋とならんことを目指したいと願うのである。ここに「明瞭な」と言う意味は、どう読んでいるのかがはっきりしている、という意味であって、附訓や送りがなに省略が見られるのは、あるいはそれは不読に従うということなのかどうか、思い迷うことがある為に、なるべく詳細に書入れられた伝本を選んだのである。底本以外では、「大学」で神宮文庫本、「中庸」で清原宣光旧蔵本（東洋文庫蔵）等は最も丁寧な附訓であると言える。

ただ、清原宣賢が自筆本「中庸」の奥書に述べるような、「清濁」の読みに正確を至すところまでは、本研究は及ばないのであって、あくまでも読み下しの情況の概観から、時の儒流の勢いを察知する為の研究であることは、重ね重ね申し述べる所である。

さて、論語集解に於けると同様に、次表によって書入れ附訓の全貌を総覧していただきたい。

（墨筆訓点）

伝本	箇所	経注	書入時代	跋	訓読の系統	他（現蔵等）	
下村生蔵刊本							
(1) 竹中重門旧蔵本 学・庸	全巻	経注	江戸初		清家点	庸・慶応大学蔵	朱句点 墨筆竹中重門カ
(2) 清原秀賢・秀雄旧蔵本 中庸	全巻	経注	江戸初		清家点	東洋文庫蔵	朱ヲコト点 墨訓一手
(3) 楊守敬観海堂旧蔵本 大学	全巻	経注	江戸初		清家点	台北故宮博物院蔵	〔朱〕ヲコト点 墨訓一手

	(4)	(5)		(6)		(7)	(8)
今関正運刊本 甲種	桐墨印旧蔵本 学・庸	東京大学蔵本 大学	同 乙種	大東急記念文庫 中庸蔵本	同 丙種	清原在賢旧蔵本 学・庸	木村正辞旧蔵本 学・庸
	全巻	全巻		全巻		全巻	全巻
	経注	経注		経		経注	経注
	江戸初	江戸初		江戸初		江戸初	江戸初
	清家点	清家点		清家点		清家点	清家点
	内閣文庫蔵					学・大東急記念文庫蔵 庸・杏雨書屋蔵	東洋文庫蔵
	朱ヲコト点（経文のみ） 墨訓一手	朱ヲコト点 墨訓一手		朱引 墨訓一手		清原在賢ノ附訓モアリ 序ニ江戸後期ノ別筆モアリ 朱点ハ江戸後期	

	(9)	(10)	(11)	(12)
無刊記甲種本	清原秀賢旧蔵本 大学	斯道文庫蔵本 中庸	谷村文庫本 大学	天理図書館蔵本 四書
	全巻	全巻	全巻	全巻
	経注	経	経注	経注
	江戸初	江戸前	江戸初～前	江戸初
				永正八年等清原宣賢元奥書
	清家点			清家点
	大東急記念文庫蔵		京都大学蔵	
	朱ヲコト点 墨訓一手	序二丁ノミ朱ヲコト点	うす墨後筆、朱・藍筆も後筆	朱ヲコト点 墨訓一手
無刊記乙種本				
無刊記丙種本				
整版本				

(13)	天海大僧正旧蔵本 四書	全巻	経注	江戸初		清家点	東京大学蔵	朱ヲコト点 墨訓「孟子」一・四冊以外同筆
(14)	高木文庫旧蔵本 学・庸	全巻	学・経 庸・経 注	江戸前			国会図書館蔵	朱点 墨訓一筆
(15)	谷村文庫本 学・庸	全巻	経	江戸初		清家点系	京都大学蔵	学・庸 別筆 朱筆アリ
(16)	神宮文庫蔵本 大学	全巻	経注	江戸初	文亀三年永正二年 永禄元年の元奥書	清家点		墨訓・朱ヲコト点・元奥書一筆、行間欄外補注別手
(17)	清原宣光旧蔵本 中庸	全巻	経注	江戸初		清家点	東洋文庫蔵	朱筆の別筆、墨訓を訂す
(18)	服部甫庵旧蔵本 中庸	全巻（朱）	経（朱）	江戸中後（朱）		清家点系	都立中央図書館蔵	墨（藍）訓ハ甫庵ノモノ

谷村文庫本の11番と15番、それに高木文庫旧蔵本の14番が他の清家点本と異訓を多く有するものであり、しかもこれらの伝本の筆蹟は江戸初期から乃至はややそれよりも時代を降るものかと察せられる風である。ところで時代と訓法は方程式の如く片付けてしまうべきではないが、ここに江戸初と記したものの判断は、けしてこうした訓法を分類して帰納的に定めたものではないことは注意していただきたいと念ずるのである。むしろここが最も重大な要と言えるものなのであって、論語集解の場合に於いても、慶長八年・元和十年と確証できる書入れから全体の書入れ時期を推定したのであるが、この分別は意外に、見慣れてくると迷わぬもので、重大な要であるにもかかわらずある程度自信をもって判断できるものと考えているのである。この頃の学者の筆使いにはどうも際立った特色があるようで、恐らくは様々な背景による要因が考えられるのであろうが、こうした所に慶長刊本の存在意義が一層浮彫にされてくるように思われるのである。

斯道文庫蔵（富岡文庫旧蔵）の「周易上下経」六巻は、末尾に「于時慶長十四年己酉仲冬念五日於駿州鼇山店書焉」という書写奥書を有する写本で、これなどは、この頃の筆勢の最も強烈な特色を伝えている実例に挙げることができる一本であるので、ここに参考に附しておくこととする。（図版十参照）

いずれにしても、「学庸」の読習の形態が、この様な時代の特徴とともに分別され得ることは、古注から新注という儒学史上に於ける「学庸」の意義付け以上に、学問者たちの連綿と生き続ける読書の力量を知ることができるという意味があると、切に思われるのである。

周易上經乾傳第一

主殿

乾下乾上　乾元亨利貞　初九潛龍勿用　象曰潛龍勿用陽氣潛藏也

九二見龍在田利見大人　象曰見龍在田德施普也　故曰見龍在田也德施周普居中不偏位乎乘君位君之德也初則不彰三則乾乾四則或躍上則過亢利見大人唯二也焉

九三君子終日乾乾夕惕若厲无咎　處下卦之極若上卦之始三多懼者厲危也上在天未可以躍其尊也下不在田未可以寧其居也繼體下道則居上之

通既濟之道所位者當也所位者當則可信之无疑而已邁焉故曰有孚于飲酒无咎也以其能信於物故得遂樂而不憂於變之變而耽於樂之甚則重于失節矣由於有孚失於是矣故曰濡其首有孚失是也

象曰飲酒濡首亦不知節也

周易下經卷第六　經二千三十四字　註四千九百一字

藤井氏藏

于時寛長十四年乙酉仲冬念五日於駿府鷲山看書畢

第二章　翻　刻

凡　例

一、本訓読文は、「大学章句」が台北故宮博物院現蔵楊氏観海堂旧蔵慶長時代下村生蔵刊古活字印本、「中庸章句」が東洋文庫現蔵清原秀雄旧蔵で同じく下村生蔵刊古活字印本、この二本に附された江戸初期頃の書入れ訓点を底本として読みくだし、他に幾つかの、同時代頃に慶長刊本に書入れられた附訓との校異を示したものである。

一、校異に使用した各本の略号は、以下の通り。「大学章句」では国会本（国会図書館蔵整版－高木文庫旧蔵本）谷村本（京都大学附属図書館蔵無刊記丙種古活字印本）内閣本（内閣文庫蔵今関版甲種古活字印本）神宮本（神宮文庫蔵整版）谷村本整版（京都大学附属図書館蔵整版）それに宣賢本（京都大学附属図書館蔵清原宣賢加点本）である。「中庸章句」では国会本（前記同様）在賢本（武田科学振興財団杏雨書屋蔵今関版丙種古活字印本）内閣本（前記同様）宣光本（東洋文庫蔵整版）木村本（東洋文庫蔵今関版丙種古活字印本）谷村本整版（前記同様）それに正治本（東洋文庫蔵正治二年奥書〔鎌倉〕写本）弘和本（京都大学附属図書館蔵弘和二年奥書〔室町初〕写本）宣賢本（同館蔵清原宣賢加点単経本）を示している。写本についてはなお阿部隆一博士の解題（本論集第一輯）を参照。

一、朱熹の注は一格乃至二格を低した。

一、字体は特殊な場合を除き、旧字体その他を用いない。

一、訓読の表記法は「慶長刊論語集解の研究」（本論集三十一輯）に従う。

大一学　章一句序

大一学ノ書ハ古ノ大一学ニシテ人ヲ教ル所[1]以ノ法ナリ。蓋シ天。生民ヲ降シテ（ヨリ）既ニ之ニ與（アタフル）ニ仁義礼智ノ性ヲ以〔テ〕セ（ス）〔ト〕云コト莫シ。然トモ其ノ気質ノ奥（ウケタルコト）或ハ斉（ヒトシキコト）能〔ハ〕（ス）是以〔テ〕皆以テ其〔ノ〕性ノ有[2]〔ル〕所ヲ知〔リテ〕全[3]スルコト有コト能〔ハ〕（ス）。一（ヒトリモ）聡一明睿一智ニシテ能〔ク〕其ノ性ヲ尽ス者ノ其〔ノ〕間ニ出ル有トキハ天。必〔ス〕之ニ命シ以テ億兆ノ君師ト為（シ）テ之ヲ使（シ）〔テ〕治メテ之ヲ教ヘ以〔テ〕其ノ性ニ復〔ラ〕シム。此レ伏一羲。神一農。黄一帝。堯舜ノ天ニ継（ツイ）〔テ〕極ヲ立シ所[5]以ニシテ司一徒ノ職。典一楽ノ官。由（テ）設タル所ナリ。三代ノ隆（サカンナシ）[6]テ其ノ法。寖備（ヤヽソナハレリ）[7]。然後（テ）ニ王一宮国一都ヨリ。以〔テ〕閭一巷ニ及フマテ学有〔ラ〕（ス）ト云コト莫〔シ〕。人生レテ八一歳（セイニ）[8]テ王一公自〔リ〕。以（シモツカタ）下。庶一人ノ子一弟ニ至マテニ皆。小一学ニ入〔ル〕。而（シ）テ之ヲ教ルニ。洒一掃。応（ヨウ）一対。進一退ノ節。礼。楽。射御。書。数ノ文ヲ以〔テ〕。其ノ十有ト五一年ニ及〔ン〕テ天一子ノ元一子。衆一子自[9]〔リ〕。以〔テ〕公一卿。大一夫。元一士ノ適一子ト凡一民ノ俊一秀ナルトニ至〔ル〕マテニハ。皆。大一学ニ入〔ル〕。而（シ）テ之ニ教ルニ理ヲ窮〔メ〕。心ヲ正[10]シ。己ヲ脩メ。人ヲ治ルノ道ヲ以〔テ〕ス。此レ。又。学一校ノ教。大一小ノ節。分（ワカレタル）所[11]以ナリ。夫レ以（ヲモンミレ）ハ学一校ノ設（マウケ）。其ノ広（ヒロキ）コト此ノ如シ。之ヲ教フルノ術。其ノ次一第節目（ホク）ノ詳[12]ナル。又此ノ如〔シ〕。而（シ）〔テ〕其ノ教ヲ為（スル）所一以〔ハ〕。則。又。皆之ヲ人一君ノ躬一行ナヒ。心一得（ウル）之余ニ本（モトツケ）テ民一生日（ヒヒニ）一用ル彝倫ノ外ニ求〔ムル〕ヲ待〔タ〕ス。是一以当一世ノ人。学ナヒ（ス）ト云コト無〔シ〕[13]。其ノ学フル者ノハ以〔テ〕其ノ性一分ノ固（マコト）[14]ニ職一分有ル所ノ当ニ為〔ス〕ベキ所ヲ知〔リ〕テ各俛一焉トシテ以テ其ノ力ヲ尽〔ス〕コト有〔ラ〕（ス）ト云コト無シ。

此レ古(イニシヘ)者ノ盛(ナシ)時。治。上〔ニ〕隆[15]　俗。下ニ美ニ[16]シテ後ー世ノ能〔ク〕及フ所ニ非〔ル〕所ー以ナリ。周ノ衰ルニ及〔ン〕テ賢ー聖ノ君作(ヲコラ)ス。学校ノ政。脩マラス　教ー化陵ー夷シ。風ー俗頽ー敗ス　時ニ孔子ノ若キ聖有レトモ。君ー師ノ位ヲ得　以〔テ〕其ノ政ー教ヲ行ナハ（ス）。是(ココ)ニ[17]。独リ。先ー王ノ法ヲ取〔リ〕テ誦(ショウシ)テ伝ヘテ以テ後ー世ニ詔[18]。曲ー礼。少ー儀。内ー則。弟ー子ー職ノ諸ー篇ノ若キハ。固(マコト)ニ小ー学ノ支ー流余ー裔。而ルニ此ノ篇ハ[19]。小学ノ成ー功ニ因〔リ〕テ以テ大ー学ノ明ー法ヲ著(アラハ)ス。外ニハ以テ其ノ規ー模ノ大ヲ極(キハムル)　有リ。而(シ)〔テ〕内ニハ以テ其〔ノ〕節ー目(ホク)ノ詳ナルコトヲ尽〔ス〕コト有ル者ノナリ　三ー千ノ徒。蓋シ其ノ説ヲ聞〔カ〕（ス）ト云コト莫〔シ〕。而(シ)テ曾ー氏カ伝。独リ。其ノ宗ヲ得タリ。是(ココ)ニ。伝ー義ヲ作ー為シテ以テ其ノ意ヲ発(オコ)ス。孟ー子没スルニ及テ其〔ノ〕伝。泯(ホロヒンタリ)。其ノ書。存セリト[20]雖ヘトモ知レル者ノ鮮(スクナシ)。是レ自〔リ〕。以(コノ)[21]来(カタ)。俗ー儒。記ー誦。詞ー章ノ習ヒ。其ノ功。小ー学ニ倍(ハイセシトモ)[22]而モ用無シ　異ー端　虚ー無。寂(セキ)ー滅(ヘツ)ノ教。其〔ノ〕高キコト大学ニ過(スクレタレトモ)　而モ実無シ。其ノ他ノ権ー謀。術ー数。一ー切以テ功[23]ー名ノ説ヲ就(ナス)。夫(カ)ノ百ー家衆ー技ノ流ト。世ヲ惑ハシ。民ヲ誣(シヒ)。仁ー義ヲ充ー塞スル所ー以ノ者ノ又紛(フン)ー然トシテ其ノ間ニ雑(マシハリ)ー出ツ。其ノ君ー子ヲ〔シ〕テ不ー幸ニシテ大ー道ノ要ヲ聞〔ク〕コト得ス。其ノ小ー人ヲシテ不ー幸ニシテ至ー治ノ沢ヲ蒙〔ル〕コト得サラシム。晦ー盲。否ー塞。反ー覆。沈(チン)ー痼シテ以テ五ー季ノ衰フルニ及〔ン〕テ壊ー乱。極(キハマンヌ)。天ー運。循ー環シテ往(ユイ)[25]テ復(カヘラ)（ス）ト云コト無〔シ〕宋ノ徳。隆(サカン)[26]ー盛ニシテ治ー教。休ー明ナリ。是(ココ)ニ河(カナン)ー南ノ程ー氏。両ー夫ー子。出(イテ)以〔テ〕孟ー氏ノ伝ニ接(ツク)コトアリ。実(マコト)ニ始メテ此ノ篇ヲ尊ー信シテ之ヲ表ー章ス。既ニ又。之カ為(タメ)ニ其ノ簡ー編ヲ次(ツイテ)、其ノ帰ー趣ヲ発(ヲコ)ス。然(テ)ー後ニ古[27]ノ大ー学　人ヲ教フルノ法。聖ー経。賢伝ノ指(ムネ)。粲(サン)ー然トシテ復〔タ〕

大学序　経

世ニ明。熹カ不ー敏ナルヲ以〔テ〕スト雖〔モ〕。亦幸ニ私ニ淑テ[28]聞コト有〔ルニ〕與。其ノ書為コトヲ顧〔ル〕ニ。猶。頗フル。放ー失セリ。是ヲ以〔テ〕其ノ固ー陋ヲ忘レテ采〔テ〕之ヲ輯ム。間亦竊ニ己カ意ヲ附[29]〔シ〕其ノ闕ー略ヲ補フ。以〔テ〕後ノ君子ヲ俟。極メテ僭ー踰ナルヲ知ル。罪ヲ逃、所無シ。然レトモ国ー家ノ民ヲ化シ。俗ヲ成〔ス〕意。学ー者　己ヲ脩メ。人ヲ治ル方ニ[30]於テハ未タ必スシモ小シ[31]キ補ヌイ無ストニ云。淳ー熙　己ー酉。二ー月　甲ー子ニ新ー安ノ朱ー熹　序ス

大　学

朱熹章句

大　旧音ハ泰。今ハ。読コト字ノ如シ[1]

子ー程ー子　曰。大ー学ハ孔ー氏ノ遺ー書ニシテ初ー学　徳ニ入ルノ門。今ニ於テ古ー人ノ学ヲ為。次ー第ヲ見可キ者ノ。独リ此ノ篇ヲ存セルニ頼ル。而テ論ー孟　之ニ次。学ー者　必ス是ニ由学ヒ。庶[2]ハ其レ[3]差サランコトヲ

大ー学ノ道ハ明ー徳ヲ明ニ在リ。民ヲ親ニ[4]在リ。至ー善ニ止ニ在リ

程子曰。親ヲハ當ニ新ニ作〔ル〕（ヘシ）○大ー学ハ。大ー人ノ学ナリ。明ハ之ヲ明〔ニ〕スル。明ー徳トハ。人ノ天ニ得タル所〔ニ〕シテ虚ー霊　昧ラカラス　以〔テ〕衆ー理ヲ〔具ヘ〕テ万ー事ニ応スル者ノナリ。但　気ー稟ノ拘[7]所。人ー欲ノ蔽所〔ノ〕為ニ時トシテ昏コト有〔リ〕。然レトモ其〔ノ〕本ー体ノ明ハ未タ嘗テ息〔マ〕（サ）ルコト有ル者ノナリ　故ニ学ー者　當ニ其ノ発スル所ニ因〔リ〕テ遂ニ之ヲ明ニシ以テ其ノ初ニ復（ヘシ）新トハ。其〔ノ〕旧キヲ革謂ナリ。言ハ既ニ自〔ラ〕其〔ノ〕明ー徳ヲ明シテ又當ニ推シテ以テ人ニ及ホシテ之ヲ使テ亦其ノ旧ー染ノ汚ヲ去コト有ラ（シム）（ヘシ）。止〔トハ〕必〔ス〕是ニ至〔リテ〕遷ラ（サル）意ナリ　至ー善〔トハ〕事ー理ノ

當ニ然〔ル〕（ヘ）キ極ナリ。言ハ明ー徳ヲ明ニシ。民ヲ新ニシテ皆　當ニ至ー善之地ニ止〔リテ〕[9]遷ラ（サ）ルヘシ。蓋〔シ〕。必ス[10]　以テ夫〔ノ〕天ー理ノ極ヲ尽〔シテ〕一ー毫ノ人ー欲ノ私クシ無〔シ〕。此ノ三ツノ者ハ大ー学ノ綱ー領ナリ止コトヲ知〔リ〕テ。而ー后ニ定有リ。定〔マリ〕テ而ー后ニ能〔ク〕静。静ニシテ而ー后ニ能〔ク〕安。安シテ而テ后ニ能〔ク〕慮。慮テ而テ后ニ能〔ク〕得[11]

后　後ト。同シ。後此ニ倣ヘ○止トハ當ニ止ルヘキ所ノ地ナリ。即〔チ〕至ー善ノ在〔ル〕所ナリ。之ヲ知〔ル〕トキハ志ー定テ向フコト有〔リ〕。静トハ心ノ妄ー動〔カ〕（サル）ヲ謂。安トハ処所トシテ安〔キ〕ヲ謂。慮トハ事ニ処スルコト精ー詳ナルヲ謂。得トハ其ノ止ル所ヲ得〔ル〕ヲ謂

物。本ー未有リ。事。終ー始　有リ。先ー後スル所ヲ知[13]〔ル〕トキハ道ニ近シ

経

徳ヲ明〔ニ〕スルヲ本ト為ス。民ヲ新〔ニ〕スルヲ末ト為ス。止コトヲ知ヲ始ト為ス。能ー得ヲ終ト為ス。本ー始ハ先ニスル所ナリ。末ー終ハ後ニスル所ナリ　此ハ上文両[14]ー節ノ意ヲ結〔フ〕

古ノ明ー徳ヲ天ー下ニ明ト欲〔スル〕者ノハ先其ノ国ヲ治ム。其ノ国ヲ治ムト欲スル者ノハ先其ノ家ヲ斉。其ノ家ヲ斉ト欲スル者ノハ先其ノ身ヲ脩〔メ〕ム。其ノ身ヲ脩〔メム〕ト欲〔スル〕者ノハ先其ノ心ヲ正其ノ心ヲ正サント欲スル者ノハ先其ノ意ヲ誠ニス。其ノ意ヲ誠〔ニ〕セント欲スル者ノハ先其ノ知ヲ致ス知ヲ致ハ物ヲ格ニ在〔リ〕[15]

治ハ平ー声。後　此ニ倣。明ー徳ヲ天ー下ニ明〔ニスル〕トハ。天ー下ノ人ヲ使テ皆以テ其〔ノ〕明ー徳〔ヲ〕明〔ニ〕スルコト有ラシム。心ハ。身ノ主トスル所ナリ。誠ハ実。[16]意ハ心ノ発〔スル〕所ナリ。其ノ心ノ発スル所ヲ実ニシテ其ノ善ニ一ニシテ自〔ラ〕欺クコト無ランコトヲ欲ス。致ハ推ー極ルソ。

経

知ハ猶ヲ識ノ（コトシ）。吾カ知ー識ヲ推シ｜極メ其ノ知ル所　尽〔サ〕（ス）ト云コト無ランコトヲ欲ス。格ハ至。物ハ猶ヲ事ノ（コトシ）　事ー物ノ理ヲ窮メ｜至シ其ノ極ー処到ラ（サル）コト無〔ラン〕コトヲ欲ス。此ノ八ノ者ノハ大ー学ノ条ー目ナリ

物格而テ｜后ニ知至ル。知至〔リ〕而テ｜后ニ意誠アリ

意誠〔アリ〕テ而テ｜后ニ心正シ。心正シテ[17]而テ｜后ニ身脩ル　身脩〔リ〕而テ｜后ニ家斉ト、ノホル。家斉テ而テ｜后ニ国治ル。国治テ而テ｜后ニ天ー下　平カナリ

治ハ去ー声　後此ニ倣　○物ー格トハ物ー理ノ極ー処。到〔ラ〕（ス）ト云コト無ソ。知ー至トハ吾カ心ノ知〔ル〕所。無ソ尽〔サ〕（ス）ト云コト。知既〔ニ〕尽ストキハ意得テ実マコトニシツ[19]可シ。意既ニ実アルトキハ。心得テ正シクシツ[19]可〔シ〕身ヲ脩ルヨリ以ー上ハ明ー徳ヲ明〔ニ〕スル事ナリ。家ヲ斉ルヨリ以ー下ハ民ヲ新〔ニ〕スル事ナリ。物｜格リ知｜至レ[20]ハ止〔ル〕所ヲ知ル。意誠ト云ヨリ以ー下ハ皆。止ル所ヲ得ル[21]｜序ナリ

天ー子　自〔リ〕。以テ庶ー人ニ至ルマテニ是ヲ壱ツ[22]〔ニ〕。皆身ヲ脩ヲ以テ本ト為ス

是ヲ壱ニトハ。一[24]ー切スルソ。正ー心ヨリ以ー上皆身ヲ脩ムル所ー以ナリ　斉ー家ヨリ以ー下ハ此ヲ挙〔ケ〕而テ之ヲ措タカイニスル[25]耳[26]

其ノ本乱レ末治マルコト[27]ハ否アラシ。其ノ厚スル所ノ者ノハ薄ウスウシテ其ノ薄〔スル〕所ノ者ハ厚キハ[28]未タ有〔ラ〕シ

本ハ身ヲ謂。厚〔クスル〕所トハ家ヲ謂。此ノ両ー節ハ上ノ文ノ両ー節ノ意ヲ結ス

右経一ー章ハ蓋〔シ〕。孔ー子ノ言ナリ　而ルヲ曾ー子　之ヲ述｜ス

凡二百五字

其ノ伝ノ十ー章ハ曾ー子カ意ナリ。而ルヲ門ー人。之ヲ記ス。旧ー本。頗〔ル〕。錯ー簡　有リ。今。程ー子カ定ムル所ニ因〔リ〕而テ更ニ経ー文ヲ考カンカヘテ[31]別ニ序ー次ヲ為ナスコト左ノ如シ

凡一―千　五―百　四―十　六―字　○凡伝―文雑[32]
テ経―伝ヲ引〔ク〕コト。統―紀無キカ若シ。然
トモ文―理。接―続シ血―脉。貫―通シ深―浅。始―
終。至テ精―密ナリト為ス。熟―読[33]。詳ラカニ味ハ、
ハ久シテ當ニ之ヲ見〔ル〕（ヘ）シ。今。尽〔ク〕
ニ釈セ（ス）

康―誥ニ曰。克。徳ヲ明ニス

康―誥ハ周―書　克ハ能

大―甲ニ曰。顧[1]テ天ノ明―命ヲ諟ス

大カ読ヲハ。泰ニ作〔ル〕。諟ハ古ニ是字　○大―
甲ハ商―書。顧トハ常に目　之ニ在〔ル〕ヲ謂。諟
猶ヲ此ノ（コトシ）。或ハ曰。審。天ノ明―命ト
ハ即天ノ我ニ與所―以ニシ（テ）[2]我カ徳ト為所―
以ノ者ノナリ。常ニ目　之ニ在〔ル〕トキハ時トシ
〔テ〕明ナラ（ス）〔ト〕云無シ[3]

帝ノ典ニ曰。克。峻―徳ヲ明ニ[4]〔ス〕ハ

峻ヲハ書ニ俊ニ作ル　○帝―典ハ堯―典。虞―書。
峻ハ大

皆自〔ラ〕明ニ[5]スルソ

引[6]〔ク〕所ノ書ハ皆自〔ラ〕己カ徳ヲ明〔ニ〕スル
意ヲ言〔フ〕コトヲ結ス

右伝ノ首ノ章　明―徳ヲ明〔ニ〕スルコトヲ釈ス

此ヨリ下ノ三ノ章ノ信ニ止ト云ニ至ルマテヲ旧―本
誤〔テ〕世〔ヲ〕没マテ忘レ（ス）ト云　下ニ在
〔リ〕

湯ノ盤ノ銘ニ曰。苟ニ日ニ新タナリ。日―日ニ新ニシテ
又日ニ新タナリ

盤ハ沐―浴ノ盤ナリ。銘ハ其〔ノ〕器ニ名ケテ以テ
自―警　辞ナリ。苟ハ誠。湯。人ノ其〔ノ〕心ヲ
洗―濯シテ以テ悪〔ヲ〕去[2]コト其ノ身ヲ沐―浴シ
テ以〔テ〕垢ヲ去ルカ如クナルヲ以〔テ〕。故〔ニ〕
其ノ盤ニ銘[3]〔ス〕。言ハ誠ニ能。一―日モ以テ其ノ

伝二章　伝三章

旧ー染ノ汚ヲ滌テ自〔ラ〕新〔ニ〕スルコト有トキハ。當ニ已ニ新〔ニスル〕者〔ニ〕因〔リ〕テ日日ニ之ヲ新〔ニ〕シテ又日ニ之ヲ新〔ニスル〕（ヘシ）略[4]間ー断　有〔ル〕可〔カラ〕（ス）

康ー誥ニ曰。民ヲ新ニスルコトヲ作ス

之ヲ鼓シ。之ヲ舞スル。作〔ト〕謂。言ハ其〔ノ〕自〔ラ〕新ニスル民ヲ振起ス[5]

詩ニ曰。周ハ旧ー邦ナリト雖ヘトモ。其ノ命。維新ナリ[6]

詩　大ー雅。文ー王ノ篇ナリ。言ハ周ノ国。旧シト雖〔モ〕。文ー王ニ至〔テ〕能其ノ徳ヲ新ニシテ以テ民ニ及ホシテ始テ天ノ命ヲ受〔ク〕

是ノ故ニ君ー子ハ其ノ極ヲ用イ（ス）ト云所無シ

自新ニシ。民ヲ新ニシテ皆　至ー善ニ止〔マル〕コトヲ欲ス

右　伝ノ二ノ章　民ヲ新ニスルコトヲ釈ス[7]

詩ニ云。邦ー畿。千ー里。惟民ノ止マル所ナリ

詩ハ商ー頌。玄ー鳥ー篇ナリ。邦ー畿ハ王ー者ノ都止ハ居。言ハ物。各當ニ止〔ル〕ヘキ所ノ処有リ

詩ニ云。緡[1]ー蠻タル黄ー鳥。丘ー隅ニ止マル[2]　子曰。止マルニ於テ其〔ノ〕止マル所ヲ知ル。人ヲ以テ鳥ニタモ如（サ）ル可ケン乎

緡ヲハ詩ニハ綿ニ作ル　○詩　小ー雅。緡ー蠻ノ篇ナリ。緡ー蠻ハ鳥ノ声。丘ー隅ハ岑蔚ノ処ナリ。子ー曰ト云ヨリ以ー下ハ孔ー子　詩ヲ説〔ク〕辞ナリ。言ハ人當ニ當ニ止ル（ヘキ）所ノ処ヲ知〔ル〕（ヘシ）

詩ニ云。穆ー穆タル文ー王。於緝熙[3]　止〔マル〕コトヲ敬メリ。人ノ君ト為シテハ。仁ニ止ル。人ノ臣ト為シテハ敬ニ止ル。人ノ子ト為シテハ孝ニ止ル　人ノ父ト為シテハ。慈ニ止ル。国人[4]ト。交ルトキハ信ニ止ル

於ー緝ノ於ハ音烏　○詩。文ー王ノ篇ナリ。穆ー穆ハ深ー遠ノ意。於ハ歎ー美ノ辞。緝ハ継[6]ー続。熙ハ光ー明[7]。止〔マル〕コトヲ敬〔ム〕トハ。言ハ其レ

敬セ（サル）コト無シ　止ル所ヲ安ナリ。[8]此ヲ引〔キ〕テ聖ー人ノ止[9]　至ー善ニ非〔ス〕ト云コト無〔キ〕コトヲ言　五（ツノ）ー者ハ乃〔チ〕其ノ目（ナ）ノ大（ナル）ー者ノナリ　学ー者　此ニ於テ其ノ精ー微ノ蘊（ウン）ヲ究メテ又類ヲ推シ以〔テ〕其ノ余ヲ尽〔ク〕サハ天ー下ノ事ニ於テ皆　以[10]テ其〔ノ〕止〔ル〕所ヲ知〔リ〕テ疑無コト有〔リ〕

詩ニ云。彼ノ淇ー澳ヲ瞻（ミレ）ハ菉（リョク）ー竹　猗ー猗タリ。斐タル君ー子　有〔リ〕。切スルカ如ク。磋スルカ如〔ク〕。琢スルカ如〔ク〕。磨スルカ如シ。瑟タリ。僩タリ。赫タリ。喧[12]タリ。斐タル君ー子　有〔リ〕。終（ツイ）ニ諠（ワスル）可〔ラ〕（ス）。切スルカ如ク。磋スル〔カ〕如シト者。学ヲ道（イフソ）。琢スル如ク。磨スル如シト者。自（ミ）〔ラ〕脩（オサムルソ）。瑟タリ。僩タリト者恂ー慄ナルソ。赫タリ。喧タリト者威ー儀アルソ。斐タル君ー子　有〔リ〕。終ニ諠（ワスル）可〔ラ〕（ス）〔ト〕者。盛ー徳　至ー善ニシテ民ノ忘（ワスル、コト）能〔ハ〕（サル）コトヲ道（イフソ）

伝三章

澳ハ於ー六ノ反。菉ハ詩ニハ緑ニ作ル。猗ハ叶ー韻音阿。僩ハ下ー版ノ反。喧ハ詩ニハ咺ニ作ル。諠ヲハ詩ニハ諼ニ作〔ル〕。並ニ況（キャウ）ー晩ノ反。恂ヲハ鄭ー氏ハ読テ峻ト作〔ス〕　○詩。衛ー風。淇ー澳ノ篇ナリ。淇ハ水ノ名。澳ハ隈（アイ）。猗ー猗ハ美ー盛ノ貌。興ナリ。斐ハ文（アヤ）〔ノ〕貌。切ハ刀ー鋸（キョ）ヲ以〔テ〕ス。琢ハ椎（ツイ）ー鑿ヲ以〔テ〕ス。皆　物ヲ裁シテ形ー質ヲ成サ使ム。磋ハ鑪（ロ）ー錫（セキ）ヲ以〔テ〕ス。磨ハ沙ー石ヲ以〔テ〕ス　皆。物ヲ治メテ其ヲ（シテ）滑ー沢ナラ（シム）。骨ー角ヲ治〔ムル〕者ノハ既〔ニ〕切シ復〔タ〕磋[13]〔ス〕。玉ー石ヲ治ル者ノハ既ニ琢シテ復〔タ〕磨[14]ス　皆　其[15]〔ノ〕之ヲ治ルコト緒有〔リ〕テ益[16]　其ノ精ヲ致〔ス〕コトヲ言。瑟ハ厳ー密ノ貌。僩ハ武ー毅ノ貌。赫ー喧ハ宣ー著　盛ー大ノ貌。諠ハ忘。道ハ言。学ハ講ー習　討ー論スル事ヲ謂。自ー脩トハ。省察（サイ）[18]　克ー治スル功ソ。恂ー慄ハ戦（ヲノ、キ）ー懼ル、ソ。威アテ畏〔ル〕可〔シ〕。儀アリ

伝三章　伝四章

テ象トル可〔シ〕。詩ヲ引〔テ〕之ヲ釈シテ以テ明ー徳ヲ明〔ニ〕スル者ノ至ー善ニ止〔マル〕コト〔ヲ〕明〔ニ〕ス。道ー学　自ー脩ハ其ノ之ヲ得〔ル〕所ー以ノ由ヲ言。恂ー慄　威ー儀ハ其ノ徳ー容　表ー裏ノ盛ナルヲ言。卒[19]乃其〔ノ〕実ヲ指シテ歎[20]ー美スルソ

詩ニ云。於|戯　前ー王。忘レ（ス）。君ー子ハ其〔ノ〕賢|〔ヲ〕賢トシテ其〔ノ〕親|ヲ親トス　小ー人ハ其〔ノ〕楽[21]〔ヲ〕楽　テ其ノ利ヲ利トス　此|以テ世ヲ没ニ忘〔レ〕（ス）

於ー戯　音　烏ー呼。楽カ音ハ洛　○詩。周ー頌。烈ー文ノ篇ナリ。於ー戯ハ歎スル辞。前ー王ハ文ー武ヲ謂。君ー子ハ其〔ノ〕後ー賢。後ー王〔ヲ〕謂。小ー人トハ後ー民ヲ謂。此ハ言ハ前ー王　民ヲ新ニスル所ー以ノ者ノ至ー善ニ止〔マリ〕テ能〔ク〕天ー下ノ後ー世ヲ（シテ）一ー物モ其ノ所ヲ得（サル）〔ト〕云コト無〔ラ〕使〔ム〕。所|以〔ニ〕既ニ世ヲ没マテニ。人之ヲ思|慕フコト。愈久シテ忘レ（ス）。此ノ両ー節ハ咏ー歎　淫ー泆スレハ其ノ味深ー長ナリ。當ニ熟玩[22]（ヘシ）

右　伝ノ三ノ章　至ー善ニ止　釈ス

此ノ章ノ内。淇ノ澳ノ詩ヲ引〔ク〕自〔リ〕。以ー下。旧ー本　誤テ誠ー意ノ章ノ下ニ在〔リ〕

子曰。訟[1]ヲ聴〔ク〕コト。吾猶ヲ人ノ（コトシ）。必〔ス〕。訟無ラシメンカ。情無キ者ノハ其ノ辞[2]ヲ尽コトヲ得ス。大キニ民ノ志ヲ畏。此ヲ本ヲ知ト謂フ

猶ヲ人ノ（コトシ）ト云ハ。人ニ異ナラ（サル）ソ。情ハ実。夫ー子ノ言ヲ引テ言ク。聖ー人　能〔ク〕実無キ人ヲ（シテ）敢テ其〔ノ〕虚ー誕ノ辞ヲ尽サ（サ）ラ使ム。蓋〔シ〕。我カ明ー徳。既ニ明ナレハ自ー然ニ以テ民ノ心ー志ヲ畏|服セシムルコト有ル。故ニ訟　聴コトヲ待〔タ〕（ス）シテ自〔ラ〕無シ。此ノ言ヲ観テ以テ本ー末ノ先ー後ヲ知〔ル〕

可シ

右伝ノ四ノ章　本ー末ヲ釈ス

此ノ章　旧本誤〔テ〕信ニ止ト云。下ニ在〔リ〕

此ヲ本ヲ知〔ル〕ト謂フ

程ー子カ曰。衍ー文ナリ

此ヲ知ノ至ルト謂フ

此ノ句ノ上ニ。別ニ闕ー文　有〔リ〕。此ハ特[1]其ノ

結ー語　耳ナリ[2]

右伝ノ五ノ章　蓋〔シ〕物ヲ格知〔ヲ〕致ス義ヲ釈ス。而シテ今亡

此ノ章。旧ー本。下ノ章ニ通シテ誤テ経ノ文ノ下ニ

在〔リ〕

間[3]嘗竊程ー子カ意ヲ取〔リ〕以テ之ヲ補〔フ〕

テ曰。所謂知ヲ致〔ス〕コトハ物ヲ格ニ在[4]〔ル〕

ハ言心ハ吾カ知ヲ致サント欲セハ物ニ即テ其ノ理ヲ窮

ムルニ在〔リ〕。蓋〔シ〕。人ノ心ノ霊。知〔ル〕有

〔ラ〕（ス）ト云莫シ。而シテ天ー下ノ物。理有〔ラ〕

（ス）ト云コト莫シ。惟理ニ於テ未タ窮サルコト有

〔リ〕。故ニ其ノ知尽サ（サ）ル有〔リ〕。是以テ大ー

学　始メノ教。必〔ス〕。学ー者〔ヲ〕（シ）テ凡天ー

下ノ物ニ即テ其〔ノ〕已ニ知ル理ニ因〔リ〕益〻之ヲ

窮メテ以テ其ノ極ニ至ランコトヲ求メ（シム）。力ヲ

用〔イル〕コト久シ〔ウシ〕テ一ー旦　豁ー然トシテ

貫ー通スルニ至テハ衆ー物ノ表ー裏。精ー粗。到〔ラ〕

（ス）ト云コト無〔シ〕。而シテ吾カ心ノ全ー体　大ー

用。明ナラ（ス）ト云コト無〔シ〕。此ヲ物格謂フ。

此ヲ知ノ至ルト謂フ

所謂　其ノ意ヲ誠〔ニスル〕トハ自〔ラ〕欺毋シ。

悪ー臭ヲ悪カ如ク。好ー色ヲ好如シ。此ヲ自ー謙[2]ト

謂フ。故ニ君ー子ハ必ス其〔ノ〕独アルコトヲ慎〔ム〕

好ー悪　上ノ字ハ皆去ー声。謙カ読ヲハ慊ト為ス。

苦ー劫ノ反　○其ノ意ヲ誠〔ニスル〕トハ自修ル

伝四章　伝五章　伝六章

伝六章

首。毋ハ。禁止ムル辞ナリ。自欺ト云ハ。善ヲ為以〔テ〕悪ヲ去コトヲ知トモ心ノ発所。未タ実ナラ（サル）コト有〔リ〕。慊ハ快ー也。足ー也。独トハ。人ノ知ラ（サル）所ニシテ己カ独リ知ル所ノ地ナリ。言ハ自〔ラ〕脩メンコトヲ欲スル者ノハ善ヲ為シテ以テ其〔ノ〕悪ヲ去コト〔ヲ〕知ラハ當ニ実ニ其ノ力ヲ用テ其〔ノ〕自欺ヲ埜シ止ム（ベシ）其〔ノ〕悪ヲ悪コト。悪ー臭ヲ悪如ニシ。善ヲ好コト好ー色ヲ好スルカ如ナラ使皆務メテ決ー去シテ求メテ必〔ス〕之ヲ得テ以テ自〔ラ〕己ニ快ー足シ徒苟ー且ニシテ以〔テ〕外ニ徇人ノ為ニス可〔ラ〕（ス）。然トモ其〔ノ〕実ト不ー実トハ。蓋シ他ー人ハ知〔ル〕及〔ハ〕（サル）所ニシテ己独〔リ〕之ヲ知レル者ノ有〔リ〕故ニ必〔ス〕之ヲ此ニ謹テ以テ其ノ幾ヲ審ニス

小ー人。間ー居シテ不ー善ヲ為コト至ラ（ス）ト云所無〔シ〕。君ー子ヲ見而后ニ厭ー然トシテ其ノ不ー善ヲ揜其〔ノ〕善ヲ著。人ノ己ヲ視コト。其ノ肺ー肝ヲ見ルカ如ク然カリ。何ノ益カアラン。此ヲ中ニ誠アテ外ニ形ト謂。故ニ君ー子ハ必〔ス〕其〔ノ〕独アルコトヲ慎ム

間カ音ハ閑。厭ハ鄭ー氏ハ読テ黶ト為ス　○間ー居トハ独処。厭ー然ハ銷ー沮　閉ー蔵ノ貌。此ハ言ハ小ー人　陰ニ不ー善ヲ為テ陽ニ之ヲ揜ハント欲ス。是。善ノ當ニ為スヘキト悪ノ當ニ去ベキトヲ知〔ラ〕（サル）ニハ非ス。但　実ニ其ノ力ヲ用コト能〔ハ〕（ス）以テ此ニ至ルラク耳。然ルニ其ノ悪ヲ揜ハント欲〔シ〕テ。卒ニ揜フ可〔ラ〕（ス）。詐テ善ヲ為ト欲トモ卒ニ詐ル可〔ラ〕（ス）。亦何ノ益カ有ラン哉。此　君ー子ノ重　以テ戒ト為　必〔ス〕其〔ノ〕独アルコトヲ謹ム所以ナリ

曾ー子　曰。十ー目ノ視所。十ー手ノ指所。其レ厳乎

此ヲ引〔キ〕以〔テ〕上ノ文ノ意ヲ明〔ニス〕。言

ハ幽ー独ノ中ト雖〔モ〕。而モ其〔ノ〕善ー悪ノ揜〔フ〕可〔ラ〕（サル）コト此ノ如シ　畏ル可コト甚シ[12]

富　屋ヲ潤（ウルホシ）。徳　身ヲ潤ス。心｜広ク。体｜胖（オホイナリ）[13]。

故ニ君ー子ハ必〔ス〕其ノ意ヲ誠ニス

胖ハ歩ー丹〔ノ〕反　○胖ハ安ー舒。言ハ富（トメルトキハ）能〔ク〕屋ヲ潤ス。徳アルトキハ能〔ク〕身ヲ潤ス。

故ニ心　愧｜怍ルコト無トキハ広ー大　寛ー平ニシテ体ハ常ニ舒ー泰ナリ。徳ノ身ヲ潤コト然（シカナリ）。蓋シ善ノ中ニ実（ミチ）　外ニ形ハルルコト此ノ如シ　故ニ又此ヲ言テ以〔テ〕[14]結ス

右伝ノ六ノ章　意ヲ誠〔ニスル〕ヲ釈ス。

経ニ曰。其ノ意ヲ誠セント欲〔スル〕トキハ。先〔ツ〕。其ノ知ヲ致ス。又曰。知　至〔リ〕而｜后ニ意　誠。蓋〔シ〕。心ー体ノ明｜。未タ尽サ（サ）ル所有〔リ〕。其ノ発｜スル所。必〔ス〕実ニ其〔ノ〕力ヲ用ルコト能〔ハ〕（ス）シテ苟ー焉（エントシ）[15]テ以テ自｜欺コト有〔リ〕　然ハ或ハ已（ステ）ニ明〔ニ〕スレトモ此ヲ謹〔マ〕（サ）ルハ。其〔ノ〕明ニスル所。又己カ有｜ニ非〔ス〕シ〔テ〕以テ徳ニ進〔ム〕基ト為（ナル）コト無シ。故ニ此ノ章ノ指（ムネ）。必ス上ノ章ニ承〔ケ〕通〔シ〕テ之ヲ考テ然（テ）｜後ニ以テ其カ力[16]ヲ用〔イル〕ニ始ー終〔スル〕ヲ見コト有〔リ〕。其〔ノ〕序（ツイテ）。乱ル可〔ラ〕（ス）[17]　功。闕〔ク〕可〔ラ〕（ス）。此ノ如〔シ〕ト云フ

所｜謂　身ヲ脩〔ムル〕コトハ其ノ心ヲ正（タヽシウスル）ニ在〔リ〕ト者　身　忿（フン）ー懥（チ）〔スル〕所有トキハ。其ノ正｜ヲ得（ス）。恐ー懼スル所有トキハ。其ノ正｜ヲ得（ス）。好ー楽スル所有トキハ。其ノ正ヲ得（ス）。憂ー患（クワンスル）　所有トキハ。其ノ正ヲ得（ス）

程ー子カ曰。身ー有ノ身ハ當ニ心ニ作〔ル〕（ヘシ）。忿ハ弗ー粉ノ反。懥ハ敕ー値ノ反。好ー楽ハ並ニ去ー声　○忿ー懥ハ怒。蓋〔シ〕。是カ四｜者ハ皆　心

伝七章　伝八章

ノ用ニシテ人無〔キ〕コト能〔ハ〕（サル）所ノ者。然ニ一[1]モ之有テ察スル能〔ハ〕（サル）トキハ欲ー動キ。情ー勝テ其ノ用ノ行フ所。或（モシク）ハ其ノ正ヲ失セ（サ）ルコト能（ハ）（ス）心。焉（コヽ）ニ在〔ラ〕（サル）トキハ視（ミレトモミヘ）見ス。聴トモ聞[2]ヘ（ス）。食スレトモ。其ノ味[3]ヲ知〔ラ〕（ス）

心　存〔セ〕（サル）コト有トキハ以テ其ノ身ヲ検スルコト無シ。是以テ君ー子　必〔ス〕此ヲ察シテ敬　以（コレ）ヲモテ之ヲ直ク〔シ〕テ然後ニ此ノ心常ニ存〔シ〕テ身脩〔ラ〕（スト）云コト無シ

此ヲ身ヲ脩〔ムル〕コトハ其ノ心ヲ正[4]〔ス〕ニ在リト謂

右伝ノ七〔ノ〕章　心ヲ正〔シ〕身〔ヲ〕脩〔ムル〕コトヲ釈ス

此　亦　上ノ章ニ承〔ケ〕以テ下ノ章ヲ起ス。蓋〔シ〕。意　誠アルトキハ真ニ悪無〔ク〕シテ実ニ善有〔リ〕。能〔ク〕是ノ心ヲ存シテ以テ其ノ身ヲ検スル所以　然ナリ。或ハ但　意ヲ誠〔ニ〕スルコトヲ知レトモ密（ヒ）ニ此ノ心ノ存ー否ヲ察スル能〔ハ〕（サル）トキハ又以テ内ヲ直〔ク〕シテ身ヲ脩コト無シ　此自〔リ〕以ー下ハ並ニ旧ー文ヲ以テ正（タヽシ）ト為ス

所謂　其〔ノ〕家ヲ斉[1]スルコトハ其ノ身ヲ脩ルニ在〔リ〕ト者。人　其ノ親ー愛スル所ニ之（ヲイ）テ辟ス。其ノ賤ー悪スル所ニ之（ヲイ）テ辟（ヘキス）。其ノ畏ー敬スル所ニ之テ辟ス。其ノ哀ー矜スル所ニ之テ辟ス。其ノ敖ー惰（タ）スル所ニ之テ辟ス。故ニ好（ヨミスレトモ）其ノ悪ヲ知リ悪（ニクミスレトモ）其ノ美ヲ知ル者ノハ天ー下鮮シ

辟　読ハ僻ト為〔ス〕悪ー而ノ悪ト敖ー好トハ並ニ去ー声。鮮ハ上ー声　○人トハ衆ー人ヲ謂。之ハ猶ヲ於ノ（コト）シ。辟ハ猶ヲ偏〔ノ〕（コトシ）。五者ノ人ニ在コト。本[2]ー有　當ー然ノ則ナリ。然トモ常人ノ情。惟　其ノ向〔フ〕所ノミニシテ審（ツ）コトヲ加〔ヘ〕（サ）レハ必〔ス〕一ー偏ニ陥（ヲチ）テ身

。脩マラ（ス）

故ニ諺（コトワサ）ニ之有リ。曰。人　其ノ子ノ悪（アシキ）コトヲ知〔ル〕コト莫〔シ〕。其ノ苗ノ碩（ヲホイナル）コトヲ知〔ル〕コト莫〔シ〕

諺カ音ハ彦。碩ハ叶ー韻　時ー若ノ反　○諺ハ俗ノ語。愛ニ溺ル、者ノハ明ナラ（ス）。得（エン）コトヲ貪ル者ノハ厭（アク）コト無〔シ〕。是　偏ノ害ヲ為（ナシ）テ家ノ斉ラ（サル）所｜以ナリ

右　伝ノ八ノ章　身ヲ脩〔メ〕家ヲ斉〔フル〕コトヲ釈ス

所｜謂。国ヲ治コトハ必ス先ス其ノ家ヲ斉（トヽノフ）トハ。其〔ノ〕家　教フ可〔ラ〕（ス）シテ能〔ク〕人ニ教フル者ノハ　無（ナシ）。故ニ君ー子ハ家ヲ出（ス）シテ教ヲ国ニ成ス。孝ハ君ニ事マツル所｜以ナリ　弟ハ。長ニ事ル所｜以ナリ　慈ハ。衆ヲ使（ツカフ）所｜以ナリ

弟ハ去ー声。長ハ上ー声　○身｜脩トキハ家　教フ可〔シ〕孝　弟　慈ハ身ヲ脩メテ家ヲ教フル所｜以ノ者ナリ　然トモ国ニ君ニ事リ。長ニ事リ衆ヲ使フ所｜以ノ道。此ヨリ外ニアラ（ス）。此　家　上ニ斉テ教｜下ニ成〔ル〕所｜以ナリ

康ー誥ニ曰。赤ー子ヲ保（ヤスンスル）カ如〔シ〕ト云リ。心　誠ニ之ヲ求〔ムル〕トキハ。中（アタラ）（ス）ト雖ヘトモ遠カラ（ス）。未[1]タ有〔ラ〕シ。子ヲ養フコトヲ学テ后[2]ニ嫁スル者ノハ

中ハ去ー声　○此ハ書ヲ引テ之ヲ釈ス。又。教ヲ立〔ツル〕本。強[3]テ為（スル）コトヲ假（カラ）（ス）其ノ端ヲ識〔リ〕テ推テ之ヲ広ルニ在コトヲ明〔ラカニ〕ス〔ル〕耳（ノミ）

一ー家　仁アルトキハ。一ー国　仁ヲ興ス。一ー家　譲アルトキハ　一ー国　譲ヲ興ス　一ー人。貪（タン）ー戻（レイ）ナルトキハ一ー国　乱ヲ作（ヲコ）ス。其ノ機　此ノ如シ。此　一ー言。事ヲ債（ヤフリ）。一ー人　国ヲ定ムト謂フ

債カ音ハ奮　○一ー人トハ君ヲ謂　機ハ発ー動　由（ヨル）所ナリ。債（フン）ハ覆ー敗。此ハ教ノ国ニ成〔ル〕効[4]ヲ言

堯　舜　天ー下ヲ帥（ヒキヰル）ニ。仁ヲ以シテ民従フ。桀（ケツ）　紂

天ー下ヲ帥井ルニ。暴ヲ以シテ民従フ。其ノ令スル所。其ノ好ム所ニ反スルトキハ。民。従ハ（ス）。是ノ故ニ君ー子ハ己ニ有〔リ〕テ而テ后ニ人ヲ求セム[5]己ニ無〔ク〕シテ而テ后ニ人ヲ非ソシル。身ニ蔵ヲサムル所。恕オモンハカラ（ス）シテ能〔ク〕人ヲ喩サトス者ハ未タ有〔ラ〕シ

好ハ去ー声　○此ー又。上ノ文　一ー人国ヲ定ト云ニ承テ言フ。己ニ善有〔リ〕テ然ー後　以テ人ノ善ヲ責セム可〔シ〕。己ニ悪無〔ク〕シテ然テ後ニ以テ人ノ悪ヲ正ス可〔シ〕。皆。己ヲ推シ以〔テ〕人ニ及〔ボ〕ス。所ー謂　恕ナリ。是ノ如〔ク〕ナラ（ス）シテ令スル所。其ノ好〔ム〕所ニ反〔スル〕トキハ民。従ハ（ス）　喩ハ暁

故ニ国ヲ治コトハ。其ノ家ヲ死フルニ在[6]〔リ〕

通〔シ〕テ上ノ文ヲ結ス

詩ニ云　桃之夭ヨウー夭タル。其ノ葉　蓁蓁シンタリ。之ノ子于ユキー帰トツク。其ノ家ー人ニ宜ヨロシ。其ノ家ー人ニ宜〔シフ〕シテ而テ后ニ以テ国ー人ヲ教フ可シ[7]

夭ハ平ー声。蓁カ音ハ臻　○詩。周ー南。桃ー夭ノ篇ナリ　夭ー夭ハ少ワカウシテヨキ[8]好貌。蓁ー蓁ハ美ニシテ盛ナル貌。興。之ー子ハ猶ヲ是ー子ー言イハン カ（コトシ）

此ハ女ー子ノ嫁スル者ノヲ指シテ言フ。婦ー人　嫁ヲ謂テ帰ト曰〔フ〕　宜ハ猶ヲ善ノ（コトシ）

詩ニ云。兄[9]ニ宜シク。弟ニ宜シ。兄ニ宜ク。弟ニ宜シウシテ而ー后ニ以テ国ー人ヲ教フ可シ

詩。小ー雅　蓼ー蕭　篇

詩ニ云。其ノ儀[10]式タカハス。是ノ四ー国ニ正カミタリ。其ノ父ー子　兄ー弟　為タルコト[11]法ニ足タレリトシテ而ー后ニ民　法ノトル

詩。曹ー風。鳲ー鳩　篇。式ハ差サ

此ヲ国ヲ治コトハ。其ノ家ヲ斉フルニ在リト謂〔フ〕

此ニ三タヒ詩ヲ引〔ク〕コトハ。皆　以テ上ノ文ノ事ヲ詠ー歎シテ又之ヲ結ス　此ノ如〔ク〕シテ其ノ味。深ー長ナリ。最モ宜ク潜ー玩ス（ヘ）シ

右　伝ノ九ノ章　家ヲ斉〔ヘ〕国〔ヲ〕治〔ムル〕コトヲ釈ス。

所|謂　天ー下ヲ平ニスルコトハ其ノ国ヲ治〔ル〕ニ在〔リ〕トハ上（カミ）|老ヲ老トシテ民　孝ヲ興ス（オコ）　上　長ヲ長トシテ民　弟ヲ興ス。上　孤ヲ恤（メクンテ）民　倍（ソムカ）（ス）。是（ヲ）|以〔テ〕君ー子ハ契（ケツ）ー矩（ク）ノ道有〔リ〕

長ハ上ー声。弟ハ去ー声。倍ハ背ト同シ。契ハ胡ー結ノ反　○老ヲ老トハ。所|謂吾カ老ヲ老スルナリ。興トハ感ー発スル所有〔リ〕テ興ー起〔スル〕ヲ謂。孤ハ幼（イ）[1]シテ父無〔キ〕ノ称。契ハ度。矩ハ方ヲ為（ナス）所|以ナリ。言ハ小ノ三ツノ者ハ上|行（ヲ）テ下|効（ナラフ）コト影|響ヨリモ捷トシ。所|謂　家|斉テ国|治ル。亦以テ人ノ心ノ同〔シ〕所ニシテ一ー夫モ獲（サル）有〔ラ〕（シム）（ヘカラ）（サル）ヲ見〔ル〕（ヘシ）

是（ヲ）|以テ君ー子ハ必ス當ニ其ノ同キ所ニ因テ推シテ以テ物ヲ度（ハカリ）　彼ー我ノ間ヲシテ各。分ー願ヲ得（シム）（ヘシ）。上ー下　四ー旁。均ー斉。方ー正ニシテ天ー下　平ナリ

伝十章

上ニ悪（ニクム）所ヲハ。以テ下ニ使（ツカフ）[2]毋シ。下ニ悪〔ム〕所ヲハ以テ上ニ事マツルコト毋シ。前（マヘ）ニ悪〔ム〕所ヲハ。以テ後ヘニ先（サキンスル）コト毋シ。後ヘニ悪〔ム〕所ヲハ。以テ前ニ従カフ毋シ。右ニ悪〔ム〕所ヲハ。以テ左ニ交フルコト毋シ。左ニ悪〔ム〕所ヲハ。以テ右ニ交ル毋シ。此ヲ契ー矩ノ道ト謂フ

悪（ヲ）ー先ハ並ニ去ー声　○此　覆（カサネ）テ上ノ文ノ契ー矩ノ二ー字ノ義ヲ解ク。如（モシ）上ノ我ニ礼無ランコトヲ欲セ（スン）ハ。必〔ス〕此ヲ以テ下ノ心ヲ度（ハカリ）テ亦敢テ此ノ無[3]ー礼ヲ以テ之ヲ使（ツカハ）（サ）レ。下ノ我ニ忠[4]アラ（サル）コトヲ欲〔セ〕（スン）ハ。必〔ス〕此ヲ以テ上ノ心ヲ度〔リ〕テ亦敢テ此ノ不ー忠ヲ以〔テ〕之ニ事ツラ（サ）レ。前ー後　左ー右ニ至〔ルマ〕テニ。皆然ラ（ス）ト云コト無[5]レ。身ノ処〔ス〕所。上ー下。四ー旁。長ー短。広狭（ケウ）。彼ー此。一ノ如ニシテ方|ナラ（ス）ト云コト無シ。彼。同ク是ノ心有〔リ〕テ興ー起セハ。又豈一ー夫ノ獲

伝十章

〔サル〕コト有〔ラ〕ムヤ。操所ノ者ハ約ニシテ及フ所ノ者ノ広シ。此　天ー下ヲ平〔ニ〕スル　要ー道ナリ。故ニ章ー内ノ意。皆此自〔リ〕シテ推スヘシ

詩ニ云　只[6]ノ君ー子ヲ楽ス。民ノ父ー母ナリ。民ノ好所ヲハ。好[7]シ。民ノ悪　所ヲハ悪ミス。此ヲ民ノ父ー母ト謂フ

楽カ音ハ洛　只カ音ハ紙。好ー悪ハ並ニ去ー声。下並ニ同シ　○詩。小ー雅。南ー山　有ー台ノ篇ナリ　只ハ語ノ助ケノ辞。言ハ契[8]ー矩ヲ能〔ク〕シテ民心ヲ以〔テ〕己カ心ト為トキハ。是　民ヲ愛スルコト。子ノ如シテ民　之ヲ愛スルコト父ー母ノ如シ

詩ニ云。節タル彼〔ノ〕南ー山。維〔レ〕。石。巖ー巖タリ。赫赫　師ー尹。民　具ニ爾チヲ瞻。国ヲ有

者ハ以テ慎シマ（ス）ハアル可〔ラ〕（ス）。辟ナルトキハ天ー下ノ僇ト為

節カ読ヲハ截ト為　辟カ読ヲハ僻ト為。僇　戮ト同　○詩。小ー雅。節ー南ー山ノ篇ナリ。節ハ截ー然トシテ高ー大ナル貌。師ー尹ハ周ノ大ー師　尹ー氏。具ハ俱。辟ハ偏。言ハ上ニ在〔ル〕者ハ人ノ瞻仰ク所ナリ。謹〔マ〕（ス）ハアル可〔ラ〕（ス）。若契ー矩スルコト能〔ハ〕（ス）シテ好ー悪　一ー己[9]ノ偏ニ徇[10]トキハ。身紱。国亡テ天ー下ノ大戮ト為

詩ニ云。殷ノ未タ師ヲ喪サシトキニ。克。上ー帝ニ配ス　儀シク殷ニ監ヘシ。峻ー命。易カラ（ス）トイヘリ。道。衆ヲ得トキハ国ヲ得。衆ヲ失フトキハ国ヲ失フ

喪ハ去ー声。儀ヲ詩ニハ宜ニ作〔ル〕。峻ヲ　詩ニハ駿ニ作〔ル〕。易ハ去ー声　○詩。文ー王ノ篇。師ハ衆。配ハ対。上ー帝ニ配〔ス〕トハ。言ハ天ー下ノ君ト為〔リ〕テ上ー帝ニ対スルソ。監ハ視。峻ハ大。易カラ（ス）トハ。言ハ保難〔イ〕ソ。道

ハ言　詩ヲ引〔キ〕テ此ヲ言テ以テ上ノ文ノ両一節ノ言ヲ結ス。天一下ヲ有〔ツ〕者ノ能〔ク〕。此ノ心ヲ存シテ失ハ（サ）ルトキハ契一矩アリテ民ト欲ヲ同スル所一以ノ者ノ自〔ラ〕。已コト能〔ハ〕（ス）是ノ故ニ君一子ハ先ツ徳ヲ慎ム。徳有〔ル〕トキハ。此[11]。人有〔リ〕。人有〔ル〕トキハ此。土有〔リ〕。土有〔ル〕トキハ。此。財有〔リ〕。財有〔ル〕トキハ。此。用有〔リ〕

先〔ツ〕徳ヲ謹〔ム〕トハ。上ノ文ノ謹〔マ〕（ス）〔ンハ〕アル可〔ラ〕（ス）ト云ニ承〔ケ〕テ言フ。徳ハ即〔チ〕所一謂　明一徳ナリ。人有〔ル〕トハ。衆ヲ得〔ル〕ヲ謂。土有〔ル〕トハ。国ヲ得〔ル〕ヲ謂。国有〔ル〕トキハ。財一用無〔キ〕コトヲ患〔ヘ〕（ス）

徳ハ。本。財ハ末

上ノ文ニ本ツイテ言

本ヲ外[12]ニシ。末ヲ内ニスルトキハ民ヲ争奪コトヲ施ス

人一君。徳ヲ以テ外ト為シ。財ヲ以テ内ト為。則。是。其ノ民ヲ争一闘ハシメテ之ニ施〔ス〕ニ刧一奪ノ教ヲ以〔テ〕ス。蓋〔シ〕。財ハ人ノ同ク欲スル所ナリ。契一矩スルコト能〔ハ〕（ス）シテ之ヲ専ニセント欲スルトキハ。民。亦。起テ争一奪フ是ノ故ニ財一聚。則。民散ス　財散スルトキハ。則　民。聚マル

本ヲ外〔ニ〕シ。末ヲ内〔ニ〕ス。故ニ財一聚ル。民ヲ争シメテ奪フコトヲ施ス。故ニ民　散ス　是ニ反スルトキハ。則　徳有〔リ〕テ人有リ

是ノ故ニ言悖テ出ルトキハ亦。悖ヘテ入ル。[13]貨悖テ入トキハ亦悖テ出ツ

悖ハ布内ノ反　○悖ハ逆。此ハ言ノ出一入ヲ以テ貨ノ出一入ヲ明〔ラカニ〕ス。先ツ。徳ヲ謹〔ム〕ト云。以下。此ニ至ルマテハ又。財一貨ニ因〔リ〕テ以テ契一矩ヲ能能（サ）ル者ノトノ得一失ヲ

伝十章

明〔ラカニ〕ス

康ー詰ニ曰。惟レ命。常ニ于（ヲイテセ）（ス）〔ト〕イヘリ。道（イハク）善ナルトキハ得[14]。不ー善ナルトキハ失フ[14]

道ハ言。上ノ文ノ文ー王ノ詩ヲ引〔ク〕意ニ因〔リ〕（テ）申（カサネ）テ言フ。其ノ丁ー寧　反ー覆ノ意。益（マス〳〵）深ー切ナリ

楚ー書ニ曰。楚ー国ニハ以テ宝（タカラ）ト為（スル）コト無シ。惟（タ、）善以（コレ）〔ヲモ〕テ宝ト為ス

楚ー書ハ楚ー語。言ハ金ー玉ヲ宝〔ト〕セ（ス）シテ善ー人ヲ宝トス

舅（キウ）ー犯（ハン）カ曰。亡（ハウ）ー人ハ以テ宝（タカラ）ト為（スル）コト無シ。仁ー親以（コレ）〔ヲモ〕テ宝ト為ス

舅ー犯ハ晋ノ文ー公[15]　舅（キウ）。狐ー偃。字ハ子ー犯。亡ー人トハ文ー公[15]　時ニ公ー子ト為シテ出ー亡シテ外ニ在リ。仁ハ愛。事。檀弓ニ見タリ。此ノ両ー節ハ又。本ヲ外ニシ〔テ〕末ヲ内ニセ（サ）ル意ヲ明〔ラカニ〕ス

秦（シン）ー誓（セイ）ニ曰。若（モシ）[16]　一ー个（カ）ノ臣有ラン　断（タン）ー断トシテ他ノ技（キ）無ラン。其ノ心　休ー休タラン。其[17]如（モシクハイル、）[18]容コト有ラン。人ノ技有ルヲ。己カ有ルカ若クシ。人ノ彦ー聖ナルニ其ノ心ニ好（ヨミ）セン。啻（タ、）。其〔ノ〕口自〔リ〕。出（イタス）カ[19]若（コトクセ）（サ）ラン。寔（コレ）[20]　能〔ク〕容（イレ）ム。以テ[21]能〔ク〕我カ子ー孫　黎ー民ヲ保（ヤスンセン）。尚（コヒネカ）〔ヒ〕テ亦利有〔ラ〕ムカ。人ノ技有〔ル〕ヲ。媢ー疾シテ以〔テ〕悪（ニクム）。人ノ彦ー聖ナルヲ而モ違（タカ）[22]〔ヒ〕テ通セ（サ）〔ラ〕俾（シメ）ム。寔（コレ）容（イル、）コト能〔ハ〕（ス）。以テ我カ子ー孫　黎ー民ヲ保スルコト能〔ハ〕シ。亦曰。殆（アヤウイカナ）哉

个ハ古ー賀ノ反。書ニハ介ト作〔ス〕　断ハ丁ー乱ノ反。媢カ音ハ冒　○秦ー誓ハ周ー書。断ー断ハ誠ー一ノ貌。彦ハ美ー士。聖ハ通ー明。尚ハ庶ー幾。媢ハ忌。違ハ払（フツ）ー戻（レイ）。殆ハ危

唯（タ、）。仁ー人ノミ。放ー流シテ四ー夷ニ迸（シリソケトモ）[23]　與ニ中ー国ヲ同セ（サ）ラン。此ヲ唯。仁ー人。能〔ク〕人ヲ愛シ。能〔ク〕人ヲ悪（ニクミスル）[24]　コトヲ為スト謂フ

迸カ読ヲハ屏ト為　古ニ字　通用フ　○迸ハ猶ヲ逐〔ノコトシ〕。言ハ此ノ媢ー疾ノ人有〔リ〕テ賢ヲ妨ケテ国ヲ病シムルトキハ。仁ー人。必〔ス〕。深悪〔ミ〕テ痛之ヲ絶。其ノ至ー公ニシテ私無〔ヲ〕以[26]〔テ〕ノ。故ニ。能〔ク〕好ー悪ノ正ヲ得〔ル〕コト此ノ如〔シ〕

賢ヲ見テ挙スルコト能〔ハ〕ス。挙スレトモ先　能〔ハ〕（サ）ルハ。命ナリ。不ー善ヲ見テ退クルコト能[27]〔ハ〕（ス）。退クレトモ遠コト能〔ハ〕（サル）ハ。過ナリ

命ヲ鄭ー氏カ云。當ニ慢ニ作〔ル〕（ヘシ）。程ー子カ云。當〔ニ〕怠ニ作〔ル〕（ヘシ）。未タ孰〔レ〕カ是ナリト云コトヲ詳〔ニセ〕（ス）。遠ハ去ー声

○此ノ若〔シト〕ハ。愛ー悪スル所ヲ知トモ。而モ未タ愛ー悪ノ道ヲ尽〔ス〕コト能〔ハ〕（ス）。蓋〔シ〕。君ー子ニシテ未タ仁アラ（サル）者ノナリ人ノ悪所ヲ好[28]。人ノ好スル所ヲ悪ミンス。是ヲ人ノ性ニ払[30]ト謂〔ヒ〕菑。必。夫ノ身ニ逮[29]

菑ハ古ノ灾ノ字。夫カ音ハ扶　○払ハ逆。善ヲ好〔ン〕テ悪ヲ悪スルハ。人ノ性ナリ。人ノ性ニ払ニ至〔リ〕テハ不ー仁ノ甚者ノナリ。秦ー誓　自〔リ〕。此ニ至〔ル〕マテハ。又　皆。以〔テ〕申〔ネ〕テ好ー悪　公ー私ノ極ヲ言〔ヒ〕テ以テ上ノ文〔ノ〕引〔ク〕所ノ南ー山ー有ー台。節ー南ー山ノ意ヲ明〔ニ〕ス

是故ニ君ー子ニハ大ー道　有〔リ〕。必。忠ー信。以ヲ〔モ〕テ得　驕ー秦　以ヲ〔モ〕テ失フ

君ー子トハ位ヲ以テ之ヲ言フ。道トハ其ノ位ニ居テ己ヲ脩メテ人ヲ治ル術ヲ謂〔フ〕。己ニ発シ自〔ラ〕尽スヲ忠ト為ス。物ニ循テ違フコト無ヲ。信ト謂〔フ〕。驕ハ矜ー高。泰ハ侈ー肆。此ハ上ノ引〔ク〕所ノ。文ー王　康ー誥ノ意ニ因〔リ〕テ言フ。章ノ内三タヒ得ー失ヲ言〔ヒ〕テ語コト益切[31]ナルコトヲ加〔フ〕。蓋〔シ〕此ニ至〔リ〕テ天ー理。存ー

伝十章

亡ノ幾。決シヌ

財ヲ生ニ。大ー道　有リ。之ヲ生者ノハ衆。之ヲ食スル者ノハ寡　之ヲ為者ノハ疾[32]。之ヲ用ル者ノハ舒[33]。財。恒ニ足

恒ハ胡ー登ノ反　○呂ー氏カ曰。国ニ遊ー民　無〔キ〕トキハ。生者[34]ノ衆シ。朝　幸ー位　無〔キ〕トキハ。食スル者ノ寡シ。農ー時ヲ奪ハ（サル）トキハ。之ヲ為コト疾シ。入ル、コトヲ量テ出スコトヲ為　之ヲ用〔イル〕コト舒。愚[35]此ヲ按スルニ土有リ。財有ト云ニ因〔リ〕テ言テ以テ国ヲ足ス道。本ヲ務〔メ〕テ庸ヲ節スルニ在〔リ〕テ必〔ス〕本ヲ外ニシ。末ヲ内ニシテ而後ニ財聚ル可キニ非〔サル〕コトヲ明〔ラカニ〕ス。此自〔リ〕篇ヲ終フルニ以至ハ。皆。一ー意ナリ

仁ー者ハ財ヲ以テ身ヲ発[36]。不ー仁ー者ハ身ヲ以テ財ヲ発

発ハ猶ヲ起ノ〔コトシ〕。仁ー者ハ財ヲ散シテ以テ民ヲ得。不ー仁ー者ハ身ヲ亡シテ以テ殖ー貨ス。未[37]タ有〔ラ〕シ。上　仁ヲ好〔ミ〕テ下。義ヲ好〔マ〕スト云ハ。未タ有〔ラ〕（シ）。義ヲ好〔ミ〕テ其ノ事終スト云コトハ。未タ有〔ラ〕（シ）。府ー庫　財。其ノ財ニ非〔ス〕ト云コトハ

上　仁ヲ好〔ミ〕以テ其ノ下ヲ愛スルトキハ。下義ヲ好〔ミ〕テ以テ其ノ上ニ忠アリ　事。必〔ス〕終コト有〔リ〕テ府ー庫ノ財。悖出ル患無キ所以ナリ

孟献子カ曰。馬ー乗ヲ畜[38]ハ。雞ー豚ヲ察セ（ス）。伐ー冰ノ家ニハ牛ー羊ヲ畜（ス）。百ー乗ノ家ニハ聚ー斂ノ臣ヲ畜（ス）。其ノ聚ー斂ノ臣有ラン与ハ。寧盗ー臣有ラン。此ヲ国　利ヲ以テ利ト為（ス）シテ義ヲ以テ利ト為スト謂フ

畜ハ許ー六ノ反。乗ー斂ハ並ニ去ー声　。孟ー献ー子ハ魯ノ賢ー大ー夫。仲ー孫ー蔑。馬ー乗ヲ畜トハ。士　初メテ試テ大ー夫　為者ノ（ナリ）。伐ー

冰ノ家トハ卿ー大ー夫　以ー上ノ喪ー祭ニ冰ヲ用ル者ノナリ。百ー乗ノ家トハ采ー地　有〔ル〕者ノナリ。君ー子は寧。己カ財ヲ亡。民ノ力ヲ傷ル[39]ニ忍〔ハ〕（ス）ト云。故ニ寧[40]。盗ー臣　有トモ。聚ー斂ノ臣ヲ畜〔ハ〕（ス）ト云。此謂　以ー下　献ー子カ言ヲ釈ス

国ー家ニ長トシテ財ー用ヲ務者ノハ必〔ス〕小[41]ー人ニ自彼為善之[42]　小ー人ヲシテ国ー家ヲ為使。菑ー害。並ニ至ル。善ー者　有ト雖フトモ亦。如[43]之何ト云コト無ケン。此ヲ国　利ヲ以テ利ト為〔サ〕スシテ義ヲ以テ利ト為スト謂フ

長ハ上ー声　○彼　善ヲ為ト云。此ノ句ノ上ー下

疑ラクハ闕ー文カ誤字カ有ラン　○自ハ由。言ハ小ー人ニ由　之ヲ導ク。此ノ一ー節ハ深ク利ヲ以テ利ト為　害ヲ明〔ニ〕シテ重テ言テ以テ之ヲ結ス　其ノ丁ー寧ノ意。切ナリ

右　伝ノ十ノ章。国ヲ治メ。天ー下ヲ平〔ニ〕スルコトヲ釈〔ス〕

此〔ノ〕章ノ義。務〔テ〕民ト好ー悪ヲ同シテ其ノ利ヲ専（サル）ニ在リ。皆。契ー矩ノ意ヲ推広ム。能〔ク〕是ノ如〔ク〕ナルトキハ。親[44]。賢。楽。利。各　其ノ所ヲ得テ天ー下。平〔ナリ〕

凡ソ伝ノ十ー章。前ノ四ー章ハ統テ綱ー領　旨[45]ー趣ヲ論ス。後ノ六ー章ハ細ニ条ー目　工夫[46]ヲ論ス。其ノ第ー五ノ章ハ乃〔チ〕善ヲ明ニスル要ナリ。第ー六ノ章ハ乃〔シ〕身ヲ誠ニスル本。初ー学ニ在〔リ〕。尤モ当[47]ニ務ヘキ急為。読者ノ其ノ近キヲ以テ之ヲ忽可〔ラ〕（ス）

大学章句畢

中庸章句ノ序

中庸ハ何ト為作セル。子ー思ー子　道ー学ノ其ノ伝

ヲ失ハンコトヲ憂作。蓋シ。上ー古ノ聖ー神。天ニ継極ヲ立自〔リ〕。道ー統ノ伝。自テ来コト有リ。其ノ経ニ見ハ。允ニ厥ノ中ヲ執ハ。堯ノ舜ニ授タル所以ナリ。人ノ心。惟レ危シ道ノ心。惟レ微ナリ。惟レ。精惟一ニシテ允ニ厥ノ中ヲ執ハ舜ノ禹ニ授タル所以ナリ。堯ノ一ー言。至。尽。而テ舜。復之ヲ益ニ。三ー言ヲ以〔テ〕セルコトハ夫ノ堯之一ー言。必〔ス〕是ノ如テ后ニ庶ー幾可〔キ〕コトヲ明所ー以ナリ蓋シ嘗ニ之ヲ論セン。心ノ虚ー霊。知ー覚ハ一而已。而テ以〔テ〕人心。道心ノ異有〔リ〕ト為コトハ。其レ或〔ハ〕形気ノ私ニ生。或〔ハ〕性ー命ノ正ニ原テ知ー覚ヲ為所ー以ノ者ノ同シカラ（サル）ヲ以〔テ〕ナリ。是以テ或ハ危ー殆テ安ス。或〔ハ〕微ー妙ニシテ見難。然ニ。人是ノ形有〔ラ〕（ス）ト云コト莫シ。故ニ上ー智ト雖ヘトモ人心無〔キ〕コト能〔ハ〕（ス）。亦。是ノ性有〔ラ〕（ス）ト云コト莫〔シ〕。故ニ下ー愚〔ト〕雖ヘトモ道ノ心無〔キ〕コト能〔ハ〕（ス）。二者ノ方ー寸ノ間ニ雑テ治ムル所以ヲ知〔ラ〕（サル）トキハ。危者愈。危フシテ微ナル者ノ愈微ナリ。而シテ天ー理ノ公。卒ニ以テ夫ノ人ー欲ノ私ニ勝コト無シ。精ナルトキハ夫ノ二者ノ間タヲ察シテ雑（ス）。一ナルトキハ。其ノ本心ノ正ヲ守テ離（ス）。事ニ斯ニ従〔ヒ〕テ少間断無シ。必〔ス〕。道心ヲ使テ常ニ一ー身ノ主ト為テ人ノ心ヲシテ毎ニ命ヲ聴シムルトキハ。危者ノ安ク。微ナル者ノ著テ動ー静。云ー為。自。過ー不ー及ノ差無〔シ〕。夫。堯舜禹ハ天ー下ノ大ー聖ナリ。天ー下ヲ以テ相伝フルハ天ー下ノ大ー事ナリ。天ー下ノ大ー聖ヲ以テ天ー下ノ大ー事ヲ行フ。而テ其ノ授ー受ノ際。丁寧告戒此ノ如ナルニ過（サ）レ〔ハ〕天ー下ノ理。豈以テ此ニ加有ラム哉。是自〔リ〕。以来。聖ー聖。相承成ー湯文ー武ノ君為。皐陶伊傅周召ノ臣為カ若。

既ニ皆。此[11]レヲ以テ夫ノ道ー統ノ伝ヲ接　吾カ夫ー子ノ若キハ其ノ位ヲ得（ス）ト雖ヘトモ往ー聖ニ継テ来ー学ヲ開ク所ー以ナリ。其ノ功。反テ堯舜ニ賢　コト有ル者ノナリ。然　是ノ時〔ニ〕當〔リ〕テ見テ知〔ル〕者ノハ。惟　顔ー氏。曽ー氏カ伝。其ノ宗ヲ得タリ。曽ー氏カ再ー伝シテ復　夫ー子ノ孫。子ー思ヲ得ルニ及テハ聖ヲ去コト遠　テ異ー端　起ル。子ー思　夫ノ愈。久シ〔テ〕愈〈。其ノ真ヲ失ハンコトヲ懼　是ニ堯舜ヨリ以来相ー伝　意ヲ推本　テ質ニ平ー日　父ー師ニ聞所ノ言ヲ以テ更[12]互ニ演ー繹シ此ノ書ヲ作ー為シテ以テ後ノ学ー者ニ詔。蓋〔シ〕其レ之ヲ憂　コト。深シ。故〔ニ〕其レ之ヲ言コト。切[13]ナリ。其レ之ヲ慮　コト遠シ。故ニ其レ之ヲ説コト詳ナリ。其ノ天ノ命セル。性ニ率〔ト〕曰　道ノ心ノ謂ナリ。其ノ善ヲ択テ固ク執ルト曰ヘルハ。精ー一ニスル謂ナリ。其ノ君ー子ハ中ヲ時ト曰ヘルハ。中ヲ執ル謂ナリ。世ノ相後　コト。千ー有ー余ー年。而シテ其〔ノ〕言ノ異（サ）ルコト。符ー節〔ヲ〕合〔セタル〕カ如シ。前ー聖ノ書ヲ歴ー選スルニ綱ー維ヲ堤ー絜。蘊ー奥ヲ開ー示スル所ー以ナリ　未タ[16]有〔ラ〕シ。是ノ若ク其レ明　テ且　尽セル者ハ　是レ自シテ又　再ー伝シテ以テ孟ー氏ヲ得タリ。能〔ク〕是ノ書ヲ推明ニシテ以〔テ〕先ー聖ノ統ニ承コトヲ為ス。其ノ没スルニ及テ遂ニ其ノ伝ヲ失フ。吾カ道ノ寄所。言ー語。文ー字ノ間タニ越ヘ（ス）。而テ異ー端ノ説。日ニ新ニ。月ニ盛　テ以テ老ー仏ノ徒ノ出ツルニ至〔リ〕テハ。彌。理ニ近クシテ大ニ真ヲ乱。然　而。尚　幸　ニ此ノ書　泯ス。故ニ程ー夫ー子　兄ー弟ノ者ノ出テ考　所有〔リ〕テ以テ夫〔ノ〕千ー載　不ー伝ノ緒ヲ続コトヲ得[17]夫ノニ家ノ是ニ似ル非ヲ斥　コトヲ得。蓋シ。子ー思カ功。是ニ大　ト為ス　而シテ程ー夫ー子　微〔ハ〕。亦タ能〔ク〕其ノ語ニ困〔リ〕テ其ノ心ヲ得コト莫。惜乎。其ノ説ヲ為所ー以ノ者ノ伝　サルコ

ト。而シテ凡ソ石ー氏カ輯[18]ー録　所。僅ニ其ノ門ー人ノ記所ニ出。是ニ以テ大ー義。明ナリト雖ヘトモ。微ー言　未タ析ス。其〔ノ〕門ー人ノ自説ヲ為ル所ニ至〔リ〕テハ頗フル詳ニ尽クシテ発ー明〔スル〕所多ト雖ヘトモ。然モ其ノ師ノ説ヲ倍[19]テ老ー仏ニ淫者ノ亦。之有。熹　蚤ー歳　自〔リ〕。即　嘗テ受ニ読テ竊ニ之ヲ疑フ。沈ー潛。反ー復スルコト。蓋〔シ〕。亦年有リ。一ー旦　恍[20]ー然トシテ以〔テ〕其ノ要ー領ヲ得コト有〔ル〕ニ以タリ。然ニ後ニ乃。敢テ衆ー説ヲ会シテ其ノ中ヲ折。既ニ為ニ定ニテ章ー句　一ー篇ヲ著テ以テ後ノ君ー子ヲ俟。而シテ一[21]ー二ノ同ー志。復。石ー氏カ書ヲ取テ其ノ繁ー乱ヲ刪〔リ〕テ名ニ輯ー略ヲ以〔テ〕ス。且[22]。嘗テ論ー辯[23]。取ー舎　所ノ意ヲ記　別[24]ニ或ー問ト為テ以テ其ノ後ニ附[24]　然ニ後ニ此ノ書ノ旨。支ー分。節ー解　テ脉ー絡。貫ー通。詳ー略。相ー困〔リ〕テ巨ー細。畢ニ挙ス。而シテ凡ソ。諸ー説ノ同ー異。得ー失。亦以テ曲ニ暢。旁通テ各。其ノ趣　極コトヲ得。道ー統ノ伝ハ敢テ妄議スト雖ヘトモ。然。初ー学ノ士。或取有ラン。亦。遠ニ行　高ニ升一ノ助ヲ庶[25]ト云爾[26]。淳ー熙。己ー酉。春。三ー月。戊ー申ニ。新ー安ノ朱ー熹　序ス

中庸

朱熹章句

中ハ。偏ナラ（ス）。倚[1]ナラ（ス）。過ー不ー及無キ名。庸ハ平ー常

子ー程ー子　曰。偏ナラ（サ）ル。之ヲ中ト謂。易サル。之ヲ庸ト謂。中ハ天ー下ノ正ー道。庸ハ天ー下ノ定ニ理ナリ。此ノ篇ハ乃チ。孔ー門ノ心[2]ヲ伝ー授スル法ナリ。子ー思　其ノ久シテ差コトヲ恐ル。故ニ之ヲ書ニ筆シテ以テ孟ー子ニ授ク。其〔ノ〕書。始メハ一ー理ヲ言。中ハ散シテ万ー事ト為。末ハ復　合テ一ー理ト為[3]之ヲ放トキハ六ー合ニ彌[4]。之ヲ巻トキハ退テ密ニ蔵。其ノ味。窮マルコト無シ

。皆　実学。善　読者ノ玩索テ得コト有ラハ。
身ヲ終ルマテニ。之ヲ用ルトモ。尽コト能〔ハ〕（サル）コト有ラム者
天ノ命〔ヲ〕性ト謂。性ニ率ヲ道ト謂。道ヲ脩ヲ教ト謂フ
命ハ猶ヲ令ノ（コト）シ。性ハ即〔チ〕理ナリ。天。陰ー陽　五ー行ヲ以テ万ー物ヲ化ー生ス。気。以〔モ〕テ形ヲ成ス。而テ理。亦。賦。猶ヲ命ー令ノ（コト）シ。是ニ。人ー物ノ生。各。其ノ賦所ノ理ヲ得〔ル〕ニ因〔リ〕以〔テ〕健ー順　五ー常ノ徳ト為ス。所謂ル。性ナリ。率ハ循。道ハ猶ヲ路ノ（コト）シ。人ー物。各。其ノ性ノ自然ニ循
其ノ日ー用　事ー物　ノ間。各　當ニ行〔フ〕ヘキ路有〔ラ〕（ス）ト云コト莫シ。是レ則。所謂ル道ナリ。脩ト云ハ之ヲ品ー節スルナリ。性ハ道同シ〔ト〕雖〔モ〕気ー稟。或ハ異ナリ。故ニ過ー不ー及ノ差無キコト能〔ハ〕（ス）。聖ー人。人ー物ノ當ニ行〔フ〕ヘキ所ノ者ニ因テ之ヲ品ー節シテ以テ天ー下ニ法ト為ス。則。之ヲ教ト謂。礼ー楽。刑ー政ノ属ノ若キ是ナリ。蓋シ人ノ人為所ー以。道ノ道為所ー以。聖ー人ノ教ヲ為所ー以　其ノ自所ヲ原ニ。一〔ト〕シテ天ニ本テ我ニ備ヘ（ス）ト云無シ。学ー者。之ヲ知ヌルトキハ。其レ。学ニ於テ力ヲ用〔イル〕所ヲ知リテ自ラ已コト能〔ハ〕（ス）。故ニ子ー思。此ニ於テ首ニ之ヲ発ー明ス。読ー者。宜ク深ク体〔リ〕テ黙テ識（ヘキ）所道ハ。須臾離可ス。離〔ル〕可ハ道ニ非ス。是故ニ君ー子ハ其ノ睹（サ）ル所ヲ戒慎テ其ノ聞〔ヘ〕（サル）所ヲ恐懼
離ハ去ー声　○道ハ。日ニ用井ル事ー物。當ー行ノ理ナリ。皆　性ノ徳ニシテ心ニ具。物〔トシ〕テ有〔ラ〕（ス）〔ト〕云コト無シ。時トシテ然〔ラ〕（ス）〔ト〕云コト無シ。須臾〔モ〕離ル可〔ラ〕（サル）所以ナリ。若　其レ。離ル可キハ外ー物

ト為テ道ニ非〔ス〕。是ヲ以テ君ー子ノ心。常ニ敬畏ル、コト〔ヲ〕存シ見聞ヘ（ス）ト雖〔トモ〕。亦。敢テ忽（ス）。天ー理ノ本ー然ヲ存シテ須臾ノ頃離レ使（サ）ル所ー以ナリ

[12]隠ヨリ見ハ莫〔シ〕。[13]微ヨリ顕ハ莫。故ニ君ー子ハ其ノ独アルコトヲ慎シム

見カ音ハ現　○隠ハ暗ー処。微ハ細ー事。独トハ。人ノ知ラ（サル）所ニシテ己カ独リ知レル所ノ地ナリ。言ハ幽ー暗ノ中。細ー微ノ事。跡ハ未〔タ〕形（ス）ト雖〔トモ〕。幾ハ已ニ動〔ク〕。人。知〔ラ〕（ス）ト雖〔トモ〕。己独リ。之ヲ知レハ。是。天ー下ノ事。著ー見。明ー顕ナルコト。而モ此ニ過者ノ有コト無シ　是ヲ以テ君ー子ハ既ニ常ニ戒懼テ此ニ於テ尤〔モ〕謹ヲ加フ。人ー欲　将ニ萌トスルニ[14]遏テ其ヲ隠ー微ノ中ニ滋ー長シテ以〔テ〕道ヲ離ルノ遠ニ至ラ使（サ）ル所ー以ナリ喜。怒。哀。楽ノ未タ発（サ）ル之ヲ中ト謂。発〔リ〕テ皆。節ニ中。之ヲ和ト謂。中ハ天ー下ノ大ー本ナリ。和ハ。天ー下ノ達ー道ナリ

楽　音ハ洛。中ー節ノ中ハ去声　○喜。怒。哀。楽ハ。情。其ノ未〔タ〕発ラ（サ）ルハ性ナリ。偏ー倚スル所無シ。故ニ之ヲ中ト謂フ。発〔リテ〕皆節〔ニ〕中ル〔ハ〕情ノ正ナリ　乖戻所無〔シ〕故〔ニ〕之〔ヲ〕和〔ト〕謂　大ー本ハ。天ノ命セル性ナリ。天ー下ノ理。皆　此ニ由〔リ〕テ出ツ道ノ体ナリ。[15]達ー道ハ性ニ循謂。天ー下。古ー今　共ニ由〔ル〕所。道ノ用ナリ。此ハ性ー情ノ徳ヲ言テ以テ道ノ離〔ル〕可〔ラ〕（サル）意ヲ明ス

中ー和ヲ致天ー地。位。萬ー物。[17]育ス

致ハ[18]推テ之ヲ極ムルソ。位ハ其ノ所ニ安キ[19]〔ソ〕。育ハ其ノ生ヲ遂自〔ラ〕戒懼之ヲ約シ以テ至ー静ノ中ニ至〔リ〕テ少偏ー倚スルコト無シテ。其ノ守ルコト失セ（サル）トキハ。其ノ中〔ヲ〕極メテ天ー地。位。自〔ラ〕。独アルコト

ヲ謹テ之ヲ精[23]ニシテ以テ物ニ応スル処ニ至〔リ〕少。差|謬コト無シテ適然ラ（ス）ト云コト無トキハ其ノ和ヲ極メテ萬一物。育セラル。蓋〔シ〕。天一地。萬一物ハ本〔ト〕吾カ一一体ナリ。吾カ心。正。天一地ノ心モ亦。正シ。吾カ気。順[24]〔ナル〕トキハ天一地〔ノ〕気モ亦。順。故ニ其ノ効一験。此ノ如ナルニ至ル。此レ学一問[25]ノ極一功。聖一人ノ能一事。初〔ヨリ〕外[26]ニ待コト有ニ非〔ス〕。道ヲ脩ムルノ教。亦其ノ中ニ在〔リ〕是レ其ノ一ツハ体|。一ツハ用|。動一静ノ殊有ト雖ヘトモ。然モ。必。其ノ体|。立[27]テ後ニ用|。以テ行コト有[28]〔リ〕其ノ実|ハ亦両一事有ニ非〔ス〕。故ニ此ニ於テ合セテ之ヲ言テ以テ上ノ文ノ意ヲ結ス

右　第一ノ章。子一思カ伝フル所ノ意ヲ述テ以テ言ヲ立ツ。首[29]ハ道ノ本一原。天ヨリ出テ易[30]（ヘカラス）。其ノ実一体己ニ備テ離（ヘカラ）サルコトヲ明ス　次ニ存一養。省一察ノ要ヲ言。終ニ聖一神。功一化ノ極ヲ言フ。蓋〔シ〕。学ヒムコトヲ欲セム者ノ此ニ於テ身ニ反|求メテ自〔ラ〕之ヲ得テ以テ夫ノ外一誘ノ私ヲ去テ其ノ本一然ノ善ヲ充。楊一氏カ所|謂。一一篇ノ体一要。是ナリ　其ノ下ノ十一章ハ蓋〔シ〕。子思　夫一子ノ言ヲ引テ以テ此ノ章ノ義ヲ終フ

仲一尼ノ曰。君一子ハ中一庸ヲス　小一人ハ中一庸ニ反|ス

中一庸ハ。不[1]一偏。不一倚。過一不一及　無クシテ平一常ノ理ナリ。乃。天一命ノ當ニ然ルヘキ所。精一微ノ極一致ナリ。唯。君一子ノミ能〔ク〕之ニ体スル〔コトヲ〕為ス　小一人ハ是レニ反ス

君一子ノ中一庸ハ。君一子ニシテ中[2]ヲ時。小一人ノ中一庸ハ小一人ニシテ忌|憚コト無シ

王一粛カ本ハ小一人ノ反一中一庸ト作ル　程一子。亦　以テ然ト為ス。今。之ニ従フ　○君一子ノ中一庸ヲ為所一以ハ其ノ君一子ノ徳　有〔ル〕ヲ以テ又[3]

能〔ク〕。時ニ隨テ中ニ処レルヲ以〔テ〕ナリ。小ー人ノ中ー庸ニ反スル所ー以ハ。其ノ小ー人之心　有〔ル〕ヲ以テ又。忌ー憚〔ル〕所無〔シ〕。蓋〔シ〕中ハ定レル体無〔シ〕。時ニ隨テ在リ。是レ乃。平ー常ノ理ナリ。君ー子。其ノ我ニ在ルコトヲ知ル。故ニ能〔ク〕睹（サル）ヲ戒ー謹シミ。聞（サル）ヲ恐ー懼テ時トシテ中〔ラ〕（ス）ト云無シ。小ー人ハ此有コトヲ知〔ラ〕（サ）レハ欲ヲ肆テ妄ニ行〔ヒ〕テ忌ー憚〔ル〕所無シ

右　第二ノ章

此ヨリ下ノ十ー章ハ皆　中ー庸ヲ論シテ以〔テ〕首ノ章ノ義ヲ釈ス。文　属（ス）ト雖〔トモ〕意。実ニ相ー承。和ヲ変シテ庸〔ト〕言〔フ〕コトハ游ー氏カ曰。性ー情ヲ以テ之ヲ言トキハ。中ー和ト曰〔フ〕。徳ー行ヲ以テ之ヲ言トキハ。中ー庸ト曰ヘルハ。是（ナリ）。然レハ中ー庸ノ中ハ実〔ニ〕中ー和ノ義ヲ兼タリ

子曰。中ー庸ハ。其レ至レル矣乎。民。能鮮コト久シ

鮮ハ上ー声。下同　○過ハ。中ヲ失〔ヒ〕。及〔ハ〕（サ）レハ未タ至ラス。故ニ惟。中ー庸ノ徳ヲ。至レリト為。然モ亦。人ノ同〔ク〕得タル所ニシテ初ヨリ難ー事　無〔シ〕。但。世ー教。衰テ民。興テ行（ス）。故ニ之ヲ能コト鮮キコト。今已ニ久シ。論ー語ニハ能ノ字無シ

右　第三ノ章

子曰。道ノ行（サル）コトハ。我。之ヲ知レリ。知ー者ハ過ス。愚ー者ハ及ハ（ス）。道ノ明ナラ（サル）コトハ。我レ。之ヲ知レリ。賢ー者ハ過ス　不ー肖ー者ハ及ハ（ス）

知ー者ノ知ハ去ー声　○道ハ。天ー理ノ當ー然。中而已ナリ。知。愚。賢。不ー肖ノ過ー不ー及ハ

。生ー稟ノ異ニシテ其ノ中ヲ失ヘリ。知ー者ハ知過テ既ニ道ヲ以テ行フニ足〔ラ〕（ス）ト為　愚ー者ハ知ルニ及〔ハ〕（ス）シ〔テ〕又。行ナハム所ー以ヲ知〔ラ〕（ス）。此レ。道（ノ）常ニ行〔レ〕（サ）ル所ー以ナリ。賢ー者ハ行ー過テ既ニ道ヲ以テ知ニ足〔ラ〕（ス）ト為ス。不ー肖ー者ハ行ニ及〔ハ〕（ス）。又。知所ー以ヲ求メ（ス）。此レ道ノ當[2]ニ明ナラ（サ）ル所ー以ナリ

人。飲ー食スト云コト莫シ　能〔ク〕味ヲ知コト鮮シ

道ハ離ル可〔ラ〕（ス）。人。自ラ察セ（ス）。是ー以テ過ー不ー及ノ幣[3]有〔リ〕

右　第四ノ章

子曰。道ハ。其レ行ハレ（サ）ルカ

夫カ音ハ扶　○明ニセ（サ）ルニ由。故ニ行ハレ（ス）

右　第五ノ章

此ノ章ハ上ノ章ニ承〔ケ〕テ其ノ行〔ハレ〕（サ）ル端ヲ挙ケテ以〔テ〕下ノ章ノ意ヲ起ス

子曰。舜ハ其レ大ー知カ。舜ハ問コトヲ好テ好ー邇ー言ヲ察ス　悪ヲ隠テ善ヲ揚　其ノ両ー端ヲ執テ其ノ中ヲ民ニ用ル。其〔レ〕斯ー以テ舜ト為カ

知ハ去ー声。與〔ハ〕平ー声。好ハ去ー声　○舜ノ大ー知　為所ー以ハ。其ノ自ラハ用〔イ〕（ス）シテ人[1]ニ取〔ルヲ〕以テ（ナリ）。邇ー言ト云ハ。浅ー近ノ言ヲモ。猶。必。察〔ス〕。其〔ノ〕善ヲ遺コト無〔キ〕コト知ヌ可シ。然モ。其ノ言未〔タ〕善ナラ（サ）ル者ニ於テハ隠テ宣（ス）。其ノ善ナル者ハ播テ匿（ス）。其ノ広ー大。光ー明。又。此ノ如〔ク〕ナレハ。人。孰カ告ルニ善ヲ以〔テ〕セムコトヲ楽[2]（サラ）ム哉。両ー端ト云ハ。衆ー論　同カラ（サ）ル。ノ極ー致ヲ謂フ。蓋シ凡ソ。

物。皆。両ー端　有〔リ〕。小ー大。厚ー薄ノ類ノ如〔シ〕。善ノ中ニ於テ　又。其ノ両ー端ヲ執〔リ〕テ量度〔リ〕テ以テ中ヲ取〔リ〕テ然後ニ之ヲ用〔イル〕トキハ。択コト審テ行コト至レリ。然モ。我ニ在ル権ー度。精ー切ニシテ差（サル）ニ非[3]（サル）ハ何以テ此ニ與。此レ。知ノ過ー不ー及　無〔キ〕所ー以ニシテ道ノ行ハル、所ー以ナリ

右　第六ノ章

子曰。人。皆。曰[1]。予。知。驅テ罟ー擭。陷ー阱ノ中ニ納〔テ〕辟コトヲ知〔ル〕莫シ。人。皆。曰。予レ知アルト。中ー庸ヲ択テ期ー月〔モ〕守〔ル〕コト能〔ハ〕（ス）

予ー知ノ知ハ去ー声。罟カ音ハ古。擭ハ胡ー化ノ反。阱ハ才ー性ノ反。辟ハ避同。期ハ居之〔ノ〕反　○罟ハ綱。擭ハ機ー檻。陷ー阱ハ坑ー坎。皆。禽ー獣ヲ揜ー取ル者ノナリ。中ー庸ヲ択トハ衆ー理ヲ辨ー別シテ以テ所謂　中ー庸ヲ求ルソ。即〔チ〕上ノ章。問コトヲ好テ中ヲ用ル事ナリ。期ー月ハ一ー月ヲ匝。言ハ禍ヲ知〔リ〕テ辟コトヲ知〔ラ〕（ス）。以テ況[3]。能[4]〔ク〕。択〔ン〕テ守ルコト能〔ハ〕（サル）ニ。皆　知ト為[5]〔ス〕コトヲ得（ス）

右　第七ノ章

上ノ章ノ大知ニ承テ言。又。明〔ナラ〕（サ）ルノ端ヲ挙〔ケ〕テ下ノ章ヲ起ス

子曰。回カ人ト為。中ー庸ヲ択テ一ー善ヲ得。拳ー拳服ー膺テ失セ（ス）

回ハ孔ー子ノ弟ー子。顔ー淵カ名。拳ー拳ハ奉ー持スル貌。服ハ猶ヲ著ノ（コト）シ。膺ハ胸。奉ー持シテ之ヲ心ー胸ノ間ニ著。言ハ能ク守ルソ。顔ー子蓋〔シ〕。真ニ知レリ[1]。故ニ能択ヒ。能守ル此ノ如〔ク〕此レ行ノ過ー不ー及　無キ所ー以

〔二〕シテ道ノ明ナル所|以〔ナリ〕

右　第八ノ章

子曰。天ー下。国ー家ヲハ均（ヒトシメツ）可シ。爵ー禄ヲハ辞（シツ）可シ。白ー刃ヲハ蹈（フムツ）可シ。中ー庸ヲハ能（ヨクス）可〔ラ〕（ス）均ハ平ー治。三|者ハ亦。知[1]。仁。勇ノ事（コト）ハ天ー下ノ至ー難ナリ　然モ必。其。中ー庸ニ合（カナハ）（サ）レハ之ヲ質（タ）ス　近ー似ナルハ。皆。能[2]ク以〔テ〕カ（ツトメ）テ之ヲ為〔ス〕。中ー庸ノ若〔キ〕ハ。必シモ皆三ノ者ノ難キカ如クナラ（ス）ト雖〔トモ〕。然モ義　精（クハシク）仁　熟シテ一ー毫ノ人ー欲ノ私　無〔キ〕ニ非〔サル〕者ノハ及〔フ〕コト能〔ハ〕シ。三ノ者ノ難（カタウシ）テ易（ヤスシ）中ー庸ハ易シテ難シ。民ノ能スルコト鮮キ所|以ナリ

右　第九ノ章

亦。上ノ章ニ承テ以テ下ノ章ヲ起ス

子ー路　強|ヲ問〔フ〕

子ー路ハ孔ー子ノ弟ー子。仲ー由　子ー路　勇ヲ好ム。故ニ強ヲ問〔フ〕

子曰　南ー方ノ強|カ　北ー方ノ強|カ　抑（ソモ、）而（ナムチ）カ強|カ

與ハ平声　○抑（ヨク）ハ語|ノ辞（コトハ）。而（シ）ハ汝（ショ）

寛ー柔（ジウニシ）テ以テ教（ヲシ）ヘテ無ー道ヲ報（ムクヒ）（サ）ルハ。南ー方ノ強ナリ。君ー子。居[1]（ヲリ）

寛ー柔ニシテ以テ教〔フル〕コトハ含（カム）ー容。巽（ソム）ー順ニテ以テ人ノ及〔ハ〕（サル）ヲ誨（ヨシフル）ヲ謂。無ー道ヲ報〔ヒ〕（ス）トハ。横ー逆ノ来ルヲハ。直ニ之ヲ受（ウケ）テ報（ムクヒ）（サル）ヲ謂。南ー方ハ風ー気。柔ー弱。故ニ含ー忍ノ力　人ニ勝（マサレル）ヲ以テ強ト為ス　君ー子ノ道ナリ

金ー革ヲ衽（シキイニシ）テ死シテ厭（スレトモイトハ）（サ）ル。北ー方ノ強ナリ。而（シ）テ強ー者。居（ヲリ）

衽（シム）ハ席。金ハ戈ー兵ノ属（タクヒ）　革ハ甲（カウ）ー冑（チウ）ノ属（タクヒ）。北ー方ハ風ー気。剛（コハクツヨシ）|勁。故ニ果ー敢ノ力。人ニ勝タル

〔ヲ〕強ト為〔ス〕　強ー者ノ事ナリ

故ニ君ー子ハ和シテ流セ（ス）。強ー哉トシテ矯ナリ　中立シテ倚セ（ス）。強ー哉トシテ矯ナリ　国。道有〔ル〕トキハ。変セ[2]（ス）シテ塞ス　強ー哉トシテ矯ナリ。国道無〔キ〕トキハ。死ニ至〔ル〕マテニ。変セ（ス）。強ー哉トシテ矯ナリ

此ノ四ツノ者ハ。汝　當ニ強スヘキ所ナリ。矯ハ強貌。詩ニ曰。矯ー矯タル虎ー臣トイヘルハ是ナリ。倚〔ハ〕偏ニ著。塞ハ未タ達セサルソ。国。道有〔ル〕トキハ。変セ（ス）ハ。未ー達ノ守ル所ナリ。国　道無〔キ〕トキハ。変セ（ス）ハ。平ー生ノ守ル所ナリ。此。則。所謂　中ー庸ノ能ス可〔ラ〕（サ）ル者ナリ。自ラ其ノ人ー欲ノ私ニ勝〔ル〕コト有〔ル〕ニ非〔スン〕ハ。択〔ン〕テ守〔ル〕コト能〔ハ〕（ス）。君ー子ノ強。孰カ是大ナラム。夫ー子。是ヲ以テ子ー路ニ告〔ク〕コトハ。其ノ血ー気ノ剛ヲ抑テ之ヲ進ムルニ徳ー義ノ勇ヲ以〔テ〕スル所ー以ナリ

右　第十ノ章

子曰　隠素。恠ヲ行〔ヒ〕テ後ー世ニ述[1]、コト有ルコトハ。吾レ之ヲ為（ス）

素ハ漢ー書ヲ按スルニ。當ニ索ニ作〔ル〕（ヘ）シ。蓋〔シ〕。字ノ誤ナラン。隠ヲ索テ恠ヲ行フトハ。言ハ深ク隠ー僻ノ理ヲ求ム　而テ過テ詭ー異ノ行ヲ為。然モ。其レ以テ世ヲ欺　名ヲ盗ニ足レルヲ以〔テ〕ス　故ニ。後ー世。或ハ之〔ヲ〕称ー述スル者ノ有〔リ〕。此　知ノ過テ善ヲ択〔ハ〕（ス）。行ノ過テ其ノ中ヲ用〔ヒ〕（ス）。當ニ強[2]ヘカラスシテ強者ノナリ。聖ー人。豈ニ之ヲ為哉

君ー子ハ道ニ遵〔ヒ〕テ行[3]フ。半ー塗ニシテ廃。吾已コト能〔ハ〕ス

道ニ遵〔ヒ〕テ行〔フ〕ト云ハ。則。能〔ク〕善ヲ択〔フ〕。半ー塗ニシテ廃〔ト云ハ〕力ノ足ラ（サ

ル）ナリ。此　其ノ知｜。以テ及フニ足レリト雖〔モ〕而モ行　遠（サル）コト有〔リ〕　當ニ強ヘクシテ強（サル）者ノナリ。已ハ止。聖ー人　此ニ於テ勉ニ非〔ス〕。[4]敢テ廃（ス）。蓋〔シ〕至ー誠。息コト無レハ。自〔ラ〕止コト能〔ハ〕（サル）所有リ

君ー子ハ中ー庸ニ依。世ニ遯テ知レサレトモ。悔〔ヒ〕（ス）。唯。聖ー者。[5]能ス

隠タルヲ索テ恠ヲ行〔フ〕コトヲ為〔サ〕（ス）。中ー庸ニ依ル而｜已。半ー塗ニシテ廃コト能〔ハ〕（ス）。是｜以テ世ニ遯テ知〔ラ〕レ（サレ）トモ。悔〔ヒ〕（ス）。此レ。中ー庸ノ成ー徳。知　尽。仁ノ至レル。勇ニ頼（ス）シテ裕ー如ナル者ナリ正ニ吾カ夫ー子ノ事ナリ。而〔テ〕。猶。自〔ラ〕居（ス）。故ニ唯。聖ー者。之ヲ能スルト曰〔フ〕而｜已

右　第十一ノ章

第十一章　第十二章

子ー思カ引〔ク〕所ノ。夫ー子ノ言ナリ。以テ首ノ章ノ義ヲ明〔ス〕コトノ此ニ止ル。蓋〔シ〕此ノ篇ノ大ー旨。知。仁。勇。三ヲ以テ徳ニ達｜シテ道ニ入ルノ門ト為ス。故ニ篇ノ首〔メ〕ニ於テ即。大ー舜顔ー淵　子ー路カ事ヲ以〔テ〕之レヲ明ス　舜ハ。知。顔ー淵ハ。仁。子ー路ハ。勇。三ノ者ノ其ノ一ヲ廃　以テ道ニ造テ徳ヲ成スコト無〔シ〕　餘ハ第二十ノ章ニ見〔ヘ〕タリ

君ー子ノ道ハ費ニシテ隠｜ナリ

費ハ符ー味ノ反　○費ハ用ノ広キナリ。隠ハ体ノ微ナルナリ

夫ー婦ノ愚モ。以テ知ルニ與　可シ。其ノ至ニ及〔ン〕テハ。聖ー人ト雖〔モ〕。亦。知（サル）所有リ。夫ー婦ノ不ー肖モ。以テ能〔ク〕行フ可〔シ〕。其ノ至レル〔ニ〕及〔ン〕テハ。聖ー人ト雖ヘ〔トモ〕。亦。能（サル）所有〔リ〕。天ー地ノ大｜ヲモ。人。猶。憾　所有

第十二章

〔リ〕。故ニ君ー子　大ヲ語カタルトキハ天ー下　能ク載ノスルコト莫シ。小ヲ語〔ル〕トキハ天ー下　能ク破ヤブルコト莫シ

與ヨハ去ー声　○君ー子ノ道ハ。近ク夫ー婦。居ー室ノ間　自〔リ〕遠クシテ聖ー人　天ー地ノ尽ツクスコト能〔ハ〕(サ)ル所ニ至ル。其〔ノ〕大。外無ク。其〔ノ〕小。内無シ　費ナリト謂ツ可シ。然モ。其ノ理ノ然ル所ー以ハ隠ニシ〔テ〕之ヲ見ル莫シ。蓋〔シ〕。知[1]〔ル〕可〔シ〕。能クス可キ者ハ道タウ中ノ一ー事シナリ。其ノ至レルニ及〔ン〕テ聖ー人モ知〔ラ〕(ス)。能〔ハ〕(ス)ト云〔ハ〕。全ー体ヲ挙アケテ言トキハ。聖ー人モ。固マコトニ尽〔ス〕コト能〔ハ〕(サル)所有リ。侯ー氏カ曰。聖ー人ノ知〔ラ〕(サル)ト云ハ。孔[2]ー子　礼ヲ問ヒ。官ヲ問フ類ノ如ソ。能ヨクセ(サル)所ト云ハ孔ー子ノ位ヲ得(ス)。堯　舜　博ク施〔ス〕コトヲ病ヤムト云類ノ如ソ　愚。謂オモヘラク。人ノ天ー地ヲ憾ウラムル所ト云ハ。覆ー載　生ー成ノ偏。及〔ヒ〕。寒ー暑　災ー祥ノ其ノ正ヲ得(サル)如キ者モノナリ

詩ニ云。鳶。飛テ天ニ戻イタル。魚。淵フチニ躍ヲトル。言ハ其レ。上ー下　察アキラカナリ

鳶ハ余ー専ノ反　○詩。大ー雅。旱ー麓ロクノ篇ナリ。鳶ハ鴟〔ノ〕類。戻ハ至。察ハ著チョ。子ー思。此ノ詩ヲ引〔テ〕以テ化ー育。流ー行。上ー下　昭ー著ニシテ此ノ理ノ用ニ非[3]〔スト〕云コト莫〔キ〕コトヲ明ス。所ー謂。費ナリ。然モ。其ノ然ル所ー以ノ者ノハ。見ー聞ノ及〔フ〕所〔ニ〕非〔ス〕。所ー謂隠ナリ。故〔ニ〕程ー子カ曰。此ノ一ー節ハ子ー思　喫緊[4]キツキム〔ニ〕人〔ノ〕為タメニスル。処。活ー潑ハツー潑ー地チナリ。読ー者ノ宜〔シ〕ク思ヲ致〔ス〕ヘシ

君ー子ノ道ハ。端ヲ夫ー婦ニ造ナス。其ノ至レルニ及〔ン〕テハ。天ー地ニ察アキラカナリ

上ノ文ヲ結ス

右第十二ノ章ハ子ー思カ言コトナリ。蓋ケ〔シ〕。以テ首ハシメノ章ノ道ハ離ル可〔ラ〕(ス)ト云意ヲ申カサネアカ明ス。其ノ下モ

ノ八ー章ハ雑テ孔ー子ノ言ヲ引テ以テ明ス

子曰　道ハ人ニ遠（ス）。人ノ道ヲ為テ人ニ遠キハ。以テ道ト為ス可〔ラ〕（ス）

道ハ性ニ率而已。固ニ衆ー人ノ能ク知リ。能ク行フ所〔ノ〕者ナリ。故ニ常ニ人ニ遠カラ（ス）。若　道ヲ為者ノ其ノ卑ー近ナルコトヲ厭テ以テ為ニ足〔ラ〕（ス）ト為テ反務テ高ー遠ニシテ行ヒ難キ事〔ヲ〕為ハ道ト為所以ニ非ス[1]

詩ニ云。柯ヲ伐リ。柯ヲ伐ル。其ノ則。遠カラ（ス）。柯ヲ執〔リ〕テ以テ柯ヲ伐ル。睨テ視ル。猶以テ遠ト為ス　故ニ君ー子ハ。人ヲ以テ人ヲ治ム。改ルトキニシテ止

睨ハ研ー計ノ反　○詩。豳ー風。伐ー柯ノ篇。柯ハ斧ノ柄。則ハ法。睨ハ邪視[2]。言ハ人。柯ヲ執〔リ〕テ木ヲ伐テ柯ニ為者ノ。彼ノ柯ノ長ー短ノ法。此ノ柯ニ在〔ル〕耳[3]。然モ。猶。彼ー此ノ別有〔リ〕。故ニ伐者ノ之ヲ視テ猶以テ遠シト為。若シ人〔ヲ〕以テ人ヲ治〔メ〕ハ。人ノ道ト為所以。各。當ー人ノ身ニ在〔リ〕テ初ヨリ彼ー此ノ別無シ。故ニ君ー子ノ人ヲ治〔ムル〕コト。即。人ノ道ヲ以テ還テ其ノ人ノ身ヲ治ム。其ノ人。能ク。改〔メ〕ハ。即止テ治メ（ス）。蓋シ。之ヲ責　其ノ能〔ク〕知リ。能〔ク〕行フ所ヲ以〔テ〕。人ニ遠シ〔テ〕道ト為ヲ欲スルニ非ス　張ー子〔カ〕所謂。衆ー人ヲ以テ人ニ望〔ハ〕従カヒ易シトイヘル。是ナリ

忠ー恕ノ道ヲ違コト。遠カラ（ス）。己ニ施シテ願ハ（サル）ヲハ。亦。人ニ施〔ス〕コト勿レ

己カ心ヲ尽〔ス〕ヲ忠ト為ス。己レヲ推シテ人ニ及〔スヲ〕恕ト為ス。違ハ去。春ー秋ー伝ニ斉ノ師穀ヲ違コト。七ー里トイヘル違ノ如シ。言ハ此レ自〔リ〕。彼ニ至〔リ〕テ。相去コト遠カラ（ス）。背テ之ヲ去謂ニハ非ス。道ハ即　其ノ人ニ遠カラ

第十三章

ストイヘル者ノ是（ナリ）　己〔ニ〕施シ（テ）願ハ（サ）ルヲ。亦。人ニ施〔ス〕コト勿キハ忠―恕ノ事　己〔カ〕心〔ヲ〕以〔テ〕人ノ心ヲ度〔ハ〕未タ嘗テ同〔カラ〕（ス）ハアラス。道ノ人ニ遠〔カラ〕（サル）ヲハ見ツ可シ。故ニ己カ欲セ（サル）所ヲハ。以テ之ヲ人ニ施〔ス〕コト勿レ　亦。人〔ニ〕遠〔カラ〕（ス）シテ以テ道ヲ為事ナリ。張―子カ所|謂。己ヲ愛スル心〔ヲ〕以テ人ヲ愛セハ仁ヲ尽セント云是ナリ

君―子ノ道。四ツ。丘　未タ一ヲモ能〔ク〕セス。子ニ求[4]所。以ヲ（モ）テ父〔ニ〕事〔フル〕コト未タ能ス。臣ニ求〔ル〕所。以ヲ（モ）テ君ニ事〔フル〕コト未タ能ス。弟ニ求〔ル〕所。以ヲ（モ）テ兄ニ事〔フル〕〔コト〕未タ能ハ（ス）。朋―友ニ求〔ル〕所。先ツ之ヲ施〔ス〕コト未タ能ハス　徳ヲ庸テ行ス　言ヲ庸テ謹。足（サル）所有〔ル〕トキハ。敢テ勉メスハアラ（ス）。餘リ有〔ル〕トキハ。敢テ尽（ス）。言|ハ行ヲ顧。行ハ言ヲ顧ル。君―子。胡。慥―慥―爾ニ[5]セサラム

子。臣。弟。友ノ四字ハ絶―句　○求ハ猶ヲ責ノ（コト）シ。道ノ人ニ遠〔カラ〕（サ）ルコトハ。凡。己ノ人ニ責[6]〔ル〕所|以ノ者ノハ皆　道ノ當ニ然ルヘキ所ナリ。故〔ニ〕之ヲ反テ以テ自〔ラ〕。責テ自〔ラ〕脩ム。庸ハ平―常。行フト云ハ其ノ実ヲ践〔ム〕。謹ハ。其ノ可ナルヲ択フソ。徳。足〔ラ〕（サ）ルヲ勉。則。行コト益|力。言。餘有〔リテ〕訒。謹コト益|至ル。謹コト至レハ言ハ行ヲ顧ル　行コト力ハ行。言ヲ顧ル[7]慥―慥ハ。篤―実ノ貌。言ハ君―子ノ言―行。此ノ如シ。豈。慥―慥ニセ（サ）ラム乎　之レヲ賛―美〔ス〕。凡　此ハ皆。人ニ遠〔カラ〕（サル）以〔ヲ〕（モ）テ道ヲ為事ナリ。張―子カ所|謂。人ヲ責心〔ヲ〕以テ己ヲ責ハ道ヲ尽　是ナリ

右　第十三ノ章

道。人ニ遠ラ（ス）ト云ハ。夫ー婦ノ能[8]所。丘未〔タ〕一能〔ク〕セスト云ハ。聖ー人能[9][10]（サ）ル所。皆。費。而テ其ノ然ル所—以ノ者ノハ至ー隠。存ス。下ノ章。此ニ放

君ー子ハ其ノ位ニ素テ行。其ノ外ヲ願ハ（ス）

素ハ猶ヲ見ー在ノ（コト）シ。言ハ君ー子。但見ー在ノ居ル所ノ位ニ因〔リ〕テ其ノ當為ヘキ所ヲ為テ其ノ外ヲ慕心無シ

富ー貴〔ニ〕素テ富ー貴ヲ行フ。貧ー賤ニ素テ貧ー賤ヲ行フ。夷ー狄ニ素テ夷ー狄を行フ。患ー難ニ素テ患ー難ヲ行フ。君ー子ハ入ルトシテ自ー得セスト云コト無シ

難ハ去ー声　○此ハ其ノ位ニ素〔テ〕行コトヲ言フ

上ー位ニ在テ下ー位ヲ陵（ス）　下ー位ニ在テ上ヲ援（ス）。己ヲ正　人ニ求〔メ〕（サル）トキハ。則。怨無〔シ〕。上。天ヲモ怨〔ミ〕（ス）。人ヲモ尤（ス）

援ハ平ー声　○此ハ其ノ外ヲ願〔ハ〕（サル）コトヲ言フ

故ニ君ー子ハ易ニ居テ以テ命ヲ俟。小ー人ハ険ヲ行テ以テ徼ー幸ス

易ハ去ー声　○易ハ平ー地　易ニ居〔ル〕コトハ位ニ素テ行。命ヲ俟ト云ハ外ヲ願〔ハ〕（サ）ル。徼ハ求。幸ハ謂ユル。當ニ得ヘカラ（サル）所ニシテ得タル者ナリ

子曰。射ハ君ー子ニ似コト有〔リ〕。正ー鵠ニ失スルトキハ。反ヘテ其ノ身ニ求〔ム〕

正カ音ハ征。鵠ハ工ー毒ノ反　○布ニ画〔ク〕ヲ正ト曰フ　皮ニ棲ヲ鵠ト曰フ。皆侯ノ中。射ノ的ナリ。子ー思。此ノ孔ー子ノ言ヲ引テ以テ上文ノ意ヲ結ス

右　第十四ノ章

子思カ言。凡。章ノ首ニ子ー曰ノ字無〔キ〕ハ。此ニ放

第十五章　第十六章

君ー子ノ道ハ辟ハ遠キニ行カ　必〔ス〕邇自　カ如シ

辟ハ高キニ登ルカ　必〔ス〕卑　自スルカ如シ

辟ハ譬ト同シ

詩ニ曰。妻ー子。好ー合ス。瑟ー琴ヲ鼓カ如〔シ〕。兄ー弟。既ニ翕テ和ー楽シテ且耽。爾ノ室ー家ニ宜シ。爾ノ妻ー帑ヲ楽ス

好ハ去声。耽ハ詩ニハ諶ニ作ル。亦ノ音ハ耽。楽ノ音ハ洛　○詩。小ー雅　棠ー棣ノ篇。瑟ー琴ヲ鼓〔スル〕ハ和ナリ。翕ハ亦。合。耽ハ亦　楽。帑ハ子ー孫

子曰。父ー母ハ其レ順ナラムカ

夫ー子。此ノ詩ヲ誦シテ賛テ曰　人。能。妻ー子ヲ和〔ケ〕。兄ー弟ニ宜。此ノ如クナレハ。父ー母。其レ。之レヲ安ー楽セム。子ー思。詩ヲ引〔キ〕テ此ノ語ニ及〔ン〕テ以テ遠ニ行コト邇キ自。高キニ登〔ル〕コト卑自スル意ヲ明ス

右　第十五ノ章

子曰。鬼ー神ノ徳為コト。其レ盛ナル矣乎

程ー子カ曰。鬼ー神ハ天ー地ノ功ー用ニシテ造ー化ノ迹ナリ。張ー子カ曰　鬼ー神ハ。二ー気ノ良ー能ナリ。愚。謂　二ー気ヲ以テ言トキハ。鬼（ハ）陰ノ霊ナリ。神ハ。陽ノ霊ナリ。一ー気ヲ以テ言ヘハ。至〔リ〕テ伸者ノヲ神ト為ス　反テ帰者ノヲ鬼ト為ス。其ノ実ハ一ー物ナル而已。徳為ハ。猶ヲ性ー情。功ー効ト言カ（コト）シ視。見（ス）聴聞（ス）。物ニ体シテ遺ス可〔ラ〕（ス）

鬼ー神ハ。形ト声ヘト無〔ク〕シテ然。物ノ終ー始。陰ー陽　合ー散ノ為所ニ非〔ス〕ト云コト莫シ。是レ其ノ物ノ体ト為テ物。遺コト能〔ハ〕（サル）所。物ニ体スト言ハ。猶ヲ易ノ所謂　事ヲ幹カ（コト）シ

天ー下ノ人ヲ使テ斉ー明。盛ー服シテ以テ祭ー祀ニ承

シム。洋ー洋ー呼テ其ノ上ニ在カ如シ　其ノ左ー右ニ在カ如シ

斉ハ側ー皆〔ノ〕反　○斉カ言為コト。斉。不ー斉ヲ斉テ其ノ斉ヲ致ス所ー以ナリ。明ハ猶ヲ潔ノ（コト）シ。洋ー洋ハ。流ー動。充ー満ノ意ナリ。能ク。人ヲ（シ）テ畏ー敬テ奉ー承シテ発ー見。昭ー著ナラ使。此ノ如シ。乃。其ノ物ニ体シテ遺可〔ラ〕（サ）ル験ナリ。孔ー子ノ曰。其ノ気。上ニ発ー揚シ昭ー明ヲ為ス。君ー蒿。悽ー愴ハ。此　百ー物ノ精ナリ。神ノ著ナリ　正ニ此ヲ謂フ爾

詩〔ニ〕曰。神ノ格ヲハ。度可〔ラ〕（ス）。矧射可

度ハ待ー洛〔ノ〕反。射カ音　亦。詩ニハ斁ニ作○詩。大ー雅。抑ノ篇。格ハ来。矧ハ況。射ハ厭。言ハ厭ー怠テ敬セ（サラ）ンヤ。思ハ語ノ辞

夫レ微ヨリ顕ニ之。誠ノ揜可〔ラ〕（サ）ルコト。此ノ如キカ

夫カ音ハ扶　○誠ハ。真ー実　無ー妄ノ謂。陰ー陽ノ合ー散。実ニ非ル者ノ無〔シ〕。故ニ発ー見テ揜可〔ラ〕（サル）コト。此〔ノ〕如〔シ〕

右　第十六章

見〔ヘ〕（ス）。聞ヘ（サ）ルハ。隠ナリ。物ニ体シテ在カ如〔ク〕ナルハ。亦費ナリ。此ノ前ノ三ー章ハ其ノ費　小者ヲ以〔テ〕言フ。此ノ後ノ三章ハ。其ノ費ノ大ー者ヲ以テ言。此　一ー章ハ費ー隠ヲ兼。大ー小ヲ包テ言フ

子曰。舜ハ其レ大ー孝カ。徳。聖ー人為。尊ー天ー子為。富。四ー海ノ内ヲ有。宗ー廟。饗。子ー孫　保

与ハ平ー声　○子ー孫ト云ハ虞ノ思　陳ノ胡ー公ノ属ヲ謂

故ニ大ー徳ハ必。其〔ノ〕位ヲ得。必　其ノ禄ヲ得。必　其ノ名ヲ得。必其〔ノ〕寿ヲ得

第十七章　第十八章

舜ノ年。百ー有ー十ー歳

故ニ天　物ヲ生スルコト。必。其ノ材ニ因〔リ〕テ篤ス。故ニ栽者ノヲハ培。傾者ノヲハ覆ス

材ハ質。篤ハ厚。栽ハ植。気。至〔リ〕テ滋ー息スルヲハ培ト為。気反テ遊ー散スルトキハ覆ス

詩〔ニ〕曰　君ー子〔ヲ〕嘉ー楽〔ス〕憲ー憲タル令ー徳アリ　民ニ宜ク人ニ宜シ。禄ヲ天ニ受ク。保ー佑シテ命ス。天　自〔リ〕。申

詩。大ー雅。假ー楽ノ篇。假ハ當ニ此ニ依〔リテ〕嘉ニ作ル（ヘシ）。憲〔ハ〕當ニ詩ニ依〔リ〕テ顕ニ作〔ル〕（ヘシ）。申ハ重

故ニ大ー徳ハ。必　命ヲ受ク

命ヲ受〔ク〕トハ天ー命ヲ受〔ケ〕テ天ー子為

右　第十七ノ章

此　庸ー行ノ常ニ由〔リ〕テ之ヲ推〔シ〕テ以テ其ノ至〔ル〕ヲ極〔ム〕道ノ用ノ広キコト〔ヲ〕見。而シテ然ル所ー以〔ノ〕者ヲ体ー微ト為。後ノ二ー章。亦。此ノ意ナリ

子曰。憂無キ者ノハ。惟文ー王カ。王ー季ヲ以テ父ト為。武ー王ヲ以テ子ト為ス　父作。子述

此ハ文ー王ノ事ヲ言。書ニ王ー季　其レ王ー家ニ勤〔ヲ〕言　蓋〔シ〕。其ノ作所ハ。亦。功ヲ積仁ヲ累事ナリ

武ー王。大ー王。王ー季。文ー王ノ緒ニ纘テ壹タヒ。戎ー衣テ天ー下ヲ有。身。天ー下ノ顕ー名ヲ失（ス）尊天ー子為。富。四ー海ノ内ヲ有ツ。宗廟饗。子ー孫保ス

大カ音ハ泰。下モ同　○此ハ武ー王ノ事ヲ言。纘ハ継　大ー王ハ王ー季ノ父ナリ。書云。大ー王。肇テ王ー迹ヲ基。詩ニ云。大ー王ニ至〔リ〕テ実ニ始〔メ〕テ商ノ緒ー業ヲ翦〔タツ〕〔トトノフ〕。戎ー衣ハ甲ー冑ノ属。壹タヒ。戎ー衣ト云ハ武ー成ノ文ナリ。言ハ一タヒ戎ー衣ヲ著テ以テ紂スルヲ伐ツ

武ー王　末テ命ヲ受ク。周ー公。文武ノ徳ヲ成シテ大ー王。王ー季ヲ追ー王シテ上。先ー公ヲ祀〔ル〕ニ天ー子ノ礼ヲ以〔テ〕ス。斯ノ礼。諸ー侯。大ー夫。及。士。庶ー人ニ達ス。父　大ー夫　為。子　士　為。葬フルニ大ー夫ヲ以〔テ〕シ。祭ルニ士ヲ以〔テス〕。父　士　為。子　大ー夫　為トキハ葬フルニ士〔ヲ〕以〔テ〕シ。祭ルニ。大ー夫ヲ以〔テス〕。期ノ喪ハ大ー夫ニ達ス。三ー年ノ喪ハ天ー子ニ達〔ス〕　父ー母ノ喪ハ。貴ー賤　無〔ク〕一

追ー王ノ王ハ。去ー声　○此ハ周ー公ノ事ヲ言。末ハ猶ヲ老ノ（コト）シ。追ー王。蓋〔シ〕。文武ノ意ヲ推〔シ〕テ以テ王ー迹ノ起所ニ及〔フ〕。先ー公ト云ハ。組ー紺以ー上。后ー稷〔ニ〕至ルマテソ。上。先ー公ヲ祀〔ル〕ニ。天ー子ノ礼ヲ以〔テ〕ス。又　大ー王。王ー季ノ意ヲ推テ以テ無ー窮ニ及〔ホ〕ス。制〔シ〕テ礼ー法ト為テ以テ天ー下〔ニ〕及〔ホシ〕葬ルニ死者ノ爵ヲ用井。祭ルニ生ー者ノ禄ヲ用井使　喪ー服。期自〔リ〕。以ー下。諸ー侯。絶。大ー夫降〔リ〕テ。父ー母ノ喪ハ。上ー下。同。己ヲ推〔シ〕テ以〔テ〕人ニ及〔ホ〕ス

右　第十八ノ章

子曰。武ー王。周ー公ハ。其レ達ー孝カ

達ハ通。上ノ章ヲ承テ武ー王。周ー公ノ孝ヲ言。乃天ー下ノ人。通シテ之ヲ孝ト謂。猶ヲ孟ー子ノ達ー尊ト言カ（コト）シ

夫。孝ハ。善。人ノ志ヲ継。善ク人ノ事ヲ述ル者ナリ

上ノ章ニハ武ー王。大ー王。王ー季。文ー王ノ緒ニ纘テ以テ天ー下ヲ有テ周ー公　文ー武ノ徳ヲ成テ以テ追テ先ー祖ヲ崇ヲ言。此レ志ヲ継。事ヲ述コトノ大ナル者ナリ。下ノ文。又。其ノ制スル所ノ祭ー祀ノ礼。上ー下ニ通〔スル〕者ヲ以〔テ〕之ヲ言

第十九章

春―秋ニハ其ノ祖―廟ヲ脩。宗―器ヲ陳[1]ス。裳―衣ヲ設時―食ヲ薦

祖―廟ハ。天―子ハ七。諸―侯ハ五。大―夫ハ三。適―士ハ二。官―師ハ一。宗―器ハ先―世　蔵

所〔ノ〕重―器。周ノ赤―刀。大―訓。天―球。河―図ノ属ノ若キソ。裳―衣ハ先―祖ノ遺。衣―服ナリ。祭トキハ之ヲ設ケ以〔テ〕尸[2]ヲ授ク。時―食ハ。四―時ノ食。各。其ノ物　有〔リ〕。春ハ羔―豚ヲ行ヒ。膏―香ヲ膳〔スル〕ノ類ノ如キ。是ナリ宗―廟ノ礼ハ。昭―穆ヲ序　所―以ナリ。爵ヲ序　ハ。貴―賤ヲ辨　所―以ナリ　事ヲ序ルニ賢ヲ辨　所―以ナリ。旅―酬[3]ニ下ヲ上ト為ハ。賤　ニ逮　〔ス〕所―以ナリ。燕毛　コトハ歯ヲ序　所―以ナリ

昭ハ字ノ如〔シ〕。為〔ハ〕去声　○宗―廟ノ次。左ヲ昭ト為シ。右ヲ穆ト為〔シ〕子―孫。亦。以テ序ト為ス。大―廟ニ事有トキハ。子―姓。兄―弟。羣―昭。羣―穆。咸　在テ其ノ倫ヲ失〔セ〕（ス）。爵ハ公。侯。卿―大―夫。事ト云ハ宗―祝。有―司ノ職―事ソ。旅ハ衆。酬ハ導―飲。旅―酬ノ礼。弟―子　兄―弟ノ子ヲ賓トシテ各。觶　ヲ其ノ長ニ挙〔ケ〕衆　相―酬。蓋〔シ〕。宗―廟ノ中ニハ。事有〔ル〕ヲ以テ栄ト為。故ニ賤―者ニ逮―及シテ亦。其ノ敬ヲ申　コトヲ得使ム。燕。毛ト云ハ祭リ畢テ燕スル〔トキハ〕。毛―髪ノ色ヲ以テ長―幼ヲ別テ坐ノ次〔ト〕為。歯ハ年―数

其ノ位ヲ踐。其ノ礼ヲ行ナヒ。其〔ノ〕楽ヲ奏シ。其ノ尊スル所ヲ敬シ　其〔ノ〕親スル所ヲ愛シ。死ニ事フルコト。生ニ事〔フル〕カ如ク。亡ニ事〔フル〕コト存ニ事〔フル〕カ如〔ク〕スハ孝ノ至レル（ナリ）

踐ハ猶〔ヲ〕覆ノ（コト）〔シ〕。其ト云ハ。先―王ヲ指ス。尊〔フ〕所。親スル所ト云ハ。先―王ノ祖―考。子―孫。臣―庶ソ。始テ死セル。之ヲ死ト謂。既ニ葬〔リ〕テハ反テ亡〔ホ〕スト曰フ。皆。先―王ヲ指〔ス〕。此ハ上ノ文　両―節ヲ結ス　皆。志

ヲ継キ。事ヲ述ル意ナリ

郊ー社ノ礼ハ上ー帝ニ事マツル所ー以ナリ。宗ー廟ノ礼ハ。其ノ先ヲ祀〔ル〕所ー以ナリ　郊ー社ノ礼。禘嘗ノ義ヲ明アキラカニシテ国ヲ治〔ル〕トキハ。其レ。掌タナコヽロヲシメス示　如キカ

郊ハ天ヲ祀ル。社ハ地ヲ祭ル。后ー土ヲ言〔ハ〕（サ）ルコトハ。文ヲ省ハフク。禘ハ天ー子　宗ー廟ノ大ー祭ナリト云ハ追〔テ〕太ー祖ノ自ー出シタカテイテタル所ヲ太ー廟ニ祭〔リテ〕太ー祖ヲ以テ之ニ配ス。嘗ハ秋祭。四ー時。皆　祭ル　其ノ一ヲ挙ル耳ノミ。礼ハ必。義　有リ。対シ〔テ〕之ヲ挙〔ケ〕テ文ヲ互タカヒニスル　ソ。示ハ視ト。同シ。掌ニ視ト云ハ。言ハ見易ヤスキソ。此　論ー語ノ文ノ意ト大ニ同ク。小異ナリ　記ニ詳ー略　有リ

右　第十九章

哀ー公。政ヲ問

哀ー公ハ魯ノ君。名ハ蔣

第十九章　第二十章

子曰。文　武ノ政ハ。布シテ方ー策サクニ在リ。其ノ人。存スルトキハ。其ノ政　挙ス。其〔ノ〕人　亡スルトキハ。其ノ政。息[1]ヤム

方ハ版。策ハ簡ヤム。息ハ猶〔ヲ〕滅〔ノ〕（コト）〔シ〕。是ノ君有〔リ〕是〔ノ〕臣有トキハ是ノ政有〔リ〕人ー道ハ政ヲ敏トク。地ー道ハ樹ヲ敏トク。夫レ政ハ蒲ホロ盧ナリ

夫カ音ハ扶　○敏ハ速ソク。蒲ー盧ハ沈シム括クワツ　以テ蒲[2]ホー葦イト　為スル　是ナリ。人ヲ以テ政ヲ立ルコト。猶ヲ地ヲ以テ樹ヲ種ウフル。其ノ成ナルコト速ナルカ（コト）シ。蒲ー葦ハ又　生シ易ヤスキ物ニシ〔テ〕其ノ成ルコト尤モ速スナリ。言〔ハ〕人　存シテ政ノ挙スルコト其ノ易ヤスキコト此ノ如シ

故ニ政〔ヲ〕為スルコト人ニ在〔リ〕。人ヲ取ルニ身ヲ以〔テ〕ス　身ヲ脩ムルニ道ヲ以〔テ〕ス。道ヲ脩〔ムル〕ニ仁ヲ以〔テ〕ス

此ハ上ノ文ノ人ー道ハ政ヲ敏ト云ニ承ウケテ言イフ。政ヲ為コト人ニ在リト云。家ー語ニハ政ヲ為スルコト人〔ヲ〕

第二十章

得（ウル）〔ニ〕在〔リ〕ト作（ナス）　語ー意　尤モ備ナリ　人〔トハ〕賢ー臣〔ヲ〕謂　身〔トハ〕君身〔ヲ〕指〔ス〕　道（ハ）天ー下ノ達ー道ナリ。仁ハ天ー地ノ物ヲ生スル心ナリ。而テ人ノ以テ生スルコト〔ヲ〕得ル者ナリ。所｜謂。元ハ善ノ長｜ナリ。言ハ人ー君ノ政ヲ為（スル）コト人ヲ得〔ル〕ニ在〔リ〕テ。人ヲ取ル則（ノリ）。又。身ヲ脩ムルニ在〔リ〕。能〔ク〕其ノ身ヲ仁スルトキハ。君　有〔リ〕。臣　有〔リ〕テ。政。挙〔ケ〕（サル）ト云コト無シ

仁ハ。人ナリ。親ヲ親スルヲ大（オホイ）ト為ス。義ハ宜ナリ。賢ヲ尊（タトフル）ヲ大ナリト為ス。親ヲ親スル殺（セイ）。賢ヲ尊ル等（シナ）。礼ノ生（ナル）　所ナリ

殺ハ去ー声　○人トハ人ノ身ヲ指〔シ〕テ言。此ノ生ー理ヲ具（ソナヘ）テ自ー然〔ニ〕。便。惻ー怛　慈ー愛ノ意　有〔リ〕。深ク体｜シテ之ヲ味（アチハヒ）見ツ可シ。宜（ハ）。事ー理ノ各　所ー宜　有コトヲ分ー別スル。礼ハ斯ノ二ノ者ヲ節ー文スル而（ノミ）｜已ナリ

下ー位ニ在〔リ〕テ上ニ獲（エラレ）（サル）トキハ。民。得テ治〔ム〕可〔ラ〕（ス）

鄭ー氏カ曰。此ノ句。下ニ在リ。誤テ重（カサネ）〔テ〕此（コヽ）ニ在〔リ〕

故〔ニ〕君ー子ハ以テ身ヲ脩〔メ〕（ス）ハアル可〔ラ〕（ス）　身ヲ脩ムルコトヲ思テ以テ親ニ事〔ヘ〕（ス）ハアル可〔ラ〕（ス）　親ニ事（ツカフル）コトヲ思〔テ〕以テ人ヲ知〔ラ〕（ス）ハアル可〔ラ〕（ス）。人ヲ知〔ル〕コトヲ思テ以テ天ヲ知〔ラ〕（ス）ハアル可〔ラ〕（ス）

政ヲ為（スル）コト人ニ在〔リ〕。人ヲ取〔ル〕ニ身ヲ以〔テ〕ス。故ニ以テ身ヲ脩〔メ〕（ス）ハアル可〔ラ〕（ス）。身ヲ脩ムルニ道ヲ以〔テ〕ス　道ヲ脩〔ムル〕ニ仁〔ヲ〕以〔テ〕ス。故ニ身ヲ脩〔ムル〕コトヲ思テ以テ親ニ事ヘ（ス）ハアル可〔ラ〕（ス）。親ヲ親スル仁ヲ尽サムト欲セハ。必。賢ヲ尊フル義ニ由（ヨル）。故ニ又。當ニ人ヲ知〔ル〕（ヘシ）。親ヲ親スル殺（セイ）。賢ヲ尊フル等（シナ）ハ皆　天ー理ナリ。故ニ又。當ニ天ヲ

知〔ル〕（ヘ）シ

天ー下ノ達ー道　五。之ヲ行フ所ー以ノ者ノ三。曰。君ー臣。父ー子。夫ー婦。昆ー弟。朋ー友ノ交。五者ノハ天ー下ノ達ー道ナリ。知。仁。勇。三者ノハ天下ノ達ー徳ナリ　之ヲ行フ所ー以ノ者ノハ一ツナリ

知ハ去ー声　○達ー道ハ。天ー下　古ー今ノ共ニ由所ノ路ナリ。即　書ノ所ー謂。五ー典ナリ。孟ー子ニ所ー謂。父ー子。親有〔リ〕。君ー臣　義有〔リ〕。夫ー婦。別　有〔リ〕。長ー幼。序有〔リ〕。朋ー友　信　有〔リ〕ト云ル是ナリ。知ハ此ヲ知ル所ー以ナリ。仁〔ハ〕此ヲ体スル所ー以ナリ

勇ハ此ヲ強所ー以ナリ。之ヲ達ー徳ト謂コトハ。天ー下　古ー今ノ同〔ク〕得ル所ノ理ナリ。一ハ誠而ー已。達ー道ハ人ノ共ニ由所ナリト雖〔モ〕。然モ是ノ三ノ徳　無トキハ以テ之ヲ行〔フ〕コト無シ。達ー徳ハ人ノ同ク得ル所ナリト雖〔モ〕然モ一誠アラ（サル）コト有トキハ。人ー欲。之ヲ間而テ徳　其ノ徳ニ非〔ス〕。程ー子カ曰。所ー謂。誠ト云ハ。止　是レ此ノ三ノ者ヲ誠ー実ニスルナリ　三ノ者ノ外ニ。更ニ別〔ニ〕誠　無〔シ〕

或ハ生テ知ル。或ハ学テ知ル。或ハ困テ知ル。其ノ知ニ及テハ一ナリ。或ハ安〔テ〕行フ　或ハ利トシ行〔フ〕。或〔ハ〕勉ー強シテ行フ　其ノ功ヲ成〔ス〕ニ及テハ一ナリ

強ハ上ー声　○之ヲ知ル者ノ知〔ル〕所　之ヲ行フ者ノ行〔フ〕所トハ。謂ル達ー道。其ノ分ヲ以テ言トキハ。知〔ル〕所ー以ノ者ハ知ナリ。行〔フ〕所ー以ノ者ハ。仁ナリ　所ー以知ノ功ヲ成〔ス〕ニ至〔リ〕テ一ナル者ハ勇。其ノ等ヲ以テ言トキハ生ナカラニシテ知リ。安シテ行フ者ハ知ナリ。学テ知リ。利トシテ行〔フ〕者ハ仁。困テ知リ。勉行フ者ハ勇。蓋〔シ〕人〔ノ〕性。不ー善　無〔シ〕ト雖〔モ〕気ー稟　同カラ（サル）者有〔リ〕　故〔ニ〕道ヲ聞〔ク〕ニ蚤ー莫　有〔リ〕。道ヲ行フニ

第二十章

難ー易　有〔リ〕。然モ能〔ク〕。自〔ラ〕強テ息（サル）トキハ。其ノ至ルコト一ナリ。呂ー氏カ曰。入〔ル〕所ノ塗異〔ナル〕ト雖〔モ〕。至ル所ノ域。同シ。此　中ー庸ヲ為所｜以ナリ。若乃。生ナカラニシテ知リ。安シテ行フ資ヲ企テ幾〈及フ可〔ラ〕（ス）ト為シ。困〔リ〕テ知リ。勉テ行フコトヲ軽成　有コト能〔ハ〕（ス）〔ト〕謂ハ此レ道ノ明〔ナラ〕（ス）行ハレ（サル）所｜以ナリ

子曰　好[4]テ学ハ　知ニ近シ　力テ行フハ仁ニ近シ。恥ヲ知〔ル〕ハ勇ニ近シ

子ー曰ノ二ー字ハ衍ー文ナリ　好ー近　乎ー知ノ知ハ並　去ー声　○此ハ未タ徳ニ達スルニ及〔ハ〕（ス）シテ求メテ以テ徳ニ入ル事ヲ言。上ノ文ニ通シテ三ー知ヲ知ト為。三ー行ヲ仁ト為ス。此ノ三ー近ハ勇ノ次キナリ　呂ー氏カ曰。愚ー者ハ自。是求（ス）。自ラ私者ノハ人ー欲ニ徇テ反ルコトヲ忘ル。懦ー者ハ人ノ下　為コトヲ甘（テ）辞｜セ（ス）。故ニ好テ学フルハ　知ニ非〔ス〕トモ。然モ以テ愚ヲ破ニ足レリ。力テ行フハ仁ニ非〔ス〕トモ。然モ以テ私ヲ忘〔ル〕ニ足レリ　恥ヲ知ルコト勇ニ非〔ス〕トモ然モ以テ懦ヲ起ニ足レリ

斯〔ノ〕三者〔ヲ〕知　身ヲ脩ル所｜以ヲ知ル　身ヲ脩〔ル〕所｜以ヲ知ヌル〔トキハ〕人ヲ治〔ル〕所｜以ヲ知ル。人ヲ治〔ル〕所｜以〔ヲ〕知トキハ天ー下国ー家ヲ治ル所｜以ヲ知ル

斯ノ三ノ者ト云ハ三ー近ヲ指シテ言フ。人ト云ハ。己ニ対〔ス〕ル称。天ー下　国ー家ハ人ニ尽ス。此ヲ言テ以テ上ノ文ノ身ヲ脩ル意ヲ結シテ下ノ文ノ九ー経ノ端ヲ起

凡ソ天ー下　国ー家ヲ為ニ九ー経　有〔リ〕。曰ハク。身ヲ脩ム。賢ヲ尊フ。親ヲ親ス。大ー臣ヲ敬ス。羣ー臣ヲ体ス。庶ー民ヲ子トス。百ー工ヲ来ス。遠ー人ヲ柔[5]ス。諸ー侯ヲ懐

経ハ常。体スト云ハ謂ル。設[6]〔ケテ〕身ヲ以テ其〔ノ〕地ニ処〔シ〕テ其ノ心ヲ察ストナリ。子トスト云ハ父ー母ノ其ノ子ヲ愛スルカ如〔ク〕ニ。遠ー人ヲ柔(ヤスム)ストハ。所|謂 賓ー旅ヲ忘〔ル〕コト無キソ。此ハ九ー経ノ目(ナ)ヲ列(ツラヌ)。呂ー氏カ曰。天ー下。国ー家ノ本ハ身ニ在〔リ〕。故ニ。身ヲ脩〔ムル〕ヲ九ー経ノ本ト為。然シテ必 師ー友ヲ親ス。然〔シ〕テ後 身ヲ脩ル道。進ム。故ニ賢ヲ尊ルコト之ニ次ク 道ノ進ム所。其〔ノ〕家ヨリ先ナルハ莫〔シ〕。故ニ親ヲ親スルヲ之ニ次〔ク〕。家 由(ヨリシ)以テ朝ー庭ニ及〔ホス〕。故ニ大ー臣ヲ敬シ。羣ー臣ヲ体スルコト之ニ次〔ク〕 朝ー庭 由(ヨリシ)テ以テ其ノ国ニ及〔ホ〕ス。故ニ庶ー民ヲ子トシ。百ー工ヲ来(キタス)コト。之ニ次〔ク〕。其〔ノ〕国 由(ヨリシ)以テ天ー下ニ及〔ホス〕。故ニ遠ー人ヲ柔(ヤスムシ)。諸ー侯ヲ懐(ナツクル)。之ニ次ク。此レ。九ー経ノ序(ツイテナリ)。羣ー臣ヲ視〔ル〕コト。猶ヲ吾カ四ー体ノ（コト）シ。百ー姓ヲ視〔ル〕コト。猶ヲ吾カ子ノ（コト）シ。此レ臣ヲ視(ミ)民ヲ視ル別ナリ

身ヲ脩〔ル〕トキハ道 立ツ。賢ヲ尊フルトキハ。惑(マトハ)（ス）。親ヲ親|スルトキハ諸ー父。昆ー弟。怨(ウラミ)（ス）。大ー臣ヲ敬|スルトキハ。眩(ケムセ)（ス）。羣ー臣ヲ体|スルトキハ。士ノ報ー礼 重(オモシ)。庶ー民ヲ子(コトスルトキハ)。百ー姓 勧ム 百ー工ヲ来ストキハ。財ー用 足ル 遠ー人ヲ柔(ヤスムスルトキハ)。四ー方 帰|ス。諸ー侯ヲ懐(ナツクルトキハ)。天ー下 畏(オツ)(ヲソル)

此レハ九ー経ノ効(シルシ)ヲ言。道 立〔ツ〕トハ。道ノ已ニ成〔リ〕テ民ノ表|為(タル)可〔キヲ〕謂。所|謂。其ノ極 有〔ル〕コトヲ建〔ツ〕是ナリ。惑〔ハ〕（ス）トハ。理ニ疑〔ハ〕（サル）ヲ謂。眩セ（ス）トハ。事ニ迷ハ（サル）ヲ謂。大ー臣ヲ敬〔ス〕ト云ハ信ー任スルコト専(モ)ニシテ小ー臣。以テ之レヲ間(ヘタツル)コト〔ヲ〕得（ス）。故ニ事ニ臨テ眩セ（ス）。百ー工ヲ来ストキハ。功ヲ通シ。事ヲ易(カヘ)テ農ー末。相|資(タスク)。故ニ財ー用。足ル。遠ー人ヲ柔スルトキハ。

天ー下ノ旅。皆　悦テ塗ニ出〔ル〕コトヲ願〔フ〕。故ニ四ー方　帰ス。諸侯ヲ懐（トキハ）徳ノ施ス所ノ者ノ博シテ威ノ制スル所〔ノ〕者ノ広シ　故ニ天ー下。畏〔ル〕ト曰

斉ー明　盛ー服シテ礼ニ非〔サ〕レハ動〔カ〕（ス）。身ヲ脩ムル所｜以ナリ。讒ヲ去　色ヲ遠。貨ヲ賤　テ徳ヲ貴フ。賢ヲ勧ムル所｜以ナリ　其ノ位ヲ尊。其ノ禄ヲ重。其〔ノ〕好ー悪ヲ同〔ウ〕ス。親ヲ親スルコトヲ勧所｜以ナリ。官｜盛　テ任ー使ス　大ー臣ヲ勧ル所｜以ナリ。忠ー信　禄ヲ重〔ン〕ス　士ヲ勧ル所｜以ナリ。時ニ使テ歛薄ス　百ー姓ヲ勧所｜以ナリ。日ニ省。月ニ試テ既ー稟。事ニ称。百ー工ヲ勧ル所｜以ナリ。往ヲ送来ヲ迎。善ヲ嘉テ不ー能ヲ矜遠ー人ヲ柔所｜以ナリ。絶ヘムタル世ヲ継。廃〔タル〕国ヲ挙。乱〔ヲ〕治メ危ヲ持。朝ー聘。時ヲ以テシ。往ヲ厚而テ来ヲ薄ス。諸ー侯ヲ懐所｜以ナリ

斉ハ側ー皆〔ノ〕反。去ハ上ー声。遠。好ー悪。歛ハ。並ニ去ー声。既〔ハ〕許気〔ノ〕反　稟ハ彼ー錦。力ー錦。二ツノ反。称ハ去ー声。朝　音ハ潮

○此ハ九ー経ノ事ヲ言。官　盛ニシテ任ー使〔ス〕トハ官ー属。衆ー盛ニシテ使ー令ニ任スルニ足レルヲ謂。蓋〔シ〕大ー臣ハ當ニ細ー事ヲ親ス（ヘカラ）（ス）。故ニ之ヲ優所｜以[7]　此ノ如シ。忠ー信アルトキハ。禄ヲ重〔ン〕ストハ之ヲ待〔ツ〕コト誠アリテ之ヲ養〔フ〕コト厚ヲ謂。蓋〔シ〕身ヲ以テ之ヲ体ス　而テ其ノ上ニ頼所〔ノ〕者ノ此ノ如コトヲ知〔ル〕。既カ読ハ餼ト曰。餼ー稟ハ稍｜食。事ニ称ハ周ー礼　稟ー人ー職　其〔ノ〕弓[8]ー弩〔ヲ〕考〔ヘ〕以テ其ノ食ヲ上ー下スト曰カ如〔キ〕是ナリ。往トハ。之カ為ニ節ヲ授〔ケ〕テ以テ之ヲ送リ。来トハ。委ー積ヲ豊シ以テ之ヲ迎フ。朝トハ諸ー侯ノ天ー子ニ見〔ユル〕ヲ謂。聘トハ諸ー侯ノ大ー夫ヲ（シテ）来〔リ〕テ献セ使ムルヲ謂。

王ー制ニ比ー年ニ一タヒ。小ー聘シ。三ー年ニ一タヒ大ー聘シ五ー年ニ一タヒ朝ス　往ヲ厚〔ク〕シ。来〔ヲ〕薄〔ク〕ストハ。燕ー賜ハ厚（アツクシ）テ納ー貢薄（ウスキ）ヲ謂

凡ソ天ー下。国ー家ヲ為（オサムル）ニ九ー経　有〔リ〕。之ヲ行フ所ー以ノ者ノハ一ナリ

一ハ誠ナリ。一モ誠アラ（サル）コト有トキハ。是ノ九ツノ者。皆　虚ー文ト為（ナル）。此　九ー経ノ実ナリ

凡ソ。事豫（アラカシメスル）（トキハ）立ツ。豫（アラカシメセ）（サル）（トキハ）廃ル。言（コト）前ニ定ツル（トキハ）。跲（ツマツカ）（ス）。事（コト）前ニ定ツル（トキハ）困（クルシマ）（ス）。行。前ニ定ツル（トキハ）疚（ヤマシカラ）（ス）。道。前ニ定ツル（トキハ）窮（キハマラ）（ス）跲（ケフハキ）其ー劫（ケウ）ノ反。行〔ハ〕去ー声　○凡〔ソ〕。事トハ道ニ達シ徳ニ達スル九ー経ノ属（タクヒ）ヲ指〔ス〕　豫ハ素（モトヨリ）ー定ムルトキ。跲（ケフ）ハ躓（チ）。疚（キウ）ハ病。此　上ノ文ニ承（ウケ）テ凡〔ソ〕事。皆　先ツ誠ヲ立（タテムコトヲ）欲〔ス〕。下ノ文ノ推〔ス〕所ノ如キ。是ナリ

第二十章

下ー位ニ在〔テ〕上（カミ）ニ獲（エラレ）（サル）トキハ。民。得テ治ム可〔ラ〕（ス）。上ニ獲（エラル、）コト道　有レトモ。朋ー友ニ信アラ（サル）トキハ上ニ獲ラレ（ス）。朋ー友ニ信アルコト。道　有レトモ。親ニ順アラ（サル）トキハ。朋ー友ニ信アラス。親ニ順アルコト道　有トモ。身ニ反（カヘサフスル）誠アラ（サル）トキハ。親ニ順アラス。身ヲ誠ニスルコト。道　有トモ。善ヲ明〔ラカニセ〕（サル）トキハ身〔ニ〕誠アラ（ス）

此レ。又　下ー位ニ在〔ル〕者ヲ以〔テ〕推〔シ〕テ素（モトヨリ）ー定ムル意ヲ言。身ニ反（カヘサウスル）〔ニ〕誠〔アラ〕（ス）トハ反テ身ニ求ルトキニ存スル所。発スル所。未〔タ〕真ー実ニシテ無ー妄ナルコト能〔ハ〕（サル）〔ヲ〕謂フ。善ヲ明〔ラカニセ〕（サル）トハ未〔タ〕人ノ心。天ー命ノ本ー然ヲ察シテ真（マ）ニ至ー善ノ在〔ル〕所ヲ知〔ル〕コト能〔ハ〕（サル）ヲ謂

誠ハ。天ノ道ナリ。之ヲ誠スルハ。人ノ道ナリ　誠ハ

第二十章

勉（ツトメ）（ス）シテ中（アタル）。思ハ（ス）シテ得。従（ショウ）ー容ニシテ道ニ中（アタル）ハ聖ー人ナリ。之ヲ誠〔二〕ス ト云ハ。善ヲ択（エラム）テ固ク執ル者ノナリ

中ハ並〔二〕去ー声。従ハ七（ッ）ー容ノ反　○此。上ノ文ノ身ヲ誠〔二〕スト云ニ承（ウケ）テ言フ。誠ハ。真ー実無ー妄ノ謂（イヒ）。天ー理ノ本ー然ナリ。之ヲ誠〔二〕スル（ハ）。未〔タ〕真ー実　無ー妄ナルコト能〔ハ〕（サ）レトモ真[10]ー実　無ー妄ナラムコトヲ欲スルヲ人ー事ノ當ー然ト謂。聖ー人ノ徳ハ渾（コム）ー然タル天ー理。真ー実　無ー妄ニシテ思（ナリ）（ヒ）ー勉（ツトムルコト）ヲ待〔タ〕（ス）　従ー容ニシテ道ニ中ルハ亦　天ノ道ナリ。未〔タ〕聖ニ至〔ラ〕（サ）レハ。人ー欲ノ私無〔キ〕コト能〔ハ〕（ス）シテ其ノ徳ヲ為（スル）コト。皆　実ナルコト能〔ハ〕（ス）　故ニ未〔タ〕思〔ハ〕（ス）シテ得（ウル）コト能〔ハ〕（サ）レハ必　善ヲ択〔ヒ〕テ然（テ）ー後ニ以テ善ヲ明ニス可シ。未〔タ〕勉〔メ〕（ス）シテ中（アタル）能〔ハ〕（サ）レハ必　固ク執テ然（テ）ー後ニ以テ身ヲ誠ニス可〔シ〕。此　則。所ー謂。人ノ道ナリ。思〔ハ〕（ス）シテ得ルトハ生（ナカラニシ）テ知ル。勉（ツトメ）（ス）シテ中（アタル）ハ安シテ行ソ。善ヲ択〔フ〕トハ。学（マ）テ知ル。以ー下ノ事ナリ。固ク執トハ利トシテ行フ以ー下ノ事ナリ

博ク学（マナヒ）。審（ツマヒラカ）ニ問ヒ。慎テ思ヒ。明ニ辨シ。篤ク行フ

此ハ之ヲ誠〔二〕スル目（ナナリ）。学。問。思。辨ハ善ヲ択〔ヒテ〕知（チト）（シレリ）為（シ）学（ナ）テ知ル所ー以ナリ。篤ク行ト云ハ。固ク執テ仁ヲ為（シ）。利〔トシテ〕行フ所[11]ー以ナリ。程ー子カ曰。五ノ者ノ其ノ一ヲモ廃（スツル）ハ。学ニ非〔ス〕

学（マナヒ）（サル）コト有ヲハ。学フ。能（ヨクセ）（サ）レハ。措（ヲカ）（ス）。問（トハ）（サル）コト有ルハ問フ。知（シラ）（サ）レハ措（ス）。思（ヲモハ）（サル）コト有ハ思フ。得（エ）（サ）レハ措（ス）　辨ゼ（サル）コト有ハ。辨ス。明（アキラカニセ）（サレ）ハ措（ス）。行（オ）（サル）コト有ハ。行フ。篤（アツウセ）（サレ）ハ措（ス）。人。一タヒ。之ヲ能スレハ。己（ヲノレ）。之レヲ百（モ、タヒシ）人。十（トタヒ）。之

ヲ能スルハ己レ。千ス

君ー子ノ学。為サレハ已。為　必。其ノ成　要ス。故ニ常ニ其ノ功ヲ百ー倍ニス。此　困　知リ。勉テ行フ者ナリ。勇ノ事ナリ

果テ此ノ道ヲ能。愚ナリト雖ヘ〔トモ〕必　明ナリ。柔ナリト雖ヘ〔トモ〕必　強

明トハ。善ヲ択フ功。強ハ。固ク執ル効　呂ー氏カ曰。君ー子ノ学　所ーハ。能ク気ー質ヲ変ー化セムカ為　而已。徳。気ー質ニ勝トキハ。愚ー者モ明ニ進〔ム〕可〔シ〕。柔ー者モ強ニ進〔ム〕可〔シ〕。之ニ勝コト能〔ハ〕（サル）トキハ。学ニ志コト有ト雖〔トモ〕。亦　愚ニテ明ナルコト能〔ハ〕（ス）。柔ニシテ立コト能〔ハ〕（サル）而已。蓋〔シ〕。均　善ニシテ悪　無キハ性ナリ。人ノ同キ所ナリ。昏ー明。強ー弱ノ稟。斉　（サル）ハ。才ナリ。人ノ異スル所ナリ。之ヲ誠〔ニ〕スルトハ。其ノ同ニ反テ其ノ異ナルヲ変スル所以ナリ。

夫レ美ナラ（サル）質ヲ以〔テ〕変シ美ナラシメムヲ求メハ。其ノ功ヲ百ー倍スルニ非〔レハ〕。以テ之ヲ致〔ス〕ニ足〔ラ〕（ス）。今。鹵莽。滅ー裂ノ学ヲ以テ或ハ作　或ハ輟[12]テ以テ其ノ美ナラ（サ）ル質ヲ変セムトシテ変スルコト能〔ハ〕（サル）ニ及テハ。天ー質　美ナラ（サ）レハ。学　能〔ク〕変スル所ニ非ス〔ト〕曰ハ是。自　棄[13]果〔ス〕トキハ其ノ不ー仁ヲ為コト甚シ

右　第二十章

此。孔ー子ノ言ヲ引テ以〔テ〕大ー舜　文ー武　周ー公ノ緒ニ継〔キ〕其ノ伝　所ノ一ー致　コトヲ明〔カス〕。挙テ之ヲ措コト。亦　猶ヲ是〔ノ〕（コト）シ。蓋〔シ〕。費ー隠ヲ包〔ミ〕。小ー大ヲ兼〔ネ〕テ以テ十二章ノ意ヲ終フ。章〔ノ〕内ニ誠ヲ語コト始テ詳ナリ。所謂。誠[14]ハ。実ナリ。此ノ篇ノ樞ー紐ナリ。又。孔ー子ノ家ー語ヲ按スルニ。亦。此ノ章ヲ載タリ。而テ其ノ文。尤モ詳ナリ　功ヲ成〔ス〕

第二十章　第二十一章　第二十二章

コト一ナリト云下ニ公ノ曰ク子ノ言。美ナリ。至レリ。寡一人ハ実固ニ以テ成（スニ）足（ラ）（ス）ト云コト有（リ）。故ニ其ノ下ニ復。子一曰ヲ以テ答一辞ヲ起ス。今。此ノ問ノ詞無（シ）。猶　子一曰ノ二一字　有リ。蓋（シ）。子一思。其ノ繁一文ヲ刪テ以テ篇ニ附　刪（ル）所。尽サ（サル）者有（ル）ヲハ。今。當ニ衍一文ト為（ヘシ）　博学ト云以下。家一語ニ之無（シ）。意ニ彼ニ闕一文　有（ル）カ。抑〳〵。此。或ハ子一思カ補　所カ誠ニ自テ明ナル。之ヲ性ト謂。明ニ自テ誠アル。之ヲ教ト謂。誠（アル）トキハ明ナリ。明ナルトキハ誠アリ

自ハ由。徳。実アラ（ス）ト云無シテ明。照（サ）（ス）ト云コト無（キ）ハ。聖一人ノ徳ナリ。性[1]トシテ有ル所ノ者ナリ。天ノ道ナリ。先ツ。善ヲ明（ニ）シテ後ニ能。其ノ善ヲ実（ニスト）ハ。賢一人ノ学ナリ。教ニ由（リ）テ入ル者ナリ。人ノ道ナリ。誠アルトキハ明ナラ（ス）（ト）云コト無（シ）。明ナルトキハ以テ誠ニ至ル可シ

右　第二十一ノ章。子一思　上ノ章ノ夫一子ノ天一道。人一道ノ意ニ承テ言ヲ立。此（レ）自（リ）。以下。十二章ハ皆。子一思カ言。以テ反一覆シテ此ノ章ノ意[2]ヲ推一明（ニ）ス

唯。天一下ノ至一誠ノミ。能（ク）其ノ性ヲ尽スト為ス。能（ク）其ノ性ヲ尽（ス）トキハ。能（ク）人ノ性ヲ尽ス。能（ク）人ノ性ヲ尽（ス）トキハ。能（ク）物ノ性ヲ尽ス。能（ク）物ノ性ヲ尽（ス）トキハ以テ天一地ノ化一育ヲ賛可シ。以テ天一地ノ化一育ヲ賛（ク）可（キ）トキハ。以テ天一地ト参[1]可（シ）

天一下ノ至一誠トハ聖一人ノ徳ノ実　天一下モ能（ク）加フルコト莫ヲ謂。其（ノ）性ヲ尽（ス）トキハ。徳。実ナラ（ス）（ト）云コト無（シ）。故ニ

人ー欲ノ私　無〔ク〕シテ天ー命ノ我ニ在ル者ノ之ヲ察ス。之ニ由テ臣ー細。精ー粗。毫ー髪ノ尽〔サ〕（ス）ト云コト無シ。人ー物ノ性ハ。亦　我カ性ナリ。但。賦　所ノ形ー気ノ同カラサルヲ以テ異ナルコト有ル耳ナリ。能〔ク〕。之ヲ尽スト云者ハ。知コト明ナラ（サル）コト無〔ク〕シテ処コト當ラ（サル）〔ト〕云コト無〔キ〕ヲ謂。賛ハ猶助ノ（コト）〔シ〕。天ー地ト。参　。天ー地ト。並ニ立テ三ヲ為謂。此　誠ニ自テ明ナル者ノ事ナリ

右　第二十二ノ章

天道ヲ言

其〔ノ〕次ハ曲ヲ致ス。曲。能ク誠　有リ。誠アルトキハ。形。形　著ナリ。著　明ナリ　明ナルトキハ動ク　動〔ク〕トキハ変ス　変スルトキハ化ス。唯。天ー下ノ至ー誠ノミ能〔ク〕化スルコトヲ為ス

其ノ次トハ。大ー賢ヨリ以下。凡　誠〔ニ〕未タ至〔ラ〕（サル）有ル者ニ通シテ言。致ストハ推致〔ス〕ソ。曲トハ一ー偏。形　ハ。中ニ積テ外ニ発ス。著ナルトキハ又顕　加フ。明ナルトキハ又。光ー輝　発ー越ノ盛ナルコト有〔リ〕。動ト云ハ誠。能〔ク〕物ヲ動〔カ〕ス。変トハ。物従テ変ス。化ハ其ノ然ル所以ヲ知〔ラ〕（サ）ルコト有ル者ナリ。蓋〔シ〕。人ノ性。同カラ（ス）ト云コト無〔シ〕。気。異　有〔リ〕。故ニ惟。聖ー人ノミ。能〔ク〕其ノ性ノ全ー体ヲ挙テ之ヲ尽ス。其〔ノ〕次ハ必。其ノ善ノ端〔ノ〕発ー見ノ偏ニ自テ悉推致シテ以テ各。其ノ極ニ造。曲。致〔サ〕（ス）ト云コト無〔キ〕トキハ。徳。実ナラ（サル）コト無〔シ〕。形。著　動。変ノ功。自〔ラ〕已コト能〔ハ〕（ス）。積テ能〔ク〕化スルニ至〔ル〕トキハ至ー誠ノ妙　亦。聖ー人ニ異ナラ（ス）

右　第二十三ノ章

人ー道ヲ言

至ー誠ノ道。以テ前ー知ス可〔シ〕。国ー家　将ニ興トスルトキハ。必。禎ー祥有〔リ〕。国ー家　将ニ亡ヒントスルトキニ。必。妖ー孽　有〔リ〕。蓍ー亀ニ見四ー体ニ動ク。禍ー福　将ニ至ナムト（スル）トキハ善。必。先〔ツ〕。知ル。不ー善。必。先〔ツ〕知ル。

故ニ至ー誠ハ。神ノ如シ

見　音ハ現　○禎ー祥ハ福ノ兆。妖ー孽ハ禍ノ萌。蓍ハ筮スル所ー以ナリ。亀ハトスル所ー以ナリ。四ー体トハ動ー作。威ー儀ノ間〔ヲ〕謂。玉ヲ執テ其ノ容ヲ高ー卑ニシテ俯ー仰スル如キ類ナリ。凡。此ハ皆。理ノ先見タル者ナリ。然。唯。誠ノ至ー極マリテ一ー毫ノ私ー偽ノ心ー目ノ間ニ留者無シ　乃。能〔ク〕以テ其ノ幾ヲ察スル有〔ル〕。神ト云ハ鬼ー神ヲ謂

右　第二十四ノ章

天道ヲ言

誠ハ。自。成ス。而テ道ハ自。道

道ー也　道ハ音　導　○言ハ誠ハ物ノ自〔ラ〕成ス所ー以ニシテ道ハ人ノ當ニ自。行フヘキ所ナリ。誠〔ハ〕心ヲ以テ本ヲ言フナリ。道ハ理ヲ以テ用ヲ言ナリ

誠ハ。物ノ終始ナリ。誠アラ（サ）ルトキハ。物ー無シ。是ノ故ニ君ー子。誠ーアルヲ貴ト為ス

天ー下ノ物ハ皆。実ー理ノ為ス所ナリ。故ニ。必。是ノ理ヲ得テ然ー後ニ是ノ物有〔リ〕。得ル所ノ理。既ニ尽　是ノ物。亦。尽キテ有ルコト無〔シ〕。故ニ人ノ心。一モ実ナラ（サ）ルコト有〔ル〕トキハ。為所有〔ル〕ト雖〔モ〕。亦。有ルコト無キカ如シ　而テ君ー子ハ。必。誠ヲ以テ貴シト為。蓋〔シ〕。人ノ心。能ク。実アラ（ス）〔ト〕云コト無〔ク〕シテ乃以テ自〔ラ〕成〔ス〕コト有〔リ〕ト為ス。而シテ道ノ我ニ在ル者ノ亦。行ハレ（ス）

〔ト〕云コト無シ

誠ハ自〔ラ〕己ヲ成ス而|已ニ非ス。物ヲ成ス所|以ナリ。己ヲ成スハ。仁。物ヲ成スハ。知ナリ。性ノ徳ナリ。外|内ニ合道ナリ。故ニ時ニ措コト宜（ナリ）

知ハ去|声　○誠ハ己ヲ成ス所|以ナリト雖〔モ〕。然モ既ニ以テ自〔ラ〕成コト有トキハ自|然ニ物ニ及テ道。亦　彼レニ行ハル。仁ハ。体ノ存シ。智ハ。用ノ発スルトキハ。是　皆。吾カ性ノ固[1]ニ有[2]テ内|外ノ殊　無シ。既ニ己ニ得トキハ。事ニ見、者ノ時ヲ以〔テ〕措テ而テ皆。其ノ宜ヲ得

右　第二十五章

人道ヲ言

故ニ至|誠ハ息コト無シ

既ニ虚|仮　無ハ。自。間|断　無シ

息サレハ。久シ。久ケレハ徴

久ハ中ニ常ナリ。徴ハ外ニ験

第二十五章　第二十六章

徴　悠|遠ナリ。悠|遠ナルトキハ博|厚ナリ。博|厚ナルトキハ高|明ナリ

此。皆。其ノ外ニ験　者ヲ以テ之ヲ言フ。鄭|氏カ所|謂ル至|誠ノ徳。四|方ニ著、ハ是。中|ニ存スル者ノ既ニ久シキトキハ外ニ験　者ノ益〻　悠|遠〔ニ〕シテ窮　無シ。悠|遠ナルカ故ニ其ノ積[1]。広|博〔ニ〕シテ深|厚ナリ。博|厚ナル故ニ発スルコト高|大ニシテ光|明ナリ。

博|厚ハ物ヲ載所|以ナリ。高|明ハ物ヲ覆所|以ナリ　悠|久ハ物ヲ成ス所|以ナリ

悠|久ハ。即　悠|遠。内|外ヲ兼〔ネ〕テ之ヲ言フ。本　悠|遠ナルヲ以〔テ〕高|厚ナルコトヲ致ス。而テ高|厚ハ又悠|久ナリ　此ハ聖|人ノ天|地ト用ヲ同スルヲ言〔フ〕

博|厚ハ地ニ配ス。高|明ハ天ニ配ス。悠|久ハ疆　無シ

此ハ聖|人ノ天|地ト体ヲ同スルコトヲ言〔フ〕

第二十六章

此ノ如〔ク〕ナルトキハ。見スシテ章ナリ。動(ス)シテ変ス　無ー為ニシテ成ス

見　音ハ現　○見ハ猶ヲ示ノ(コト)シ。見(ス)〔シ〕テ章ナルハ。地ニ配スルヲ以テ言フ。動〔カ〕(ス)シテ変スルハ天ニ配〔スル〕ヲ以テ言フ。無ー為ニシテ成〔ス〕ハ無ー疆ヲ以テ言フ

天ー地ノ道。一ー言ニシテ尽可シ。其ノ物ヲ為ヲ貳(サル)トキハ。其ノ物ヲ生スルコト測(ス)

此ヨリ以下。復。天ー地ヲ以テ至ー誠ノ息〔ム〕コト無〔キ〕功ー用ヲ以テ。天ー地ノ道　一ー言ニシテ尽シツ可〔シ〕。誠ヲ曰〔フ〕ニ過(サ)ラク而已。貳(サ)ル〔ハ〕。誠アル所以ナリ。誠アルカ故ニ息ス　而テ物ヲ生スルコト多シ。其ノ然ル所以ヲ知〔ル〕コト莫〔キ〕コト有ル者ナリ

天ー地ノ道ハ博シ。厚シ　高シ。明ナリ。悠ナリ。久

言ハ天ー地ノ道。誠ー一ニシテ貳アラス。故ニ能。各。其ノ盛〔ナル〕コトヲ極〔メ〕テ下ノ文ノ物ヲ生スル功　有〔リ〕

今　夫レ。天ハ斯レ昭ー昭ノ多ナリ　窮マリ無〔キ〕ニ及テハ。日。月。星辰。繫。万ー物　覆。今夫レ。地ハ一ー撮ー土ノ多ナリ。広ー厚ナルニ及テハ。華ー嶽ヲ載テ重(ス)。河ー海ヲ振テ洩(ス)万ー物。載。今　夫レ山。一ー巻ー石ノ多。其ノ広ー大ナルニ及テハ草ー木生ス　禽ー獣。居。宝ー蔵　興。今　夫レ水ハ一ー勺ノ多イナリ。測(サル)ニ及テハ。黿ー鼉。鮫ー龍。魚ー鼈。生。貨ー財。殖ス

夫カ音ハ扶。華蔵ハ並ニ去ー声。巻ハ平ー声。勺ハ市ー若ノ反　○昭ー昭ハ猶ヲ耿ー耿ノ(コト)シ。小ー明。此ハ其ノ一ー処ヲ指シテ之ヲ言〔フ〕。窮無〔キ〕ニ及トハ猶ヲ十ー二ノ章ノ其ノ至〔ニ〕及テハトイヘル意ノ(コト)〔シ〕。蓋〔シ〕全ー体ヲ挙〔ケ〕テ言〔フ〕。振ハ収。巻ハ區。此ノ四ー條ハ。皆。以テ其ノ貳ヒアラ(ス)。息(サル)ニ由

テ以テ盛ー大ヲ致シテ能〔ク〕物ヲ生スル意ヲ発ー明ス。然モ。天ー地。山ー川。実ニ積ー累ニ由テ後ニ大〔ナル〕ニ非ス　読ー者　辞ヲ以テ意ヲ害セ（ス）ハ可ナリ

詩ニ云。維レ天ノ命。於。穆　。已（ス）。蓋〔シ〕曰ク。天ノ天ー為所ー以ナリ。於乎。顕（サラ）ンヤ。文ー王ノ徳ノ純コト。蓋シ曰。文ー王ノ文　為所ー以ナリ。純テ亦。已（ス）

於　音ハ烏。乎カ音ハ呼　○詩。周ー頌。維ー天ー之ー命　篇。於ハ歎スル辞。穆ハ深ー遠。顕〔ナラ〕（サラ）〔ム〕ヤト云〔ハ〕。猶ヲ豈　顕〔ナラ〕スヤト言カ（コト）シ。純〔ハ〕純ー一　雑（サル）ソ　此〔ヲ〕引〔テ〕以〔テ〕至ー誠　息〔コト〕無キ意〔ヲ〕明〔ス〕　程ー子カ曰。天ー道。已（ス）。文ー王　天ー道ニ純テ亦　已（ス）。純ナルトキハ二無ク。雑コト無シ　已（サル）トキハ間ー断。先ー後　無シ

第二十六章　第二十七章

右　第二十六章

天ー道ヲ言

大ー哉。聖ー人ノ道

下ノ文ノ両節ヲ包テ言〔フ〕

洋ー洋　乎テ万ー物ヲ発ー育ス。峻テ天ニ極

峻ハ高ー大。此レハ道ノ至ー大ヲ極テ外　無キコトヲ言〔フ〕

優ー優トシテ大ー哉。礼ー儀。三ー百。威ー儀。三ー千

優ー優ハ充ー足テ餘有ル意。礼ー儀ハ。経ー礼。威ー儀ハ。曲ー礼。此ハ道ノ至ー小ニ入テ間　無〔ヲ〕言フ

其ノ人ヲ待テ後ニ行ル

総テ上ノ両ー節ヲ結ス

故ニ曰。苟　。至ー徳ニアラサレハ。至ー道。疑ナラ（ス）

第二十七章

至ー徳トハ其ノ人ヲ謂。至ー道ハ上ノ両節ヲ指シテ言。疑ハ聚ー也。成ー也

故ニ君ー子ハ徳ー性ヲ尊ムテ問ー学ニ道。広ー大ヲ致シテ精ー微ヲ尽ス。高ー明ヲ極テ中ー庸ニ道。故ヲ温テ新ヲ知ル　敦ー厚テ以〔テ〕礼ヲ崇

尊ハ。恭ー敬。奉ー持ノ意。徳ー性トハ。吾カ天ニ受タル所ノ正ー理ナリ。道ハ由。温ハ猶ヲ燖ー温ノ〔コト〕〔シ〕。故。学ヒタルヲ。復。時ニ習ヲ謂。敦ハ厚ヲ加フルソ。徳ー性ヲ尊〔フ〕トハ。心ヲ存シテ而テ道ー体ノ大ヲ極〔ムル〕所|以ナリ　問ー学ニ道トハ。知ヲ致シ道ー体ノ細ヲ尽〔ス〕所|以ナリ。二ノ者ノハ徳ヲ脩道ヲ凝ス大ー端ナリ。一ー毫ノ私ー意ヲ以テ自〔ラ〕蔽（ス）。一ー毫ノ私ー欲ヲ以テ自〔ラ〕累〔サ〕（ス）。其ノ已ニ知〔ル〕所〔ヲ〕涵ー泳テ已ニ能所ヲ敦ー篤ニス。此。皆。心ニ存スル属。理ヲ析。毫ー釐ノ差有〔ラ〕使〔メ〕（ス）。事ヲ処スルトキハ。過ー不ー及ノ謬有〔ラ〕使メ（ス）。理ー義ヲハ則日ニ其ノ未タ知ラ（サル）所ヲ知リ。節ー文ヲハ則日ニ其ノ未タ謹（サ）ル所ヲ謹シム。此。皆。知ヲ致スノ属。蓋シ。心ニ存スルニ非レ〔ハ〕以テ知ヲ致〔ス〕コト無〔シ〕。心ニ存スル者ノ。又。以テ知ヲ致サ（ス）ハアル（ヘカラ）（ス）。故ニ此ノ五ー句。大ー小。相|資。首ー尾。相ー応ス。聖ー賢ノ徳ニ入ル方ヲ示ス所。此ヨリ詳ナルハ莫シ学ー者。宜ク心ヲ尽ス（ヘ）シ

是|故ニ上ニ居〔リ〕テ驕ラ（ス）。下ト為テ倍（ス）。国道有〔ル〕トキハ。其|言以テ興スニ足レリ　国道無〔キ〕トキハ。其レ黙以テ容ニ足レリ。詩ニ曰。既ニ明|ニシテ且哲ナリ。以テ身ヲ保。其此ヲ謂カ

倍ハ背（ト）同。與ハ平ー声。興ハ興ー起シテ位ニ在ルヲ謂。詩。大ー雅。烝ー民ノ篇ナリ

右　第二十七ノ章

人道ヲ言

子曰。愚ニシテ好テ自〔ラ〕。用井。賤シテ好テ自〔ラ〕。専モハラニシ 今ノ世ニ生テ古ノ道ニ反カヘル 此ノ如〔キ〕者。哉ワヒ。其ノ身ニ及〔フ〕者ナリ

好ハ去ー声。哉サイハ古ノ災ノ字 ○以ー上。孔ー子ノ言ヲ。子ー思 引テ反ー覆ス

天ー子ニ非アラサレハ 礼ヲ議ハカラ（ス）。度ヲ制セ（ス）。文ヲ考カムカヘ（ス）

此ヨリ以下ハ子ー思カ言ナリ。礼ハ親ー疏。貴ー賤。相接マシハル体。度ハ品ー制。文ハ書ノ名

今。天ー下。車クルマ3アト軌ヲ同〔フ〕シ。書。文ヲ同〔フ〕シ。行倫ヲ同〔フ〕ス

行 去声 ○今トハ子ー思。自〔ラ〕。當時ヲ謂。軌クヰハ轍ー迹ノ度。倫ハ次ー序ノ体。三ノ者ノ皆。同シ。言イフココロハ天ー下 一ー統ナリ

其ノ位クラヰ 有〔リ〕ト雖ヘ〔トモ〕。苟マコトニ其ノ徳 無〔キ〕トキハ。敢テ礼ー楽ヲ作ツクラ（ス）。其〔ノ〕徳 有〔リ〕ト雖〔モ〕。苟マニ其ノ位クラヰ 無〔キ〕トキハ。亦 敢テ礼ー楽ヲ作〔ラ〕（ス）

鄭ー氏カ曰。言ハ礼ー楽ヲ作ル者。必 聖ー人ニシテ天ー子ノ位ニ在テナリ

子曰 吾レ。夏ノ礼ヲ説トカムトスレトモ。杞。徴〔ナス〕4ニ足〔ラ〕（ス）。吾レ殷ノ礼ヲ挙マナヒタレトモ。宋ノミ存スルコト有〔リ〕。吾レ周ノ礼ヲ学マナム テ今 用ル。吾ハ周ニ従フ5

此。又。孔ー子ノ言ヲ引〔ク〕。杞〔ハ〕夏ノ後ナリ。徴ハ證。宋ハ殷ノ後ナリ 三ー代ノ礼。孔ー子。皆 嘗カツテ之ヲ学〔フ〕而シテ能〔ク〕。其ノ意ヲ言〔フ〕。但。夏ノ礼ハ既ニ考ー證ス可〔ラ〕（ス）。殷ノ礼ハ存〔ス〕ト雖〔モ〕。又 當ー世ノ法ニ非〔ス〕。惟タ。周ノ礼ハ乃。時ノ王ノ制ナリ。今ー日用ル所 孔ー子。既ニ位ヲ得（サ）レハ周ニ従フ而ノミ已

右 第二十八ノ章

第二十七章 第二十八章

第二十八章　第二十九章

上ノ章ノ倍（ス）ト云〔二〕承テ而テ言フ。亦人ー道ナリ

天ー下ニ王タルニ三ー重　有〔リ〕。其〔レ〕過チ寡キ乎

王ハ去声　○呂ー氏カ曰　三ー重ハ。礼ヲ議シ度ヲ制シ。文ヲ考フルヲ謂フ。惟。天ー子。以テ之ヲ行〔フ〕コトヲ得トキハ。国　政ヲ異ニセ（ス）。家俗ヲ殊ニセ（ス）シテ人。過寡コトヲ得上者ノ。善ト雖ヘ〔トモ〕。徵無シ　徵無〔キ〕トキハ。信ゼラレ（ス）。信セラレ（サル）トキハ。民従（ス）。下者ノ善ト雖ヘトモ尊カラ（ス）。尊カラ（サル）トキハ。信セラレ（ス）。信セ〔ラレ〕（サル）〔トキ〕ハ民　従（ス）

上トハ。時ノ王ヨリ。以前。夏商ノ礼ノ如キ善ト雖ヘトモ。皆。考〔ス〕可〔ラ〕（サル）〔ヲ〕謂フ。下トハ。聖ー人ノ下ニ在〔リ〕。孔ー子ノ如ク礼ニ善ト雖ト〔モ〕。尊ー位ニ在〔ラ〕（サル）ヲ謂故ニ君ー子ノ道ハ。身ニ本。庶ー民ニ徵。三ー王ニ考テ繆ス。天ー地ニ建テ悖（ス）。鬼ー神ニ質テ疑コト無シ。百ー世ニシテ以テ聖ー人ヲ俟テ惑（ス）

此ノ君ー子トハ天ー下ニ王タル者ノヲ指シテ言フ。其ノ道トハ。即。礼ヲ議シ。度〔ヲ〕制ス　文ヲ考ル事ナリ。身ニ本〔ツク〕トハ其ノ徳　有ルソ。庶ー民〔ニ〕徵〔ス〕トハ。其ノ信テ従〔フ〕所ニ験。建ハ立。此ニ立テ彼ニ参ス。天ー地ハ。道。鬼ー神ハ造ー化ノ迹ナリ。百ー世ニシ〔テ〕以テ聖ー人ヲ俟〔テ〕惑〔ハ〕（サル）トハ。所謂。聖ー人。復。起。吾カ言ヲ易シト云者ノナリ

鬼ー神〔二〕質テ疑コト無〔キ〕トキハ。天ヲ知ル。百ー世ニシテ以テ聖ー人ヲ俟惑（サル）トキハ人ヲ知ル

天ヲ知〔リ〕。人ヲ知〔ル〕ト云〔ハ〕。其ノ理ヲ知

〔ル〕

是ノ故ニ君ー子　動トキハ世ヨ。天ー下ノ道ト為ス。行ヲコナフトキハヨ、世。天ー下ノ法ハウト為ス。言イフトキハヨ、世。天ー下ノ則ノリト為ス遠サクルトキハ望コト有〔リ〕。近ツクルトキハ厭イトハ（ス）

動トハ言ー行ヲ兼テ言フ。道ハ法ー則ヲ兼カネテ言フ。

法ハ法ットー度ト。則ハ準シュム則

詩ニ曰。彼カシコニ在テモ。悪ニクマル、コト無ク。此コニ在テモ射イトハル、コト無シ。夙ー夜〔ニ〕庶幾コヒネカテ以テ永ク誉ホマレヲ終フト云ヘリ。君ー子　未タ有ラシ。此ノ如ナラ（ス）シテ蚤ハヤク。天ー下ニ誉ホマレ有ル者モノハ

悪ハ去ー声　射ノ音ハ妬ト。詩ニハ斁ニ作〔ル〕○

詩。周ー頌。振ー鷺ノ篇。射ハ厭。所ー謂。此ハ。

身ニ本〔ツクト〕云。以ー下ノ六ツノ事ヲ指サシテ言〔フ〕

右　第二十九ノ章

上ノ章　上ニ居〔リ〕テ驕〔ラ〕（ス）ト云〔ニ〕

承テ言フハ亦。人ー道ナリ

第二十九章　第三十章

仲ー尼　堯舜ヲ祖ー述シテ文武ヲ憲ー章ス。上カミ。天ノ時ヲ律ノヘ。下シモ　水ー土ニ襲ヨル

祖ー述トハ。遠ク。其ノ道ヲ宗トス。憲ー章トハ。

近ク其ノ法ヲ守ル。天ノ時ヲ律ノフトハ。其ノ自ー然ノ運ニ法ノトル水ー土ニ襲ヨルトハ。一ー定ノ理ニ因ヨルソ。皆　内ー外ヲ兼。本ー末ヲ該カネテ言〔フ〕

辟タトヘハ天ー地ノ持ー載セ（サル）無ク。覆ー幬タウセ（ス）ト云コト無ナキカ如シ。辟タトヘハ四ー時ノ錯タカヒ行ユクカ如シ。日ー月ノ代カハル〜アキラカナル明カ如シ

辟　音ハ譬。幬ハ徒トー報ホウノ反　○錯ハ猶ヲ迭テッノ（コト）シ。此ハ聖ー人ノ徳ヲ言

万ー物。並ナラヒニ育イクセラレテ相ー害セ（ス）。道　並ニ行ヲコナハレテ相ー悖ミタレ（ス）。小ー徳ハ川ー流シ大ー徳ハ敦トムー化ス　此レ天ー地ノ大ー為所タルー以ナリ

悖バイハ猶ヲ背ノ（コト）シ。天　覆オホヒ。地載ノセ　万ー物並ニ其ノ間ニ育セラル　而テ相ー害セ（ス）。四ー

第三十章　第三十一章

時。日ー月。錯（タカヒ）ー行（ユイ）テ代（カハルヽ）　明ニシテ相ー悖（ミタレ）ス。害セ（ス）悖レサル所ー以ハ小ー徳ノ川ー流ナリ。並ニ育セラレ。並ニ行（ヲコナハル、）所ー以ハ大ー徳ノ敦ー化ナリ。小ー徳ハ。全ー体ノ分。大ー徳ハ。万ー殊ノ本（モト）。川ー流ハ川ノ流（ル、）カ如〔シ〕。脉（ハク）ー絡（ラク）　分ー明ニシ（テ）往（ユイ）〔テ〕息（ヤマ）（ス）。敦（トム）ー化ハ。其ノ化ヲ敦ー厚ニシテ根ー本。盛ー大ニシテ出（イタス）コト窮マリ無シ。

此ハ天ー地ノ道ヲ言テ以テ上ノ文ニ辟（タトヘ）ヲ取ル意ヲ見（アラハ）ス

右　第三十ノ章

天道ヲ言

唯（タ、）天ー下ノ至ー聖ノミ。能〔ク〕。聰ー明。睿ー知ニシテ以テ臨（ノソム）コト有〔ル〕ニ足（タリ）。寛（クワム）ー裕（ユウ）。温（ヲン）ー柔（ジウ）ニシテ。以テ容（イル、）コト有〔ル〕ニ足（タリ）。発（ハツ）ー強。剛ー毅。以テ執（トル）コト有〔ル〕ニ足（タリ）。斉（サイ）ー荘（セイ）。中ー正ニシテ以テ敬スルコト有〔ル〕ニ足（タリ）。文ー理。密ー察（サツ）ニシテ以テ別（ワク）コト有〔ル〕ニ足（タルコト）ヲ為ス

知ハ去ー声。斉ハ側皆ノ反。別ハ彼ー列ノ反　。聰ー明。睿ー知ハ生ー知ノ質ナリ。臨トハ上ニ居〔リ〕テ下ニ臨〔ム〕ヲ謂。其ノ下ノ四ツノ者ノハ乃。仁。義。礼。知ノ徳ナリ。文〔トハ〕文ー章。理トハ条ー理。密トハ詳ー細ニスルソ。察トハ明ー辨ニスルコト

溥（フ）ー博（ハク）。淵ー泉ニシテ時ニ出（イタ）ス

溥ー博ハ。周（アマネク）ー徧（アマネ）〔ク〕シテ広（ク）ー闊（ヒロシ）。淵ー泉ハ。静ー深ニシテ本有〔リ〕。出スコト発（アラハレ）ー見（ミユルソ）　言ハ五ノ者ノ徳。中ニ充（ミチ）ー積（ツム）テ時ヲ以テ外ニ発（アラハレ）ー見（ハル）

溥ー博ハ天ノ如シ。淵ー泉ハ淵ノ如シ。見（アラハレ）テ民　敬セ（ス）ト云コト莫シ。言（イ）テ民　信セ（ス）ト云莫シ。行テ民。説（ヨロコハ）（サル）コト莫シ

見カ音ハ現（ケム）。説（エツ）　音ハ悦　○言ハ其ノ充（ミチ）ー積（ツム）テ其ノ盛ヲ極（キハメ）テ発（アラハレ）ー見ヘテ其ノ可ニ當〔ル〕

是（コヽヲ）ー以テ声ー名。中ー国ニ洋（ヤウ）ー溢〔シ〕テ蠻貊ニ施（ヒキ）ー及

〔ホ〕ス。舟車　至ル所。人ー力ノ通スル所。天ノ覆フ所。地ノ載所。日ー月ノ照ス所。霜ー露ノ隊所。凡ソ血ー気　有ル者ノ尊ー親セ（ス）ト云コト莫シ。故ニ天ニ配スト曰フ

施ハ去ー声。隊　音ハ墜　○舟ー車ノ至〔ル〕所ト云ヨリ以ー下。蓋〔シ〕之ヲ極言〔フ〕。天ニ配ストハ言〔ハ〕其ノ徳ノ及ホス所。広ー大ナルコト天ノ如シ

右　第三十一ノ章

上ノ章ヲ承ケテ小ー徳ノ川ー流スト云ヲ言フ　亦天ー道ナリ

唯　天ー下ノ至ー誠ノミ。能ク天ー下ノ大ー経ヲ経ー綸シ。天ー下ノ大ー本ヲ立。天ー地ノ化ー育ヲ知ヲ為。夫焉ソ倚所有ラム

夫カ音ハ扶。焉ハ於虔〔ノ〕反　○経ー綸ハ。皆絲ヲ治ル事ナリ。経ハ。其ノ緒ヲ理シテ之ヲ分ツソ。

第三十一章　第三十二章

綸ハ。其〔ノ〕類ヲ比シテ之ヲ合スルソ。経ハ常。大ー経ハ。五ー品ノ人ー倫。大ー本ハ性トスル所〔ノ〕全ー体ナリ。惟。聖ー人ノ徳。誠ヲ極〔メ〕テ無ー妄。故ニ人ー倫ニ於テ各。其ノ當ー然ノ実ヲ尽シテ皆。以テ天ー下　後ー世ノ法　為〔ル〕可〔シ〕。所謂。之ヲ経ー綸スルナリ。其ノ性〔ト〕スル所ノ全ー体ニ於テ一ー毫。人ー欲ノ偽　以テ之ニ雑無シ　而テ天ー下ノ道。千ー変。万ー化。皆此ニ由テ出ツ。所謂　之ヲ立ルナリ。天ー地ノ化ー育ニ於テハ。則。亦。極ー誠　無ー妄ノ者　黙テ契コト有〔リ〕。但。聞見テ知ル而ー已ニ非〔ス〕。此。皆。至ー誠。無ー妄。自ー然ノ功ー用。夫。豈。物ニ倚著所　有テ而シテ後ニ能哉

肫ー肫トシテ仁アリ。淵ー淵トシテ淵ナリ。浩ー浩トシテ其レ天

肫ハ之純ノ反　○肫ー肫ハ懇ー至ノ貌。経ー綸ヲ以テ言。淵ー淵ハ静ー深ノ貌。本ヲ立ルヲ以テ言フ。

第三十二章　第三十三章

浩ー浩ハ広ー大ノ貌。化ヲ知〔ル〕ヲ以テ言フ。其ノ淵。其ノ天ハ特之ノ如クナル而已　非〔ス〕苟　固ニ聰ー明。聖ー知ニシテ天ノ徳ニ達スル者ニアラ（ス）ンハ其レ執カ能〔ク〕知ラム

聖ー知ノ知ハ去声　○固ハ猶ヲ実ノ（コト）シ　鄭ー氏カ曰。惟。聖ー人。能〔ク〕聖ー人ヲ知ル

右　第三十二ノ章

上ノ章ニ承〔ケ〕テ大ー徳ノ敦ー化ヲ言フ。亦。天ー道ナリ。前ヘノ章ニハ至ー聖ノ徳ヲ言フ。此ノ章ハ至ー誠ノ道ヲ言〔フ〕。然モ至ー誠ノ道。至ー聖ニ非〔スム〕ハ知〔ル〕コト能〔ハ〕（ス）。至ー聖ノ徳。至ー誠ニ非〔スム〕ハ。為能〔ハ〕（ス）　亦二ー物ニ非〔ス〕。此ノ篇　聖人。天ー道ノ極ー致ヲ言テ。此ニ至テ加フルコト無〔シ〕

詩ニ曰。錦ヲ衣テ絅ヲ尚。其ノ文ノ著コトヲ悪ナリ。故ニ君ー子ノ道ハ闇ー然トシテ日ニ章ナリ。小ー人ノ道ハ的ー然トシテ日ニ亡。君ー子ノ道ハ淡テ厭（ス）。簡ニシテ文ナリ。温テ理ナリ。遠キカ近キコトヲ知リ。風ノ自コトヲ知リ。微ノ顕コトヲ知テ與ニ徳ニ入ル可シ

衣ハ去ー声。絅ハ口ー迥ノ反。悪ハ去ー声。闇ハ於ー感ノ反　○前ノ章ニハ聖ー人ノ徳ヲ言テ其ノ盛ナルコトヲ極。此レハ復。下ー学シテ心ヲ立ル始ニ自〔リ〕テ之ヲ言フ。而テ下ノ文。又　之ヲ推テ以テ其〔ノ〕極ニ至ル。詩。国ー風。衛ノ碩ー人。鄭（ノ）丰。皆　錦ヲ衣テ裳ー衣スト云ニ作。裳　絅同ク禅ー衣ナリ　尚〔ハ〕加　古ヘノ学ー者　己レ〔ノ〕為〔ニ〕ス　故〔ニ〕心ヲ立〔ツル〕コト此ノ如シ。絅ヲ尚ニス。故ニ闇ー然タリ。錦ヲ衣ル。故ニ日ニ章　実　有リ。淡。簡。温。絅ハ外ニ襲。厭〔ハ〕（ス）シテ文ニシテ且　理アリ。錦ノ美中ニ在〔リ〕。小ー人。是レニ反スルハ。外ニ暴実ノ以テ之ニ継　無シ。是ー以テ的ー然トシテ

日ニ亡フ。遠キ〔カ〕近シト云ハ彼ニ見ル者ハ此ニ由。風ノ自ハ。外ニ著者ノ内ニ本ツク。微ノ顕〔ナル〕トハ。内ニ有〔ル〕者ノ外ニ形。己カ為ニスル心有〔リ〕テ又此ノ三ツ〔ノ〕者ヲ知ルトキハ。謹所ヲ知〔リ〕テ徳ニ入〔ル〕可シ。故ニ下モノ文ニ詩ヲ引テ謹ー独ノ事ヲ言〔フ〕

詩ニ云　潜テ伏ト雖ヘトモ。亦。孔昭。故ニ君ー子ハ内ニ省ニ。疚（サル）トキハ。志ニ悪コト無シ。君ー子ノ及フ可〔ラ〕（サル）所ハ。其レ唯人ノ見（サ）ル所カ

悪ハ去ー声　○詩。小ー雅。正ー月ノ篇。上ノ文ニ承テ隠見ハ莫シ。徴ヨリ顕ハ莫〔キヲ〕言フ。疚ハ病。志ニ悪〔キ〕コト無〔シ〕トハ。猶ヲ心ニ愧コト無〔キ〕コト〔ヲ〕言ハンカ（コト）シ　此　君ー子ノ謹ー独ノ事ナリ

詩ニ云。爾ノ室ニ在〔ル〕ヲ相ニ。尚。屋ー漏ニ愧（ス）故ニ君ー子ハ。動（ス）〔シ〕テ敬ス。言（ス）シテ信ス

相ハ去ー声　○詩。大ー雅。抑ノ篇。相ハ視。屋ー漏ハ室ノ西ー北ノ隅。上ノ文〔ニ〕承テ又。君ー子ノ戒謹シムテ恐懼テ時トシテ然〔ラ〕（ス）ト云コト無〔キ〕コトヲ言〔フ〕。言ー動ヲ待〔タ〕（ス）シテ而後ニ敬ー信アルトキハ其ノ己カ為〔ニ〕スルノ功。益〻。加密ナリ。故ニ下ノ文ニ詩ヲ引テ并テ其ノ効ヲ言フ

詩ニ曰。仮コトヲ奏テ言コト無シ。時ニ争ソフコト有ルコト靡。是ノ故ニ君ー子ハ賞セスシテ民　勧ム。怒（ス）シテ民。鈇ー鉞ヲ威

仮ハ格ト同。鈇カ音ハ夫　○詩。商ー頌。烈ー祖ノ篇。奏ハ進。上ノ文ニ承〔テ〕遂ニ其ノ効ニ及フ。言ハ進テ感セシムルコト神ー明ノ際タニ格。其ノ誠ー敬ヲ極メテ言ー説　有〔ル〕コト無〔シ〕。而テ人　自〔ラ〕之ニ化ス。威ハ畏。鈇ハ莝ー斫ノ刀。鉞ハ斧

第三十三章

詩ニ曰。顯ナラ（サラ）ンヤ。惟徳。百ー辟。其レ刑ト
ス是ノ故ニ君ー子ハ恭ニ篤アツウシテ天ー下　平タヒラカナリ

詩。周頌　烈ー文ノ篇。顯〔ナラ〕（ス）ト云〔ハ〕
。説ハ。二ー十ー六ノ章ニ見タリ。此ハ借カリテ引テ以
テ幽ー深。玄ー遠ノ意ト為ス。上ノ文ニ承テハ言ハ
天ー子不ー顯ノ徳　有〔リ〕テ諸ー侯　之ニ法ノトルトキハ
其ノ徳。愈マス〳〵深シテ効シルシマス〳〵。遠シ。篤ハ厚コウ。恭ニ
篤トハ。言ハ顯アラハレ（ス）シ〔テ〕其レ敬アリ。恭ニ
篤シテ天ー下　平ナルハ乃　聖ー人ノ至ー徳。淵ー
微。自ー然ノ応。中ー庸ノ極ー功ナリ

詩ニ曰。予ワレ。明ー徳ニ懐ヨル。声ヲ大オホキニシ。色ヲ以〔テ〕セ
ス。子ノ曰　声ー色ノ以テ民ヲ化スルニ於ヲケルコトハ。末スエナリ。

詩ニ曰。徳ノ輶カロイコト毛ケノ如シ。毛ハ猶〔ヲ〕。倫　有
〔リ〕。上ー天ノ載コト。声ヲトモ無ク　臭カモ　無シ。至レルカナ

輶ハ由　酉　二ノ音　○詩。大ー雅。皇ー矣イノ篇。
之ヲ引テ上ノ文ノ所ー謂。不ー顯ノ徳ト云ハ。正マサニ
以テ声〔ト〕色ト大ニ〔スルニ〕（アラ）サルコト
ヲ明ス。又。孔ー子ノ言ヲ引テ以テ声ー色〔ハ〕乃
。民ヲ化スル末ノ務ツトメナリト為ス。今。但。之ヲ大ニス
ル而ー已ニ（アラス）ト言ハ猶。声ー色ナル者ノ有
〔リ〕テ存ス。是。未タ以テ不ー顯ノ妙ヲ形ー容ス
ルニ足〔ラ〕ス。烝ー民ノ詩ニ言〔フ〕所ノ。徳ノ
軽カロイコト毛ノ如ト云ニ若シカス。庶幾チカウシテ以テ形ー容ス可
〔シ〕。而モ又。自〔ラ〕以オモヘラク為ー。之ヲ毛ト謂〔ハ〕
猶。比ス可〔キ〕者　有リ。是。亦。未タ其ノ妙ヲ
尽〔サ〕ス。文ー王ノ詩ニ言〔フ〕所ノ上ー天ノ事
。声ヲトモ無ク。臭カモ　無〔ク〕シテ然テ後ニ乃。不ー顯
ノ至ト為スニ若シカ（サ）ル耳ノミ。蓋〔シ〕声ト臭シウト〔ハ〕
気　有〔リ〕テ形　無シ。物ニ在テ最モ。微ー妙ナ
リト為ス　而シテ猶。無シト曰フ。故ニ唯タタ。此。以
テ不ー顯。篤ー恭ノ妙ヲ形ー容ス可〔シ〕。此ノ徳
ノ外。又。別ニ是〔ノ〕三ー等　有〔リ〕テ然テ後
ニ至ト為スニ非〔ス〕

右　第三十三ノ章。子ー思。前マエノ章ノ極ー致ノ言コトニ因

テ反テ其ノ本ヲ求メテ復。下ー学シテ己カ為。独アル〔ヲ〕謹事ニ自テ推テ之ヲ言テ以〔テ〕恭ニ篤天ー下平盛ナルコトヲ馴ー致ス又其ノ妙ヲ賛スルコト声無ク臭無キニ至テ後ニ已。蓋。一篇ノ要ヲ挙テ約之ヲ言フ。其ノ反ー復。丁ー寧ニシテ人ニ示〔ス〕意。至テ深ー切ナリ。学ー者。其レ心ヲ尽サ（サ）ル（ヘ）ケムヤ

中庸章句畢

校異

大学章句

序

1国会本谷村本「人ニ教ヘタル」　2国会本谷村本「所ー有ヲ」　3宣賢本神宮本内閣本「之ヲ全スルコト」　4神宮本「為シテ」　宣賢本内閣本「為」　為には「ナス」「ス」の両読があるように思われる。　5宣賢本神宮本内閣本「立」国会本「極ヲ立テタル」　6国会本谷村本「サカンナツシトキ」　7谷村本「ヨフヤク」　8国会本「八歳ナルト、ハ則」　9谷村本「衆子ト」　10宣賢本内閣本「心ヲタ、シウシ」　11国会本「以テ分レタル所ナリ」　12宣賢本内閣本「ツマヒラカナル」　13内閣本「当ー世ノ人。其ノ学ヲ学ヒスト云者無シ」　国会本「其ノ焉ヲ学フヲ」　14谷村本「固ー有スル」　15宣賢本内閣本「サカンニ」　16国会本「ウルハシウシテ」　17国会本「是ニ於テ」以下皆同　清家点は「於是」で「ココニ」と読む　18宣賢本内閣本国会本「ツク」　19谷村本「此ノ篇ト云ハ」　20谷村本「存スト雖ヘトモ」　21国会本「コノカタ」「ヲチツカタ」両読。　22神宮本「ハイスレトモ」　23宣賢本神宮本内閣本「セツ」　24国会本「功ー名ヲ就スノ説ト夫百ー家衆ー技ノ流　世ヲ或ハシ民ヲ誣テ仁ー義ヲ充ー塞スル所以ノ者ノ與……」　25神宮本「往トシテ」　26宣賢本神宮本内閣本「サカリサカンニシテ」　27神宮本内閣本「イニシヘノ」　28谷村本国会本「アツカツテ聞ク（ン）コト有リ」　29宣賢本内閣本神宮本「ツケ」　30国会本「ミチ」　31内閣本「小ー補」で「シルシ」とも訓む

経一章

1神宮本「モト」　2宣賢本神宮本内閣本「ノ」　3国会本「其ノ差ハ（サラ）ンニ庶（チカカラン）」神宮本も後筆でこの様に訂す。　4内閣本「シンスル」　5宣賢本神宮本内閣本「トハ」　6神宮本「不昧ニシテ」　7神宮本内閣本「気―稟ノ為ニ拘（カヽフル）所　人―欲ノ蔽（カクス）所（ノ）時トシテ昏（クラキ）コト有リ」（　）は神宮本無し。国会本「気―稟ノ為ニ拘（カヽハラレ）所……」　8谷村本「未ダ嘗（テ）―息（マサル）者ノ有〔リ〕」　9神宮本「民ヲ新ニスルコト」　10谷村本「必ス其レ」また「其（カノ）」との後筆もあり。　11谷村本「得タリ」　12谷村本「処（フク）所ニシテ」　13宣賢本神宮本内閣本「シンヌル」　14宣賢本神宮本内閣本「上文ノ」　15宣賢本神宮本内閣本「コトヲイタス」　16内閣本「実ナリ」　17神宮本「正シクシテ」内閣本「正シウシテ」　18宣賢本神宮本内閣本「尽サスト云コト無ソ」　19谷村本「実ナル」「正シカル」　20神宮本「至ルトキハ」　21谷村本「ツイテナリ」　22宣賢本神宮本内閣本「ヒトツ」谷村本「壱―是（シ）」　23神宮本「壱―是ハ」　24谷村本「一―切ナリ」　25谷村本「錯ク」　26宣賢本神宮本内閣本「ノミ」　27宣賢本内閣本「ト云ハ」　28神宮本内閣本「コトハ」　30神宮本「タカヒニ」谷村本「タカヒニ」後筆で「サラニ」　31宣賢本内閣本「コトニ」神宮本「ワカテ」　32神宮本内閣本「経―伝ヲ雑（マシヘテ）―引コト」　33宣賢本神宮本内閣本「ヨミ」

伝首章

1内閣本「カヘリミテ」「カヘリミレハ」両訓。谷村本「諟ノ天ノ明―命ヲ顧ルト云ヘリ」　2内閣本「而シテ」　3宣賢本神宮本内閣本「云コト無シ」　4宣賢本神宮本内閣本「明（アキラカ）ニス」ハという訓なし。　5谷村本「明カナリ」　6谷村本「引ク所ノ書ヲ結ス　皆自（ミ）ラ己カ徳ヲ明ニスルノ意ヲ言フ」

伝二章

1宣賢本内閣本「コトバ」　2谷村本「スツルコト」　3谷村本「銘シ玉フ」　4宣賢本神宮本「ホボ」　5神宮本「舞スルヲ」　6宣賢本神宮本内閣本「惟（コレ）」　7内閣本「セキ」

伝三章

1宣賢本神宮本内閣本「メンハン」　2谷村本「止マルト云リ」　3宣賢本神宮本内閣本「緝熙（シウキ）シテ」谷村本「熙（テレコトヲツイテ）緝止マルコトヲ敬シムト云ヘリ」　4宣賢本神宮本内閣本「タミ」　5宣賢本内閣本「辞ナリ」　6神宮本内閣本「ツキツク」　7宣賢本内閣本「光―明ナリ」　8神宮本「安スルソ」　9宣賢本「止〔マル〕コト」神宮本「止テ」　10神宮本「以テ其ノ止〔ル〕所ヲ知〔ル〕コト有テ疑フコト無シ」　11宣賢本神宮本内閣本

「イク」　12宣賢本神宮本内閣本「クエン」　13神宮本内閣本「之ヲ磋ス」　14神宮本内閣本「之ヲ磨ス」　15神宮本「其ノ治ルコトノ緒有テ」　16神宮本「マス〳〵」　17神宮本「討ー論ノ」　18宣賢本神宮本内閣本「セイ」　19神宮本内閣本「ヲハリハ」　20神宮本内閣本「之ヲ歎ー美ス」　21谷村本「其ノ楽ヲ楽ンテ」谷村整版「楽（ガクヲ）」と訓じ朱筆にて「ラクヲ」と訂す。この谷村本整版の墨訓は、やや清家点に異なる所があり、朱筆の訂は清家点である。　22神宮本内閣本「之ヲ玩（モテアソフ）」谷村本「當ニ之ヲ熟玩スベシ」

伝四章

1宣賢本神宮本内閣本「ウタヘ」　2宣賢本神宮本内閣本「コトハ」

伝五章

1谷村本「コトニ」「タ、ニ」両訓　2神宮本「ナラクノミ」内閣本「耳（ノミナリ）」　3谷村本「チカコロカツテ」とも訓ず。　4宣賢本内閣本「在ルコトハ」神宮本「在リトハ」

伝六章

1神宮本「毋レトソ」内閣本「ナカレ」「ナシ」両読。　2神宮本「ケウ」「ケン」両読。　3神宮本「スツル」　4神宮本「知リテ」内閣本「知レリ」「知ラハ」両訓。　5内閣本「シャショ」と訓　6宣賢本神宮本内閣本「知ルニ」　7神宮本「スル」　8神宮本内閣本「見テ」　9宣賢本「間ノ」　10宣賢本神宮本内閣本「能ハスシテ」　11宣賢本神宮本「欲スレトモ」内閣本「欲〔スル〕ハ」　12谷村本「畏ルベキノ甚シキナリ」　13谷村本「ユルヤカナリ」と細字にて訓じ他の墨訓とは別筆である。　14神宮本内閣本「之ヲ結ス」　15神宮本「イヤシクモ」内閣本「シヤエントシテ」「イヤシクモ」両訓。　16宣賢本神宮本内閣本「力ヲ用〔イル〕始終ヲ」　17宣賢本神宮本内閣本「可ラスシテ」

伝七章

1谷村本「一ヘニ」　2谷村本「聞カス」　3宣賢本神宮本内閣本国会本「アチハイヲ」　4宣賢本内閣本「正シウスルニ」

伝八章

1宣賢本神宮本「斉フルコトハ」内閣本「トトノフルト云コトハ」　2内閣本「則（ノリ）」谷村本「本ト當ー然ノ則（ノリ）有リ」

伝九章

1谷村本「未タ……者有ラシ」　2神宮本内閣本「而＿后ニ」　3神宮本「ツトメテ」　4宣賢本神宮本内閣本「シルシ」　5内

閣本「人ニ求ム」　6内閣本「在リト云」　7宣賢本神宮本内閣本「タミ」　8神宮本内閣本「好」　9宣賢本神宮本内閣本「コノカミ」　10国会本「ウタカハ」　11宣賢本神宮本内閣本「ノトル」

伝十章

1内閣本「幼ニシテ」　2神宮本谷村本「毋レ」内閣本「毋レ」「毋シ」両訓、以下倣之。　3谷村本「無―礼ナルコトヲ」　4神宮本谷村本「不忠ナルコトヲ」内閣本「不忠アルコトヲ」「忠ナラサルコトヲ」両読　5神宮本「無シ」　6宣賢本神宮本内閣本「コノ」谷村整版「只ノ君―子ヲ楽テ」　7内閣本「之ヲ好シ」「之ヲ悪ス」　8谷村本「能ク絜―矩シテ」　9神宮本「コ」　10神宮本内閣本「シタカフ」　11神宮本内閣本「此レ」以下同　12内閣本「外」　13神宮本内閣本「タカラ」　14神宮本「之ヲ得」「之ヲ失フ」　15内閣本「文公カ」「文公ノ」　16国会本「―有ルカ若キ」　17宣賢本神宮本内閣本「其レ」　18谷村本国会本「―有ルカ如シ」　19谷村本国会本「若クナルノミ〈ナラス〉ニアラス」　20谷村本「寔―能」内閣本「コレ」「マコトニ」両読　21国会本「以」　22国会本「之ヲ違」　23国会本「ヲヒシリソケテ」　24内閣本「ニクミスト為スト」「ニクムコトヲ為スト」両訓。谷村本「ニクムコトヲ為スト」　25内閣本「ツヨク」「イタク」両訓　26内閣本「以テス」　27国会本「ヲコタレルナリ」　28谷村本「コノミ」以下同　29神宮本内閣本「是ヲ人ノ性ニ～逮フト謂フ」　30国会本「サカル」　31谷村本「加―切ナリ」　32谷村本国会本「スミヤカニ」以下同　33谷村本国会本「ノブルトキハ」以下同　34谷村本国会本「生スル者ノ」　35谷村本「愚按スルニ此レハ」　36谷村本「ヲコシ」　37谷村本「未レ有ニ――者也」以下同　38神宮本「カフモノハ」内閣本「ヤシナフハ」「カフモノハ」両訓。国会本「カフニハ」　39国会本「イタマシムルニ」　40谷村本「寧―而不レ―」　41内閣本「自ラ小人ナリ」とも訓ず。　42神宮本内閣本「彼レ善ヲセントスレトモ」谷村本国会本「彼為ニ之ヲ善トス」　43谷村本「イカントモスルコトナカラン」　44神宮本内閣本「賢ヲ親シ利ヲ楽コト」谷村本「親―賢　楽―利」　45宣賢本作指、内閣本「指イ」と校す。　46宣賢本作功、神宮本内閣本「功イ」と校す。　47谷村本「當務ノ急ト為ス」

中庸章句

序

1弘和本「イカンシテカ」木村本後筆・国会本「何ノ為ニカ」

2弘和本「ウシナフテンコトヲ」とも　3宣賢本「見（ミエタル）ハ則（スナ）」以下宣賢本皆「則」をスナハチと訓む。弘和本「アラハレタリ」とも訓。　4国会本「カクル」以下同。　5宣賢本「トキンハ則（スナハチ）」宣光本「トキンハ」　6弘和本「少（シハラクモ）間ー断（タンスルコト）」　7木村本「ルトキハ」宣光本「レハ」「ルトキハ」両訓　8宣賢本「クハフル」弘和本「クハフル」「マサレル」両訓　9正治本「タリシ」とも　10弘和本「若キンハ」とも　11内閣本「ココヲ」　12宣賢本「テ、トシトニ」　13弘和本「サラニタカイニ」とも　14内閣本宣光本弘和本正治本「ノヘタツネ」とも訓す。　15弘和本「タシカナリ」　16木村本弘和本「未タ――者ハ有ラシ」　17宣光本「イトクチ」とも　18宣光本「アツメシルス」とも。正治本「輯」に「アツメ」　19正治本「説ニ」　20正治本内閣本木村本「キャウ」とも訓　21宣賢本「イツジノ」　22弘和本「カツ」とも　23宣光本「ハン」　24弘和本「ヘツニ」「フス」とも　25国会本「チカカラン」　26国会本「ノミ」

第一章

1国会本「偏カラス」「カタヨラス」　2国会本「伝授ノ心法ナリ」　3弘和本「ユルス」とも。国会本「ハナツトキハ」　4弘和本「フサカル」とも　5正治本宣賢本内閣本「天ノ命セルヲ性ト謂フ」清家点は皆このように読み「之」を訓まぬが弘和本「天ノ命セル之レヲ性ト謂フ」の如く訓じ、宣光本木村本また底本も別筆で「之（ヲ）」と送仮名を加えている。国会本「天ノ命ヲ性ト謂フ」　6正治本「ヒヒニモチ井ル」　7各本「モトツクルニ」宣光本「モトムルニ」　8各本「モタシ」在賢本も「モタシテ」　9各本「戒（イマシメツ、シミ）ー慎」　10弘和本内閣本木村本宣光本「ヲソル」とも　11弘和本「外物トナリ（タリ）」　12弘和本木村本「カクレタルヨリ」　13木村本「スコシキナルヨリ」　14弘和本内閣本木村本「ヤメ」とも　15宣光本「テイ」　16弘和本宣光本在賢本「達ー道ハ性ニ循フ　天ー下　古ー今ノ共ニ由ル所（ヲ）謂テ（謂ハ）」ただし弘和本は「循フ謂ナリ」という底本と同じ訓との両訓あり。　17木村本「ヤシナハル」宣光本「ソタツ」とも。弘和本「イクセラル」とも。　18弘和本「スイシテ」とも。　19内閣本宣光本木村本「安キソ」弘和本「ヤスクスルソ」　20正治本「自（ヨリ）」弘和本「自（ヨリシテ）レ戒（メ）ー慎（ル、ンテ）」　21正治本「位アリ」とも。弘和本「位イス」　22正治本弘和本「自（ヨリ）両訓。　23国会本「精（ク）クシテ」　24弘和本「順ナレハ」「順ナルトキニハ」両訓。　25弘和本「ブン」　26弘和本「外（ホカ）ヲ」　27弘和本「立ツテ」　28弘和本「有ルトキハ」とも。　29正治

本弘和本内閣本宣光本木村本「ハジメニハ」　30内閣本宣光本木村本「カハル」とも。弘和本「カハル」

第二章

1弘和本「偏ナラス」「倚ナラス」　2国会本「時トシテ中ヲス」　3弘和本更に別訓あり「其ノ君子ノ徳有リ而モ又能ク時ニ随テ以テ中ニ処ルヲ以テナリ」　4宣光本「中庸ヲ反スル」

第三章

1弘和本「スコセハ」　2宣光本弘和本「ヲコシ」

第四章

1正治本宣賢本「之」訓まず。以下同　2内閣本宣光本弘和本「常ニ」　3弘和本「ツイヘ」

第六章

1宣光本「人ヲ」　2正治本弘和本内閣本宣光本在賢本「ネカハ」木村本両訓。　3弘和本「非スンハ」

第七章

1弘和本「予(ワレ)ヲ知アリト曰フ」　2弘和本「ワサ」　3弘和本「以(コレ)テ」　4正治本弘和本「能ク――能ハサルニ況フ」　5内閣本木村本「知コトヲ」弘和本両訓。

第八章

1内閣本「知トキハ」宣光本弘和本「之ヲ知レリ」

第九章

1弘和本「仁―勇ノ事(ワサ)ヲ知ルナリ」　2正治本弘和本「能ク力(ツトメ)テ之ヲ為(スル)ヲ以テナリ」

第十章

1弘和本「之ニ居リ」下同　2国会本「塞ヲ変セス」

第十一章

1弘和本宣光本「ノフルコト有ヲハ」とも訓。　2弘和本「コワウス」とも　3弘和本「ユク」とも　4内閣本宣光本木村本正治本弘和本「而テ」　5弘和本「之ヲ能ス」

第十二章

1宣光本「知ル可ク」　2在賢本「孔子ノ礼ヲ問ヒ官ヲ問フ類ノ如キモ」下同　3弘和本「用ヲ非ナリトスルコト」　4弘和本「喫緊シテ」

第十三章

1内閣本宣光本木村本正治本「非シ」　2国会本「スカメニシテ」谷村整版「ナカシメニシテ」(朱筆)弘和本「邪(ヨ)ニ」　3弘和本宣光本在賢本「耳(ノミ)」　4国会本宣光本在賢本「セムル」以下同　5国会本「ナラザラム」弘和本「タラサラム」下同　6

宣光本「モトムル」　7弘和本「矣」（ノミ）　8弘和本「モ」内閣本木村本「モ」とも　9各本「モ」　10弘和本「能ハサル」

第十四章

1谷村整版朱筆「サカシキヲ行テ以テ幸ヲモトム」

第十五章

1宣光本「登ルトキ」

第十六章

1宣光本「性情ヲ功効ト」弘和本「性情ノ功効ト」　2宣賢本正治本「可キトコロアラス」弘和本両訓。　3弘和本「無シ。然ルニ」　4弘和本「其ノ言コト物ヲ体ニシテ所謂ル事ニ幹（カン）ナリ易キカ猶シ」　5正治本「トトノフル」　6内閣本宣光本「其ノ」弘和本「其レ」

第十七章

1国会本「物ヲナスコト」2弘和本「之ヲツチカウ」両訓。国会本「ツチカウ」　3弘和本「之ヲヤフル」両訓。

第十九章

1正治本宣光本「ツラネ」とも　2国会本「カミシロヲ」　3宣賢本内閣本木村本弘和本「旅酬ニハ」

第二十章

。内閣本宣光本木村本弘和本「ホロフ」とも　2内閣本木村本「ホイヲ」正治本「ホイニ為ツタルト云ル」　3宣賢本宣光本内閣本木村本「オホイナリ」　4国会本「学ヲ好ハ」　5国会本「ヤワラケ」　6木村本「タトヘハ」とも。正治本無設字　7内閣本木村本宣光本「所｜以ノ者ノハ」　8内閣本宣光本「弩ー弓」に作り、底本にも「弩ー弓ィ」との校合がある。　9内閣本木村本「明ラカナラサレハ」とも。　10国会本「其ノ真実無妄ノ謂ナランコトヲ欲ス人事ノ当然ナリ」　11国会本「固｜執テ仁ヲスル所｜以。利シテ行｜也」　12内閣本宣光本「トトマリテ」国会本「ヤミテ」　13正治本内閣本木村本宣光本「果ニシテ」　14国会本「誠ハ実ニ此ノ篇ノ樞紐ナリ」

第二十一章

1国会本「性ノ所（ママニシテアラユル）有｜者ノナリ」　2宣賢本「ココロ」

第二十二章

1国会本「ミツナル」　2内閣本木村本宣光本「モ」　3内閣本「ミト」

第二十三章

1内閣本木村本宣光本「ウチニ」

第二十五章

1正治本内閣本木村本宣賢本「発スルナリ」　2国会本「固ー有ニシテ」

第二十六章

1国会本「ツムコト」　2国会本「フタツナラス」　3宣賢本内閣本宣光本「其ノ」以下同　4正治本内閣本在賢本宣光本「至レルニ」　5正治本内閣本木村本宣光本「貳ココロアラ」

第二十七章

1国会本「道ヲ凝(アツムル)ノ」　2内閣本宣光本「心ヲ存ス」　3国会本「位ニアラシムルヲ」

第二十八章

1宣賢本「イヤシウシ」　2国会本「ホシイママニスルコトヲ」　3弘和本「コト」　4宣賢本弘和本内閣本木村本「シルシトスルニ」在賢本宣光本両訓　5正治本「従ハン」内閣本木村本宣光本両訓

第二十九章

1国会本「ミツルナリ」　2各本「エキ」と附訓

第三十二章

1内閣本木村本宣光本「其レ」　2宣賢本内閣本宣光本「其レ仁アリ。其レ淵ナリ」　3国会本「其ノ天ナリト云トキハ」　4正治本宣光本「以テ」

第三十三章

1内閣本木村本宣光本在賢本「ウシナフ」　2正治本内閣本「ケイハケイト同ク」宣光本「ケイトハケイ同ク」　3国会本「カサナレハ」　4国会本「コイネカハクハ」　5国会本「鈇ー鉞ヨリモ」　6国会本「神明ニ感格スルノ際」　7内閣本木村本「正ニ以テ声ヲ大トニ色トニ〔セ〕サルコトヲ」宣光本「正ニ以テ其ノ声ヲ大ニスル色トニ〔アラ〕サルコトヲ」正治本「正ニ声ト色ト大スルニアラサルコトヲ」国会本「正ニ声ト色トヲ大ニセサルヲ以テナリト云コトヲ」　8宣光本在賢本「至レリト」　9宣光本在賢本別訓「自(メレ)下学　為(タメニシ)レ己謹(カツツシムコト)ニ　独(アルコトヲ)之事ニ」　10国会本「ナレ致ス」　11国会本「約ヤカニ」　12在賢本「其レ」